

海田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成31年3月

広島県海田町

目次

1. 計画策定の基本的な考え方の整理	1
1) 計画策定の趣旨	1
2) 計画の位置づけ	2
3) 計画対象区域	3
4) 計画の範囲	3
5) 計画目標年次	3
2. 地域概況の整理	4
1) 位置及び地理的特性	4
(1) 位置	4
(2) 地理的・地形的特性	5
2) 人口等の推移	10
3) 産業の動向	12
4) 環境の現況	14
5) 総合計画等との関係	19
3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	20
1) ごみ処理の現況及び課題	20
(1) ごみ処理フロー	20
(2) ごみ処理の実績	21
(3) ごみの性状	25
(4) ごみ処理体制	26
(5) ごみ処理の評価	33
(6) 課題の抽出	39
2) ごみ処理基本計画	41
(1) 基本理念・基本方針	41
(2) ごみ処理に係る数値目標の設定	42
(3) ごみ減量化のための施策に関する事項	45
(4) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	49
(5) ごみ処理方法及び処理主体	50
(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	51
(7) ごみ処理施設に関する概略検討	54
(8) その他ごみ処理に関し必要な事項	55

資料編

1. 既計画の検証	(1)
1) 数値目標の検証.....	(1)
2) 施策実施状況の検証.....	(7)
2. 各種調査	(9)
1) 家庭系可燃ごみの組成分析.....	(9)
2) 許可業者に対する排出事業所実態調査.....	(11)
3. ごみ処理行政の動向.....	(16)
4. ごみの発生量及び処理量の見込み.....	(19)
1) 行政区域内人口の予測.....	(19)
2) ごみ排出量の予測.....	(24)

1. 計画策定の基本的な考え方の整理

1) 計画策定の趣旨

近年、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっている。私たちが日々行う、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有している。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊等様々な環境問題にも密接に関係している。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、循環型社会の構築を目指してきた。平成 30 年 4 月に閣議決定した「第 5 次環境基本計画」では、環境に関する国際的合意である持続可能な開発目標（SDG s）、パリ協定の考え方を活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指している。また、平成 30 年 6 月に閣議決定した「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることを掲げている。重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」等、6 つの方向性を示し、概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示している。

広島県においても、「第 4 次広島県環境基本計画」（平成 28 年 3 月策定）等の各種関連計画との整合を図りながら、平成 28 年 3 月に「第 4 次広島県廃棄物処理計画」を策定し、「循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ～効率的、安定的な廃棄物処理体制の構築～」を基本理念に掲げ、2R や中間処理過程でのエネルギー・熱回収に努めている。

海田町（以下、「本町」という。）の状況をみると、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成 21 年 3 月策定）（以下、「既計画」という）の目標値に対して、ごみ総排出量及び最終処分量は達成しているが、資源化量は減少しており目標達成していない。現在、既計画の策定から 9 年が経過し、計画期間（平成 21 年度～平成 30 年度）が終了することや、本町の現状や新たな課題、本町を取り巻く環境も変化していることから、新たな計画の策定が必要である。

以上より、本町では近年の社会情勢や本町のごみ処理状況を踏まえた上で、今後のごみ処理の方針を明確にし、ごみ処理に関する施策等の必要事項を定めるため、海田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

2) 計画の位置づけ

本計画は、関係法令や第4次広島県廃棄物処理計画、第4次海田町総合計画に基づき、今後のごみ処理に関する施策等の方針を示すものである。本計画の位置づけを図1に示す。

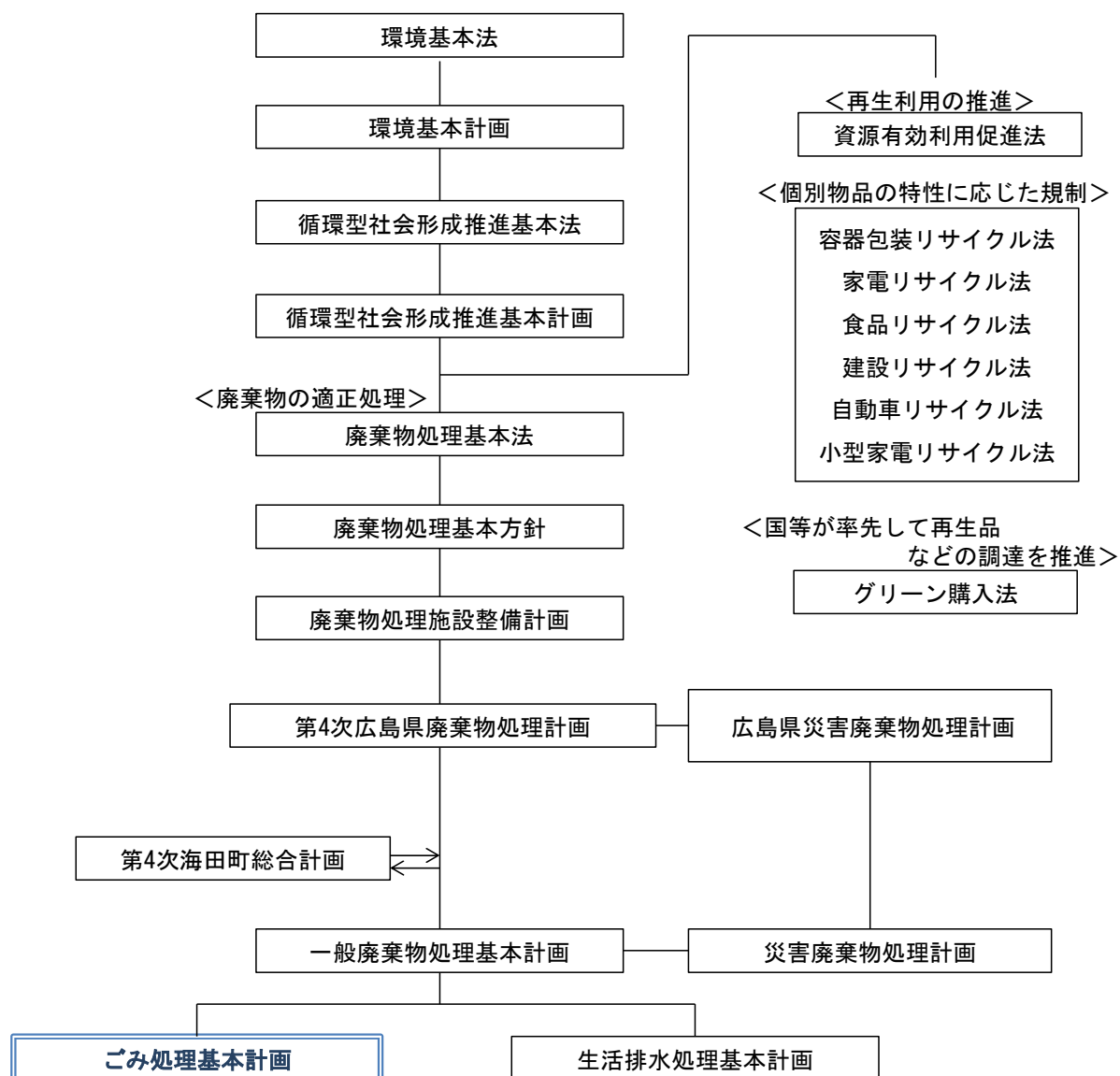


図1 本計画の位置づけ

3) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とする。

4) 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、家庭及び事業所から排出される一般廃棄物とする。なお、原則として、本町が収集しているごみ種類を対象とし、固形状のもの（ごみ）とする。

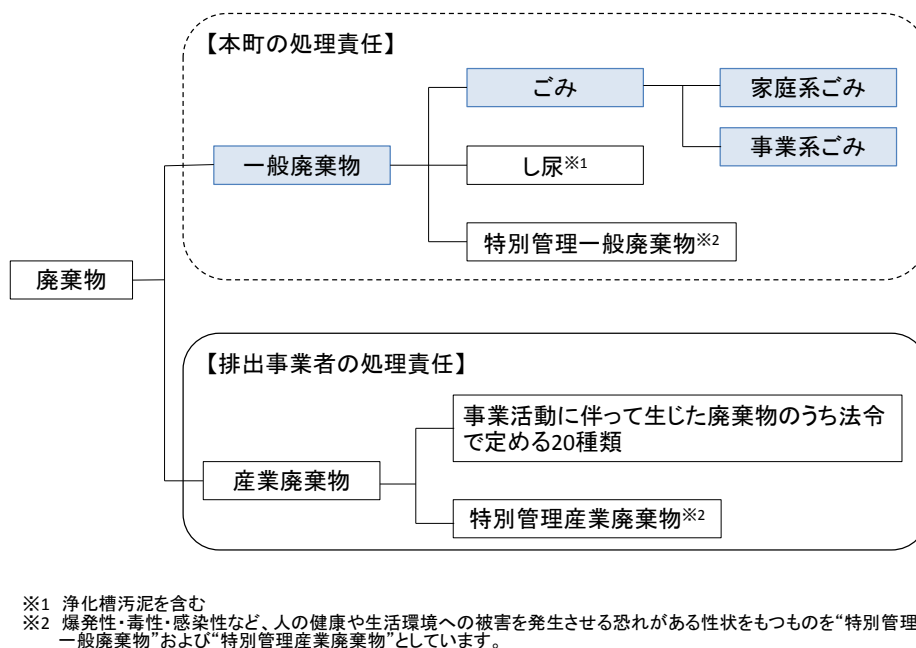


図 2 対象とする廃棄物

5) 計画目標年次

本計画は、平成 31 年度を初年度とし、平成 40 年度を目標年度とする 10 カ年計画とする。
また、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変更があった場合は、その都度見直しを行うものとする。

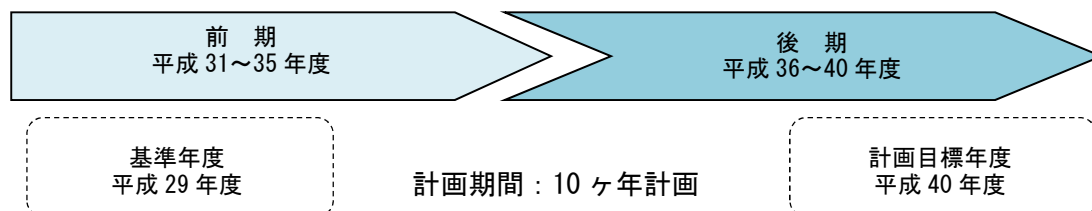


図 3 計画期間

2. 地域概況の整理

1) 位置及び地理的特性

(1) 位置

本町は広島県の南西部に位置し、政令指定都市広島市（安芸区）と隣接している。北に日浦山（345.9m）、東西に洞所山（641.4m）、金ヶ灯籠山（531.8m）の連峰が町境をなし、西は海に面し、中央を瀬野川が流れ、海田湾に注いでいる。面積は、13.79km²で、人口密度は2,064.9 人/ km²である。

表 1 本町の位置

位置 ※	東経	132° 32′ 0″
	北緯	34° 22′ 09″

資料：国土地理院 市区町村別面積（平成 29 年 10 月 1 日）
※海田町役場

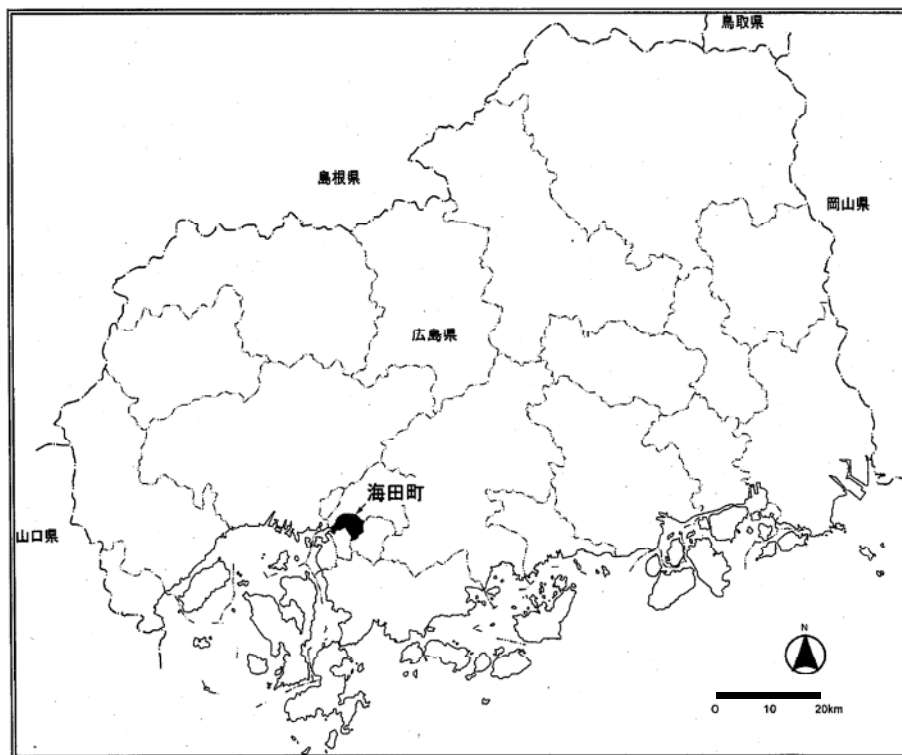


図 4 本町の位置図

(2) 地理的・地形的特性

① 交通

鉄道は東西方向を JR 山陽本線が、南北方向を JR 呉線が走り、それぞれ広島市方面と東広島市方面、呉市方面とをつないでいる。主要な道路網としては、国道 2 号が東西方向に、国道 31 号が南北方向を走り、両者が交差して広島市の中心部方面等に向かう。

広域的な立地や交通条件をみると、広島市、呉市、東広島市の間に位置し、これら 3 都市をつなぐ交通の結節点となっており、東広島バイパス・広島南道路が全線開通すると、交通利便性がさらに高まるとともに、市街地内、特に国道 2 号の通過交通が軽減すると予測される。

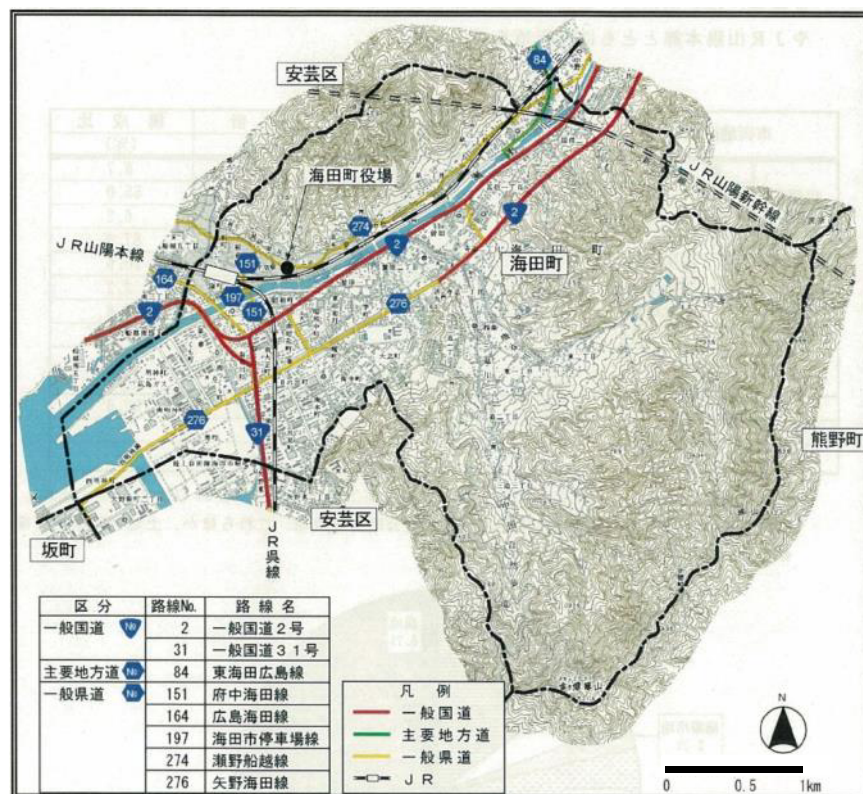


図 5 本町の交通

② 土地利用

本町の土地利用は、自然的土地利用が 65.5%、都市的土地利用が 34.5%となっている。

市街地については、瀬野川以北に形成された旧市街地、工業系に特化した臨海部からスプロールの的に形成された市街地、及びこれに連担する農住市街地から構成されている。

そして、これら市街地は南北から山林に取り囲まれ、多くの住民はこれらの狭い平坦地に住んでいる。また、瀬野川が北東から南西に流れ、平行して通る国道 2 号や IR 山陽本線とともに市街地を分断している。

表 2 土地利用狀況

市街地区域		市街化区域	市街化調整区域	合計	構成比	
		(ha)	(ha)	(ha)	(%)	
自然的 土地利用	農地		55	12	67	4.9
	山林		17	766	783	57.0
	水面その他		34	15	49	3.6
	小 計		106	793	899	65.5
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	163	2	165	12.0
		商業用地	30	0	30	2.2
		工業用地	66	0	66	4.8
		小 計	259	2	261	19.0
	その他		177	36	213	15.5
	小 計		436	38	474	34.5
合 計		542	831	1,373	100	
可 住 地		309	784	1,093	—	
非可住地		233	47	280	—	

※非可住地は、水面、その他の自然池、商業用地及び工業用地のうち2ha以上のもの、公共・公益用地、道路用地、交通施設用地、その他の公的施設用地、これら他、土地利用状況に関係なく全ての工業用地。

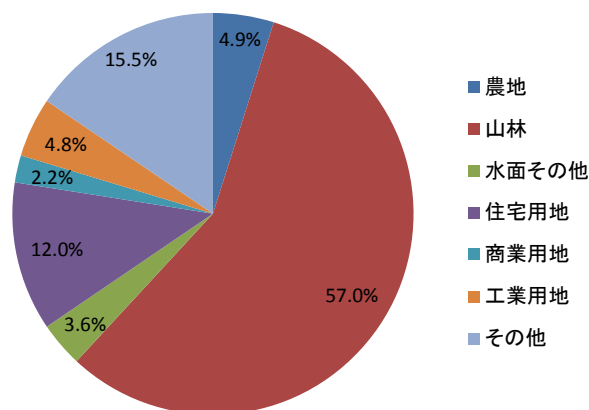


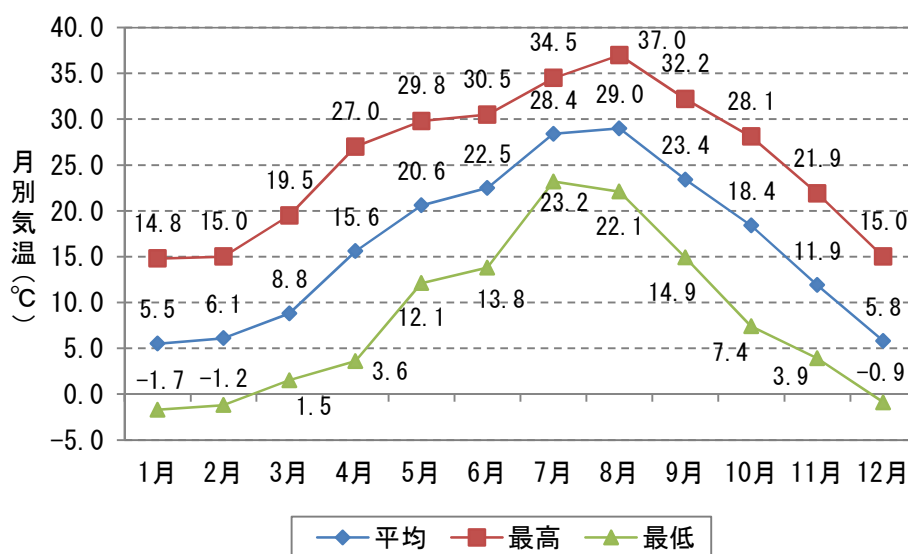
表 3 土地利用狀況

③ 気象

本町の近隣にある広島地方気象台における平成 29 年の気温、降水量・降水日数を以下に示す。

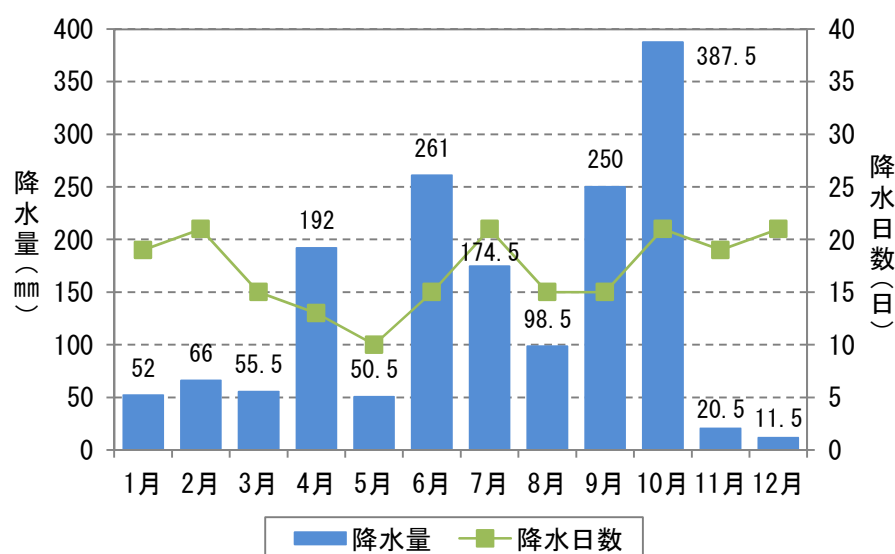
本町の年平均気温は 5.5℃～29.0℃で、月の最高気温と最低気温の差は、7 月が最も小さく 11.3℃、4 月は最も大きく 23.4℃であった。

降水量は、梅雨の 6 月と台風が多く襲来する 9 月～10 月にかけて多くなっていた。また、降水日数に比べて降水量が多く、集中的な大雨が観測された。



※気象庁統計（広島地方気象台）

図 6 月別気温（2017 年 広島地方気象台）



※気象庁統計（広島地方気象台）

図 7 月別降水量及び降水日数（2017 年 広島地方気象台）

経年の気象データとして、1998 年から 2017 年にかけての各年の年降水量や平均気温、平均風速等を表 2 に示す。

表 4 年平均値（1998 年～2017 年）（広島地方気象台）

項目 年	年降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	年間 日照時間
	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	時間
1998	1,508	17.6	34.9	-3.7	3.7	20.4	1,925
1999	1,703	16.7	36.0	-3.8	3.7	32.1	1,964
2000	1,139	16.5	36.9	-1.4	3.8	16.2	2,069
2001	1,556	16.3	37.9	-3.9	3.9	14.2	2,111
2002	1,273	16.5	36.8	-2.6	3.9	15.9	2,071
2003	1,710	16.1	34.1	-3.9	3.7	20.7	1,933
2004	1,902	17.0	38.6	-4.0	3.9	33.3	2,222
2005	1,323	16.1	35.8	-4.0	3.7	19.3	2,145
2006	1,960	16.3	36.5	-2.9	3.7	21.5	1,938
2007	1,048	17.0	36.9	-1.5	3.7	16.0	2,099
2008	1,149	16.4	36.7	-2.1	3.7	13.9	2,101
2009	1,487	16.4	35.4	-2.3	3.7	15.1	1,996
2010	1,586	16.6	37.0	-1.8	3.5	16.9	2,049
2011	1,502	16.2	35.3	-4.6	3.5	16.8	1,969
2012	1,478	16.2	36.6	-3.4	3.4	17.1	1,962
2013	1,821	16.6	36.5	-2.2	3.4	17.2	2,249
2014	1,573	16.2	36.4	-1.5	3.4	17.6	1,980
2015	1,641	16.6	35.9	-1.0	3.2	16.0	1,963
2016	2,124	17.2	37.2	-3.9	3.2	13.4	1,897
2017	1,620	16.3	37.0	-1.7	3.2	15.7	2,098

※気象庁統計（広島地方気象台）

④ 河川の分布

本町を流れる主な河川としては、東広島市の曾場ヶ城山を源流とし、広島市安芸区と本町を流下して、海田湾から瀬戸内海に注ぐ二級河川の瀬野川（流路延長 22. km、流域面積 122. 2km²）のうち、この瀬野川に注ぎ込む支流として三迫川及び唐谷川がある。本町を流下する河川の分布を以下に示す。



図 8 河川の分布

2) 人口等の推移

① 人口・世帯数

本町における、人口と世帯数の推移を以下に示す。人口と世帯数は増加傾向である。また、1世帯当たりの人口は減少している。

表 5 人口の推移

項目	(年度)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
	(日付)	H26. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H29. 3. 31	H30. 3. 31
行政区域内人口	(人)	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857
世帯数	(世帯)	12,516	12,726	12,853	13,170	13,318
1世帯当たりの人口	(人/世帯)	2.30	2.29	2.28	2.25	2.24

資料：住民基本台帳

※各年 3 月末 外国人人口含む。

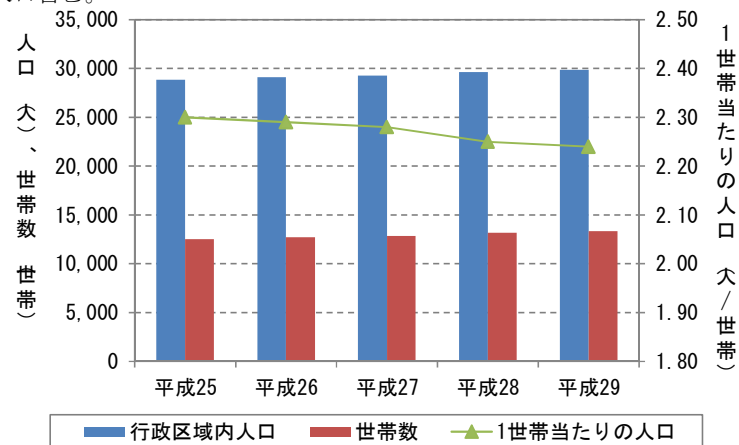


図 9 人口の推移

② 年齢別男女別人口

本町の年齢 3 区分別男女別人口を表 6 に、5 歳階級別男女別人口を表 7 に示す。町の 5 歳階級別男女別人口のグラフは、図 10 より、14 歳以下の人口の割合が低く生産年齢以上の人口の割合が高い「つば型」をしている。

表 6 年齢 3 区分別男女別人口

	人口 (人)			人口割合 (%)		
	合計	男	女	合計	男	女
総数	29,857	14,834	15,023	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0～14 歳)	4,397	2,271	2,126	14.7	15.3	14.2
生産年齢人口 (15～54 歳)	18,417	9,498	8,919	61.7	64.0	59.4
老年人口 (65 歳以上)	7,043	3,065	3,978	23.6	20.7	26.5

資料：住民基本台帳

※平成 30 年 3 月末 外国人人口含む。

表 7 5 歳階級別男女別人口

年齢	人口（人）			人口割合（％）		
	合計	男	女	合計	男	女
総数	29,857	14,834	15,023	100.0	100.0	100.0
0～4 歳	1,579	818	761	5.3	5.5	5.1
5～9 歳	1,445	729	716	4.8	4.9	4.8
10～14 歳	1,373	724	649	4.6	4.9	4.3
15～19 歳	1,459	740	719	4.9	5.0	4.8
20～24 歳	1,512	801	711	5.1	5.4	4.7
25～29 歳	1,842	1,016	826	6.2	6.9	5.5
30～34 歳	2,104	1,123	981	7.1	7.6	6.5
35～39 歳	2,020	1,048	972	6.8	7.1	6.5
40～44 歳	2,297	1,134	1,163	7.7	7.6	7.7
45～49 歳	2,328	1,204	1,124	7.8	8.1	7.5
50～54 歳	1,814	946	868	6.1	6.4	5.8
55～59 歳	1,521	765	756	5.1	5.2	5.0
60～64 歳	1,520	721	799	5.1	4.9	5.3
65～69 歳	2,034	984	1,050	6.8	6.6	7.0
70～74 歳	1,691	785	906	5.7	5.3	6.0
75～79 歳	1,409	614	795	4.7	4.1	5.3
80～84 歳	961	399	562	3.2	2.7	3.7
85～89 歳	578	200	378	1.9	1.4	2.5
90～94 歳	263	68	195	0.9	0.5	1.3
95～99 歳	89	13	76	0.3	0.1	0.5
100～104 歳	15	2	13	0.1	0.0	0.1
105～109 歳	3	0	3	0.0	0.0	0.0
110 歳～	0	0	0	0.0	0.0	0.0

資料：住民基本台帳

※平成 30 年 3 月末 外国人人口含む。

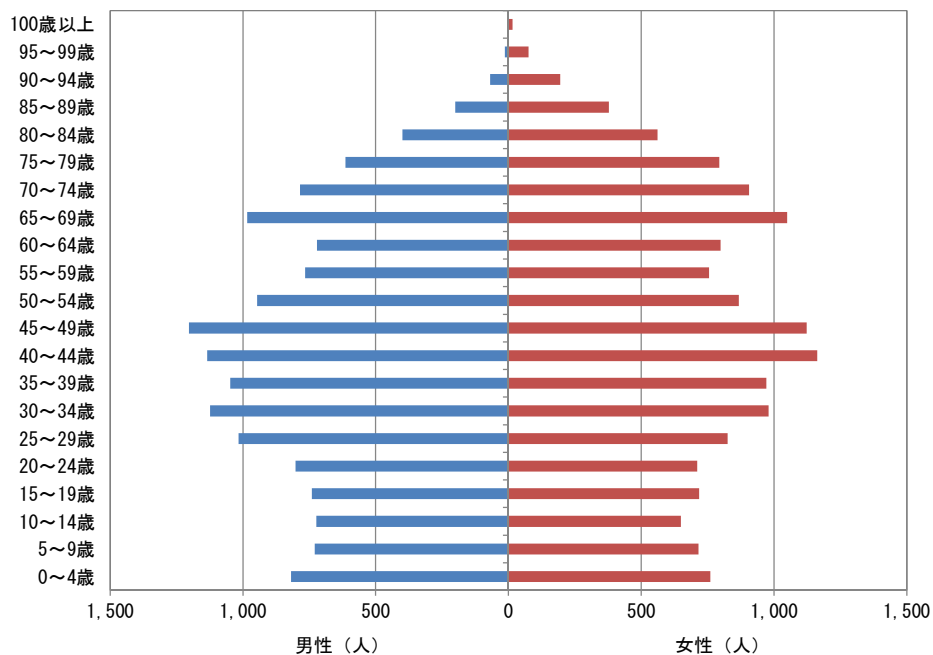


図 10 5 歳階級別男女別人口

3) 産業の動向

産業別人口割合と産業別就業者数の内訳を表 8、表 9、図 11 に示す。

本町では、全体の約 7 割を第 3 次産業が占めており、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて僅かに減少した。また、農林漁業の従事者は 15 人から 67 人増加して 82 人となり、第 1 次産業の割合が 0.5 ポイント増加している。産業就業者の総数は、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて 2,283 人増加した。

本町の産業は、広島県と概ね同様の傾向となっている。

表 8 産業別人口割合

区分	本町		広島県
	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 27 年 (2015)
第 1 次産業	0.1 %	0.6 %	3.1 %
第 2 次産業	28.9 %	28.8 %	26.0 %
第 3 次産業	69.9 %	68.3 %	67.7 %

資料：国勢調査

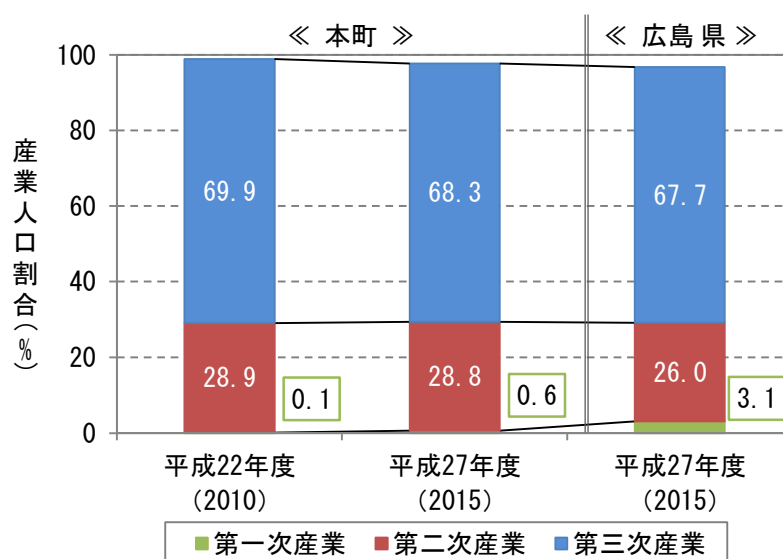


図 11 産業別人口割合

表 9 産業別就業者数の内訳

(単位：人)

区分		本町			広島県
		平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	増減 (平成 22 年 →平成 27 年)	平成 27 年 (2015)
第一次産業	農業	4	63	59	36,678
	林業	2	4	2	1,194
	漁業	9	15	6	3,440
	合計	15	82	67	41,312
第二次産業	鉱業	0	1	1	272
	建設業	585	914	329	101,348
	製造業	2,827	3,147	320	245,387
	合計	3,412	4,062	650	347,007
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	49	60	11	8,188
	情報通信業	235	265	30	23,518
	運輸業	1,059	1,070	11	71,401
	卸売・小売業	2,136	2,285	149	216,257
	金融・保険業	278	263	▲ 15	27,587
	不動産業	155	294	139	25,006
	学術研究・専門・技術サービス業	281	420	139	38,482
	宿泊業・飲食サービス業	543	636	93	68,604
	生活関連サービス業・娯楽業	357	479	122	44,644
	教育、学習支援業	496	571	75	61,781
	医療、福祉	1,267	1,634	367	178,115
	複合サービス業	73	108	35	12,730
	サービス業(他に分類されないもの)	691	913	222	76,616
	公務(他に分類されないもの)	645	642	▲ 3	51,340
	合計	8,265	9640	1,375	904,269
分類不能な産業		132	323	191	43,980
総数		11,824	14,107	2,283	1,336,568

資料：国勢調査

※▲は負の数値を示す。

4) 環境の現況

① 大気

広島県内では、県や市によって一般環境大気測定局 33 局、自動車排ガス測定局 7 局の計 40 局（2018 年 11 月現在）で大気の常時観測を実施している。本町においては、県の管轄により、一般環境大気測定局（海田高校）が配置されており、二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質等が観測されている。

本町の大気汚染常時観測調査では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準に適合していたが、光化学オキシダントは大気環境基準に適合していなかった。また、県内各観測地点でも同様に、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は全ての測定局で環境基準に適合していたが、光化学オキシダントは適合している測定局がなかった。

表 10 本町の大気汚染常時監視調査結果（観測地点：海田高校※¹）

項目		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状物質
本町 測定 結果	1 時間値の 年平均値	0.002 ppm	0.016 ppm	0.030 ppm※ ²	0.018 mg/m ³
	判定	適	適	否	適

資料：広島県大気汚染常時監視結果、環境省 大気汚染に係る環境基準

※¹ 設置主体は広島県

※² 光化学オキシダントは昼間の 1 時間値の年平均値

表 11 県内の大気環境基準適否状況

項目		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状物質
環境 基準 適否	測定局数 (局)	26	33	28	32
	適合局数 (局)	26	33	0	32
	適合率 (%)	100.0	100.0	0.0	100.0
環境上の条件		1 時間値の 1 日平 均値 0.04ppm 以下 であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平 均値 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であ ること。	1 時間値の 1 日平 均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下で あること。

資料：広島県大気汚染常時監視結果、環境省 大気汚染に係る環境基準

② 水質

本町においては、河川では瀬野川（昭和 45 年度指定）、海域として海田湾（昭和 49 年度指定）が、生活環境に係る環境基準の類型指定を受けており、瀬野川及び海田湾は環境基準 B 類型に指定されている。

河川及び海域水質の清濁の指標となる BOD、COD の環境基準達成状況及び環境基準点についての測定結果を以下に示す。

河川については、環境基準項目のうち BOD は、経年的にみても環境基準を満足している。また平成 29 年度において、その他の項目については大腸菌群数が環境基準を満足していない。

海域については、環境基準項目のうち COD は、平成 25 年度以降は平成 26 年度を除いて環境基準を超えており、平成 27 年度以降は増加傾向にある。また平成 29 年度において、その他の項目についても環境基準を超えている。

表 12 河川の水質汚濁状況（BOD）

水系名	環境基準 類型指定 水域名	環境 基準 類型	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
			平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n
			(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)	
瀬野川	瀬野川	B	1.1	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12

資料：広島県公共用水域等の常時監視、測定点：日浦橋、調査名：年間調査 全層

※m：環境基準に適合しなかった検体数、n：総検体数

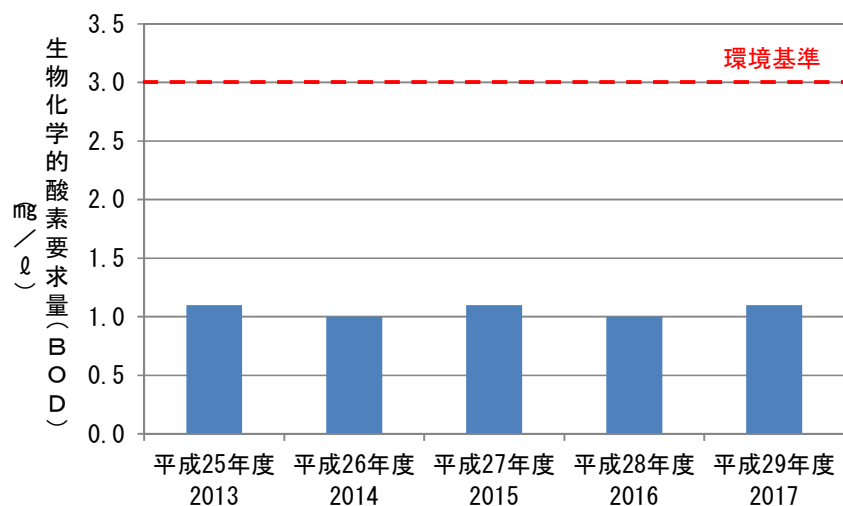


図 12 河川の水質汚濁状況（BOD）

表 13 環境基準についての測定結果（河川）

水系名	測 定 地点名	環境 基準 類型	水 素 イオン 濃 度 (PH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)			浮遊物 質 量 (SS)	大腸菌群数
					平均値	75%値			
			(mg/ℓ)	(mg/ℓ)			(mg/ℓ)	(MPN/100mℓ)	
瀬野川	日浦橋	B	7.1～7.6	7.5～12	<0.5～2.4	1.1	1.1	<1～2	1,400～ 70,000
			0/12	0/12	0/12			0/12	8/12

資料：広島県公共用水域等の常時監視

表 14 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
		(pH)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100ml)
AA	水道 1 級自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	1 以下	25 以下	50 以下
A	水道 2 級水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下
B	水道 2 級水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下
C	水産 3 級工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以上	5 以下	50 以下	—
D	工業用水 2 級農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	2 以上	8 以下	100 以下	—
E	工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	2 以上	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	—

資料：広島県公共用水域等の常時監視

表 15 海域の水質汚濁状況 (COD)

水系名	環境基準 類型指定 水域名	環境 基準 類型	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
			平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n
			(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)	
広島湾	海田湾	B	3.1	21/48	2.7	15/48	3.3	24/48	3.6	21/48	4.4	25/48

資料：広島県公共用水域等の常時監視

※m：環境基準に適合しなかった検体数、n：総検体数

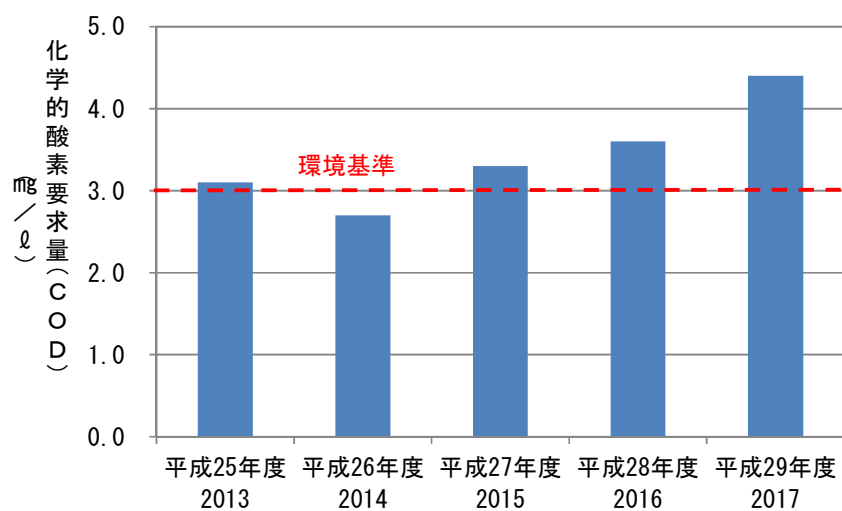


図 13 海域の水質汚濁状況 (COD)

表 16 海域についての測定結果

水系名	測 定 地点名	環境 基準 類型	水 素 イオン 濃 度 (PH)	溶存酸素量 (DO)	化学的酸素要求量 (COD)			N-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	大腸菌群数
					平均値	75%値			
				(mg/ℓ)	(mg/ℓ)			(mg/ℓ)	(MPN/100mℓ)
海田湾	広島湾 1	B	7.8～8.6	5.3～14	1.7～12	4.4	5.6	<0.5～<0.5	<2～4,900
			3/24	0/24	14/24			0/12	-/24
	広島湾 27	B	7.8～8.7	4.8～13	1.6～20	4.3	4.5	<0.5～1.1	<2～33,000
			5/24	1/24	11/24			1/12	-/24

資料：広島県公共用水域等の常時監視

表 17 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度	溶存酸素量 (DO)	化学的酸素 要求量 (COD)	N-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	大腸菌群数
		(pH)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100ml)
A	水産 1 級水浴自然環境保全及 び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	7.5 以上	2 以下	検出されな いこと	1,000 以下
B	水産 2 級工業用水及び C の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	検出されな いこと	—
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	5 以上	8 以下	—	—

資料：広島県公共用水域等の常時監視

5) 総合計画等との関係

第4次海田町総合計画 後期基本計画（平成28年9月）の概要は、以下のとおりである。

《 第4次海田町総合計画 後期基本計画（抜粋） 》

まちの将来像	ひと輝く・四季彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る、支え合う豊かさづくり～								
計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度 ○前期計画：平成 23 年度～平成 27 年度 ○後期計画：平成 28 年度～平成 32 年度								
将来人口	28,729 人（平成 32 年度）								
基本目標	●「子育てしやすく人が輝くまち」をめざします ●「環境を大切にするまち」をめざします ●「個性と活力のあるまち」をめざします ●「支え合いと協働のまち」をめざします								
ごみに関する 取り組み方針	環境保全と循環型社会の形成								
ごみに関する 具体施策	①公害防止・環境保全対策の推進 ・公害防止対策の推進及び意識啓発 ・環境保全対策の推進 ②ゴミの少ない地域づくり ・不法投棄及び資源物抜き取りの監視 ・地域における清掃美化活動の促進 ・身近な自然とふれあいによる環境保全意識の啓発 ・ごみの分別収集の啓発 ③ゴミ処理体制の整備 ・広域的なゴミ処理体制の充実 ・ゴミ処理施設の整備 ④3Rの推進 ・地域ぐるみで取り組む3R ・マイバッグ運動の推進 ・小型家電の分別収集 ・プラスチック製容器包装の収集実施								
ごみに関する 目標指標	<table><tr><td>指標</td><td>現状（平成 27 年度）</td><td>目標（平成 32 年度）</td></tr><tr><td>ゴミ不法投棄件数</td><td>95 件</td><td>50 件</td></tr></table>			指標	現状（平成 27 年度）	目標（平成 32 年度）	ゴミ不法投棄件数	95 件	50 件
指標	現状（平成 27 年度）	目標（平成 32 年度）							
ゴミ不法投棄件数	95 件	50 件							

3. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

1) ごみ処理の現況及び課題

(1) ごみ処理フロー

本町で排出された可燃ごみは、安芸クリーンセンターに搬入される。資源ごみと大型ごみ（直接搬入）については、海田町環境センターに搬入される。また、安芸クリーンセンターで中間処理により排出される溶融残渣と埋立ごみについては、一般財団法人広島県環境保全公社埋立最終処分場で最終処分される。

資源物は、民間業者により資源化され、有害ごみは公益社団法人全国都市清掃会議にて適正に処理される。

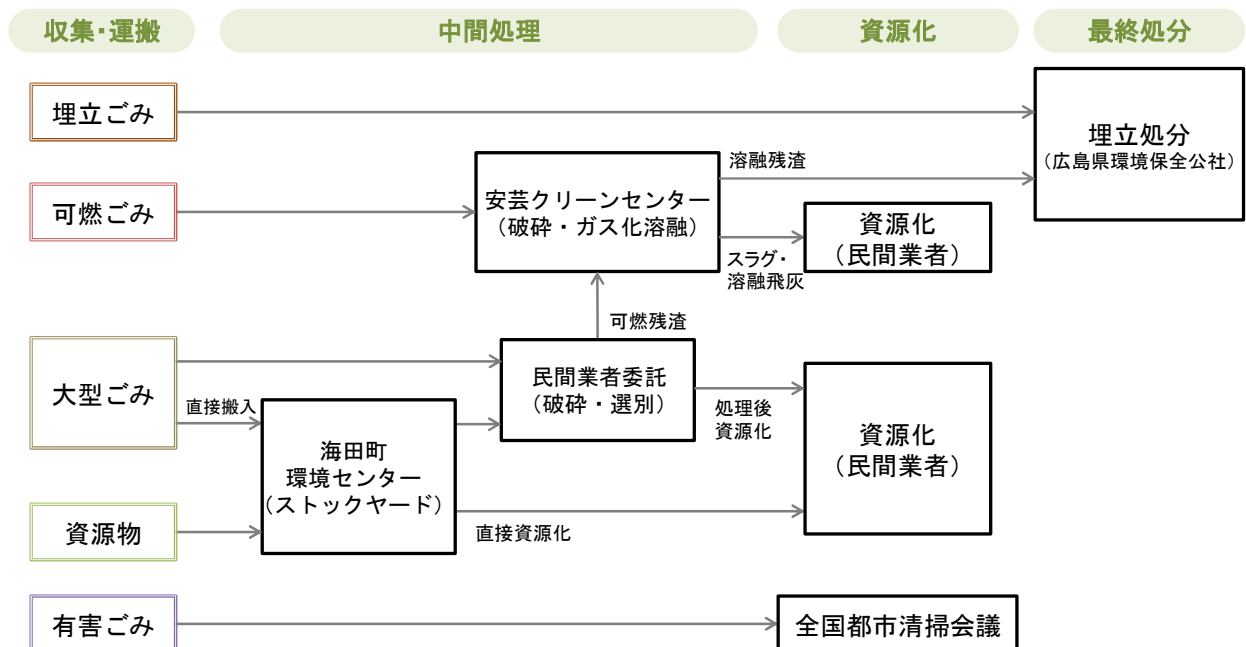


図 14 ごみ処理フロー

(2) ごみ処理の実績

① ごみの種類別・収集形態別・排出形態別排出量

家庭ごみは、全体として減少傾向である。ごみ種類別に見ると、最も多くを占める可燃ごみは横ばいに推移している。大型ごみは平成 27 年度以降増加傾向であり、資源物は減少傾向である。収集形態別にみると、全てのごみ種類において委託収集が最も多い。

表 18 家庭ごみ排出量

年 度			平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
家庭 ご み	可燃ごみ	(t/年)	4,715	4,766	4,742	4,639	4,644
	直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0
	委託収集	(t/年)	4,609	4,666	4,642	4,541	4,547
	住民持込	(t/年)	106	100	100	98	97
	大型ごみ	(t/年)	406	398	402	426	476
	直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0
	委託収集	(t/年)	283	280	334	368	420
	住民持込	(t/年)	123	118	68	58	56
	埋立ごみ	(t/年)	124	103	105	97	102
	直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0
	委託収集	(t/年)	92	76	77	71	76
	住民持込	(t/年)	32	27	28	26	26
	資源物	(t/年)	1,210	1,033	1,025	987	946
	直営収集	(t/年)	162	135	142	138	130
	委託収集	(t/年)	917	781	764	734	705
	住民持込	(t/年)	131	117	119	115	111
	有害ごみ	(t/年)	8	16	15	9	9
	直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0
	委託収集	(t/年)	7	14	13	7	7
	住民持込	(t/年)	1	2	2	2	2
	合 計	(t/年)	6,463	6,316	6,289	6,158	6,177

※海田町ごみ処理の概要

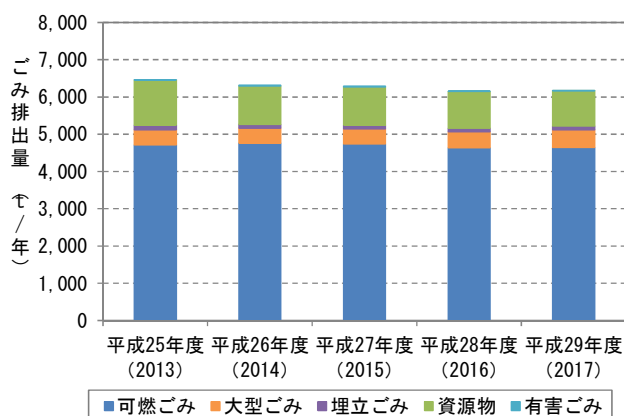


図 15 家庭ごみ種類別排出量

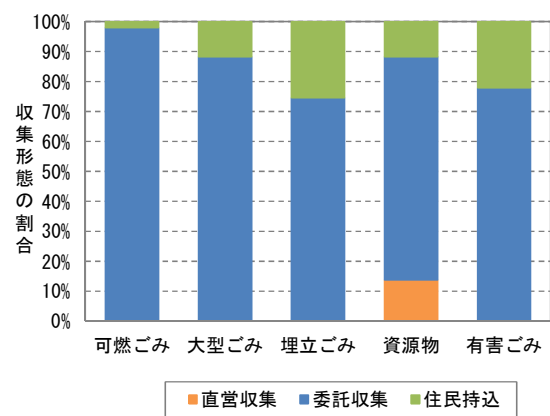


図 16 家庭ごみ収集形態別排出量 (H29)

事業系ごみは、全体として横ばいに推移している。

ごみ種類別にみると、最も多くを占める可燃ごみは横ばいに推移している。資源物も同様に横ばいに推移しており、大型ごみは減少傾向である。

搬入形態別にみると、可燃ごみと大型ごみは一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、「許可業者」という）による搬入が多く、資源物は事業者による搬入のみである。

表 19 事業系ごみ排出量

年 度			平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
事業系ごみ	可燃ごみ	(t/年)	3,084	3,055	3,118	3,100	3,127
	許可業者	(t/年)	3,022	2,986	3,059	3,069	3,068
	事業者持込	(t/年)	62	69	59	31	59
	大型ごみ	(t/年)	188	198	174	173	156
	許可業者	(t/年)	116	132	117	117	129
	事業者持込	(t/年)	72	66	57	56	27
	資源物	(t/年)	6	6	5	5	6
	許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0
	事業者持込	(t/年)	6	6	5	5	6
	合 計	(t/年)	3,278	3,259	3,297	3,278	3,289

※海田町ごみ処理の概要

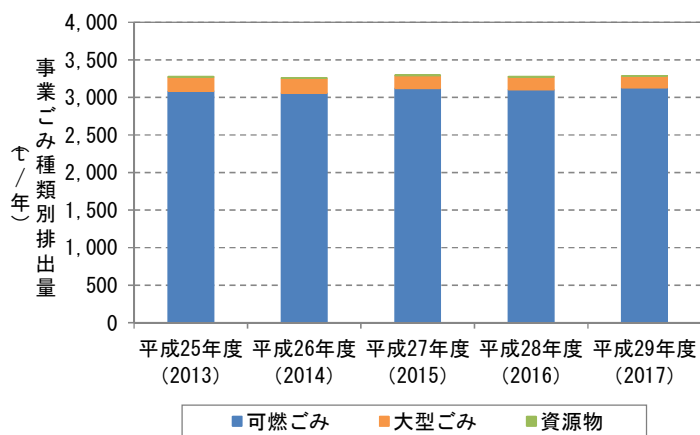


図 17 事業系ごみ種類別排出量

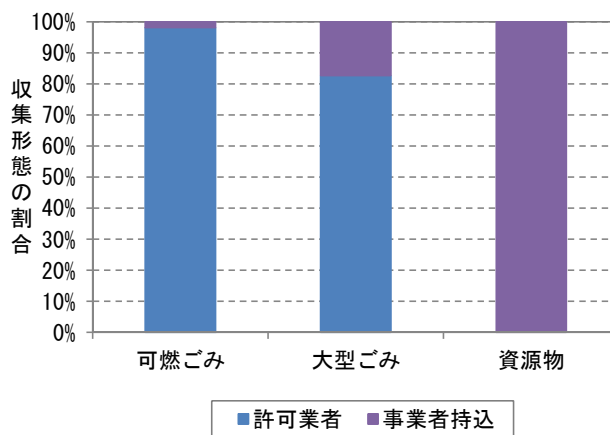


図 18 事業系ごみ収集形態別排出量 (H29)

環境美化ごみとは、地域清掃により集められたごみであり、他ごみ種類と同様に分別される。環境美化ごみとしては、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物があり、全体として減少傾向である。

ごみ種類別にみると、可燃ごみの排出量は減少傾向である。また、埋立ごみと資源物も減少傾向である。

収集形態別にみると、可燃ごみは事業者持込と直営収集の割合が同等であり、埋立ごみと資源物は直営収集のみである。

表 20 環境美化ごみ排出量

年 度			平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
環境 美化 ご み	可燃ごみ	(t/年)	158	153	120	124	103
	事業者持込	(t/年)	93	80	67	70	54
	直営収集	(t/年)	65	73	53	54	49
	埋立ごみ	(t/年)	20	20	14	12	8
	事業者持込	(t/年)	0	0	0	0	0
	直営収集	(t/年)	20	20	14	12	8
	資源物	(t/年)	17	17	10	13	13
	事業者持込	(t/年)	0	0	0	0	0
	直営収集	(t/年)	17	17	10	13	13
	合 計	(t/年)	195	190	144	149	124

※海田町ごみ処理の概要

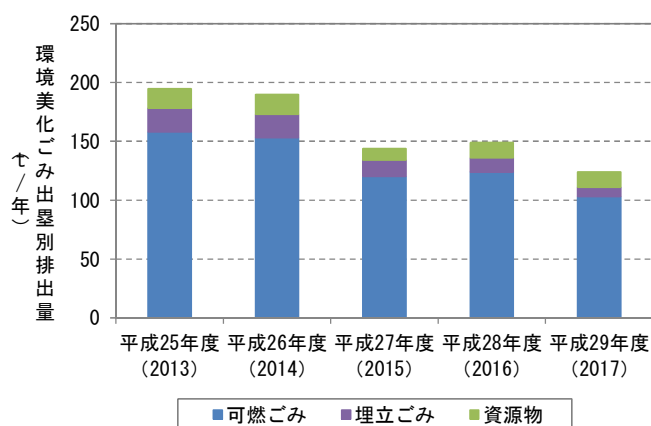


図 19 環境美化ごみ種類別排出量

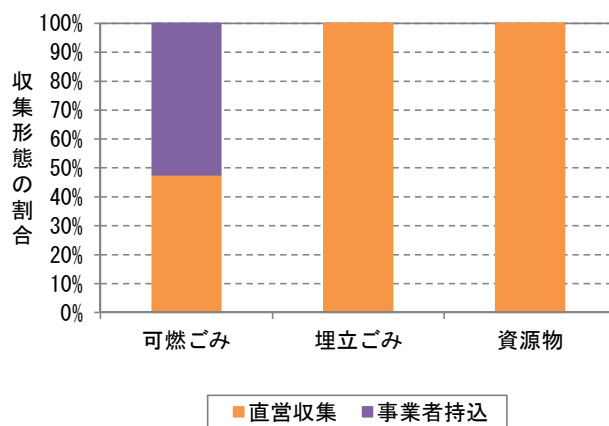


図 20 環境美化ごみ収集形態別排出量 (H29)

② 集団回収量

集団回収は、町内会や子ども会等の住民団体が中心となって定期的に資源ごみを回収する、コミュニティ単位で行われる活動である。本町では行政主導のステーション収集に力を入れているため、このような集団回収を実施していない。

③ ごみ種類別排出原単位

ごみ排出量原単位は、全体として減少傾向である。

ごみ種類ごとに見ると、可燃ごみ、埋立ごみ及び資源物は減少傾向であり、大型ごみと有害ごみは概ね横ばいで推移している。

表 21 ごみ種類別排出量原単位

年 度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
人口	(人)	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857
可燃ごみ	(t/年)	7,957	7,974	7,980	7,863	7,874
原単位	(g/人日)	756.2	750.3	747.1	726.9	722.5
大型ごみ	(t/年)	594	596	576	599	632
原単位	(g/人日)	56.5	56.1	53.9	55.4	58.0
埋立ごみ	(t/年)	144	123	119	109	110
原単位	(g/人日)	13.7	11.6	11.1	10.1	10.1
資源物	(t/年)	1,233	1,056	1,040	1,005	965
原単位	(g/人日)	11.7	9.9	9.7	9.3	8.9
有害ごみ	(t/年)	8	16	15	9	9
原単位	(g/人日)	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
合 計	(t/年)	9,936	9,765	9,730	9,585	9,590
原単位	(g/人日)	944.3	918.8	910.9	886.1	880.0

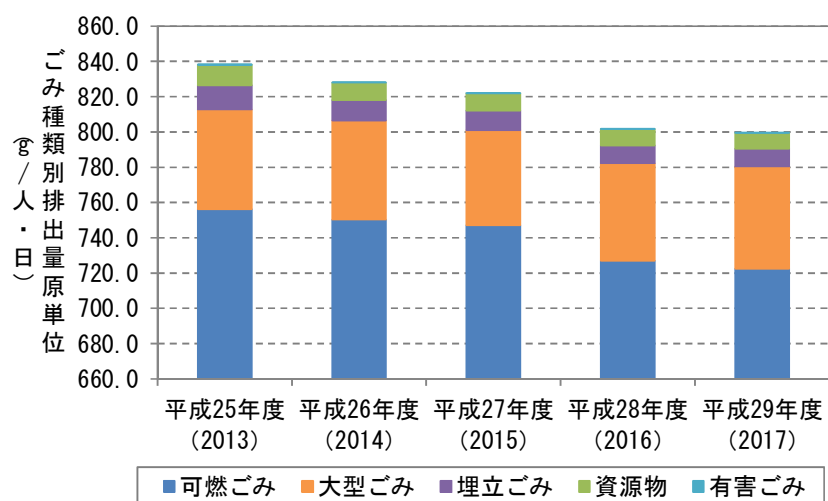


図 21 ごみ種類別排出量原単位

(3) ごみの性状

ごみ組成は、平成 30 年 8 月に実施した家庭系可燃ごみの組成分析と許可業者へのアンケートにより、以下のとおり確認した。

① 家庭系可燃ごみ

家庭系可燃ごみの組成は、生ごみが最も多く、全体の約 35%を占めていた。次に紙類が全体の約 24%を占めており、また、プラスチック類が全体の約 18%を占めていた。

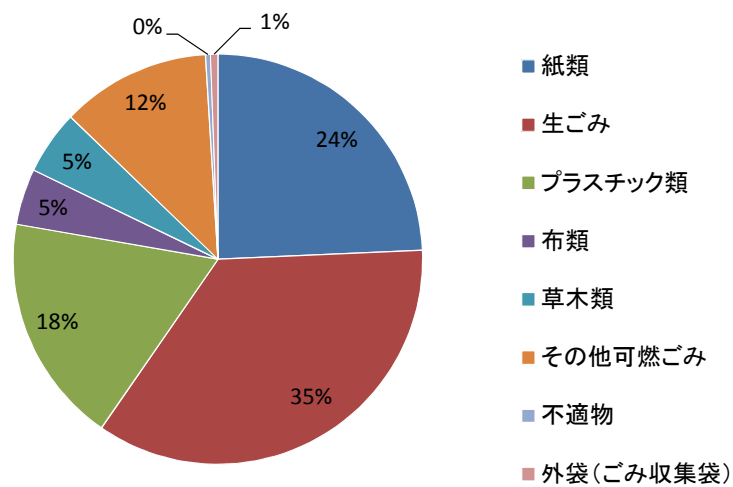


図 22 家庭系可燃ごみ組成

② 事業系ごみ

事業系ごみの組成は、生ごみが全体の 45%、紙くずが 20%、プラスチック類が 9%を占めていた。

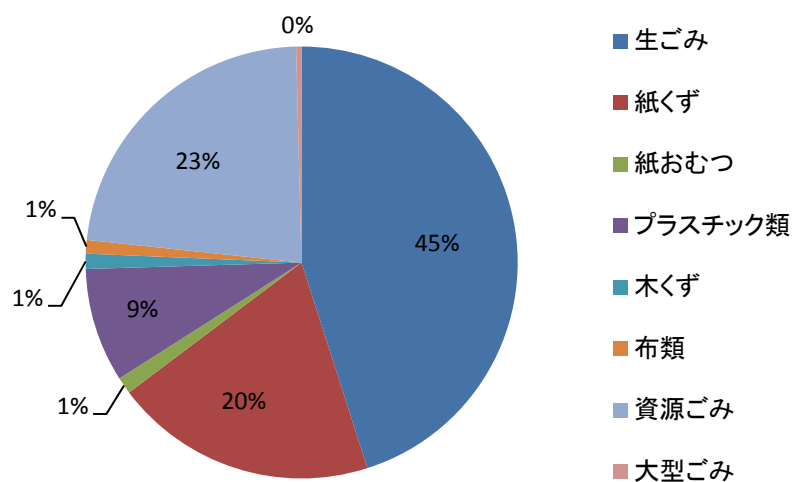


図 23 事業系ごみ組成

(4) ごみ処理体制

① 分別区分

本町のごみ分別区分は、大きく「可燃ごみ」、「埋立ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」、「大型ごみ」に分けられており、表 22 に示すとおりである。

ごみの排出方法は、資源物の古紙等を除き、基本的に透明または半透明の袋を使用する。

表 22 ごみ分別区分

分別区分	ごみ種類	具体例	排出時の注意
可燃ごみ	台所ごみ、木くず、再生できない紙くず、プラスチック類、その他	生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック容器（50cm以下）、くつ、かばん	●中味が見える 透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばる。 ●生ゴミは水分をよく切って出す。 ●せん定木くず等は、50cm 程度に切り、束ねて少量（2 袋まで）ずつ出す。
埋立ごみ	陶器類、ガラス類、灰、その他	陶磁器、板ガラス、化粧ビン、白熱電球	●中味が見える 透明または半透明の袋に入れ、袋の口は閉めない。 ●家の改装等を業者が行った場合は、業者に処分させてください。 ●板ガラスで 50cm 以上のものは大型ごみ ●プランターや植木鉢の土は袋に入れ、少量（2 袋まで）ずつ出してください。
資源物	白色トレイのみ	白トレイ	●中味が見える 透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばる。 ●食品等の白色トレイは、きれいに水洗いをして出す。 ●着色トレイは、スーパー等の店頭回収を利用する。
	缶・金属類、ビン類、ペットボトル、ビデオテープ、カセットテープ、紙・布類、その他	アルミ缶・スチール缶、スプレー缶、傘、新聞、雑誌、牛乳パック、ペットボトル	●スプレー缶は、使い切って穴をあけずに出す。 ●新聞紙・本、雑誌（雑誌のみ）・ダンボールは、それぞれにまとめてひもで十文字にしばってください。 ●ペットボトル（PET の印があるもの）は、ラベルをはがし、キャップを取り水洗いして出してください。（3ℓ以上はつぶして可燃ごみへ） ●布類は、透明又は半透明の袋に入れてください。
有害ごみ	乾電池、蛍光管類、温度計類	乾電池※、蛍光灯、温度計、ボタン電池	●蛍光管類は紙カバーを付けて出す。 ●電池は、透明なビニール袋に入れる。
大型ごみ	家具類、家電品、寝具類、その他	箆箆、カーペット、灯油缶、畳、マットレス	●一辺がおおむね 50cm 以上のもの。 ●カーテンは十文字にしばって出す。 ●木材類は、長さ 150cm 以内にして下さい。（太さ 15cm 以内の物に限る） ●金属を含むもので 50cm 四方以下のものは資源回収品（金属類）。

※ニカド電池は含まない。

② 収集運搬

本町の家庭系ごみの収集・運搬の方法を以下に示す。家庭系ごみは、「可燃ごみ」、「埋立ごみ」、「資源物（白色トレイのみ）」は可燃ごみステーション、「資源物（缶・金属類、ビン類等）」、「有害ごみ」、「大型ごみ」は資源回収ステーションにて収集を行っている。小型家電は、資源回収ステーション収集と町内 6 か所の施設内でのボックス回収を行っている。

表 23 収集・運搬の方法

区分		収集運搬	収集回数	収集方法
可燃ごみ		委託業者、住民持込	週 2 回	可燃ごみステーション収集
埋立ごみ		委託業者、住民持込	月 2 回 ^{※1}	
資源物	白色トレイのみ	委託業者、住民持込	月 2 回	
	缶・金属類等		月 1 回	資源回収ステーション収集
有害ごみ		委託業者、住民持込	月 1 回	
大型ごみ（小型家電含む ^{※2} ）		委託業者、住民持込	2 ヶ月に 1 回	
小型家電 ^{※3}		直営収集	—	ボックス回収

※1 第 5 週目がある月は月 3 回。

※2 小型家電は資源回収ステーション収集とボックス回収が行われている。

※3 平成 28 年 7 月から「小型家電回収ボックス」を町内の 6 か所へ設置している。

- ・設置場所：町内 6 か所の施設内（海田公民館・海田東公民館・町立図書館・ひまわりプラザ・ふるさと館・福祉センター）
- ・回収時間：各施設が開館している時間
- ・回収対象物：小型家電回収ボックス（31 cm×15 cmの投入口に入るもの）

③ 中間処理

◎中間処理施設の概要

本町では、海田町環境センターにおいて、スチール缶とアルミ缶、ペットボトル等の保管を行っている。また、可燃ごみは、安芸地区衛生施設管理組合が管理する安芸クリーンセンターにて、府中町、熊野町、坂町の可燃ごみとともにガス化溶融処理されている。なお、海田町環境センターでは、金属類を圧縮する資源物処理施設を有しているが、平成 29 年度より休止している。現在、金属類の圧縮は民間委託している。

海田町環境センター、安芸クリーンセンターの施設概要を以下に示す。

表 24 海田町環境センターの概要

項目	内容	
施設名称	海田町環境センター	
所管	海田町	
所在地	広島県安芸群海田町国信 2 丁目 18-1	
施設内容（種類）	資源物処理施設※ （アリゲータプレス）	ペットボトル減容機 （油圧式圧縮機）
建設時期	昭和 63 年 9 月	平成 11 年 9 月
処理対象物	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル
処理能力	1.27 t/h	0.3 t/h
1 日の稼働時間	2 h/日	2 h/日
年間処理量	118 t/年	32 t/年
年間稼働日数	249 日	249 日

※現在は休止している。

表 25 安芸クリーンセンターの概要

項目	内容
施設名称	安芸クリーンセンター
所管	安芸地区衛生施設管理組合
所在地	広島県安芸群坂町 21322 番地の 11
施設内容	熱分解ガス化溶融炉（流動床式）
建設時期	工期：平成 12 年 7 月～平成 14 年 11 月 竣工：平成 27 年度～平成 29 年度（基幹的設備改良工事）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ（大型ごみ） 一般持込ごみ
処理能力	130 t / 日（65 t / 24 h × 2 基）
発電能力	1,360kw（余熱利用）

※本施設は、府中町、熊野町、坂町の可燃ごみ等を受け入れている。

◎中間処理量、処理後資源化量、残渣発生量

中間処理量の推移は、表 26 に示すとおりである。中間処理量はごみの総排出量の減少に伴い、全体として減少傾向である。

表 26 中間処理量の推移

項目	単位	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
海田町環境センター (選別・圧縮)	(t/年)	889	804	772	775	718
安芸クリーンセンター (ガス化溶融)	(t/年)	8,451	8,539	8,363	8,297	8,291
合計	(t/年)	9,340	9,343	9,135	9,072	9,009

④ 資源化

本町の資源化には直接資源化と処理後資源化があり、これらの実績の推移は表 27 に示すとおりである。これによると本町の資源化量は減少傾向であり、資源化率も減少傾向である。項目別にみると、直接資源化はアルミと小型家電、カレット、布類、ペットボトル、白トレイは横ばいに推移しており、鉄、新聞紙については減少傾向となっている。処理後資源化は溶融飛灰が横ばいに推移し、スラグと民間業者による資源化量が減少傾向となっている。

表 27 総資源化量の推移

項目			単位	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
直接資源化	鉄		(t/年)	28	28	23	24	23
	アルミ		(t/年)	39	42	38	41	38
	小型家電※1		(t/年)	0	0	0	4	5
	カレット		(t/年)	148	170	170	146	156
	新聞紙 等		(t/年)	533	526	507	520	459
	布類		(t/年)	100	59	58	109	95
	ペットボトル		(t/年)	40	37	33	39	36
	白トレイ		(t/年)	1	1	1	1	1
	小計		(t/年)	889	863	830	884	813
処理後資源化	安芸クリーン	スラグ※2	(t/年)	201	223	210	183	121
	センター	溶融飛灰※3	(t/年)	247	257	252	250	241
	民間業者	破碎・分別・資源化※4	(t/年)	444	283	325	296	291
	小計		(t/年)	892	763	787	729	653
合計			(t/年)	1,781	1,626	1,617	1,613	1,466
資源化率（％）			(％)	17.9	16.7	16.6	16.8	15.3

※1 平成28年度より小型家電の収集を開始している。

※2 スラグ：可燃ごみを高温で溶融したもの。路盤材や土木資材として利用される。

※3 溶融飛灰：ガス化溶融によって発生する煤塵。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属を高濃度で含む。

※4 民間業者：本町のごみ処理体制では処理が困難な大型ごみ等の破碎・選別を行い、資源化できるものを選別する。

⑤ 最終処分量

◎最終処分場の概要

本町では、埋立ごみと溶融残渣を一般財団法人広島県環境保全公社が管理する出島処分場にて最終処分している。出島処分場の概要を以下に示す。

表 28 出島処分場の概要

項目	内容
施設名称	出島処分場
所管	一般財団法人広島県環境保全公社
所在地	広島県南区出島 4-1-4
建設時期	平成 26 年 3 月 25 日
埋立容量	1,900,000 m ³
埋立面積	166,000 m ²
残余容量	1,821,000 m ³ (平成 30 年 3 月 31 日現在)
処理方式	投入台船より薄層散布工法 (海面埋立)

◎最終処分量

最終処分量の推移を以下に示す。最終処分量は概ね横ばいに推移しており、過去 5 年間の年平均は 434 t/年である。

表 29 最終処分量の推移

年度	単位	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
埋立	(t/年)	391	430	470	401	476
埋立ごみ	(t/年)	144	123	119	109	110
溶融残渣	(t/年)	247	307	351	292	366

⑥ ごみ処理経費

ごみ処理に係る処理及び維持管理費は、平成 29 年度から海田町環境センターの一部設備を休止したことにより、低下している。

表 30 ごみ処理経費

項目	単位	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
処理及び維持管理費	(千円)	305,751	306,692	315,941	344,121	257,601
行政区域内人口	(人)	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857
1 人当たりの処理 及び維持管理費	(円/人)	10,606	10,533	10,796	11,612	8,628

※一般廃棄物処理実態調査

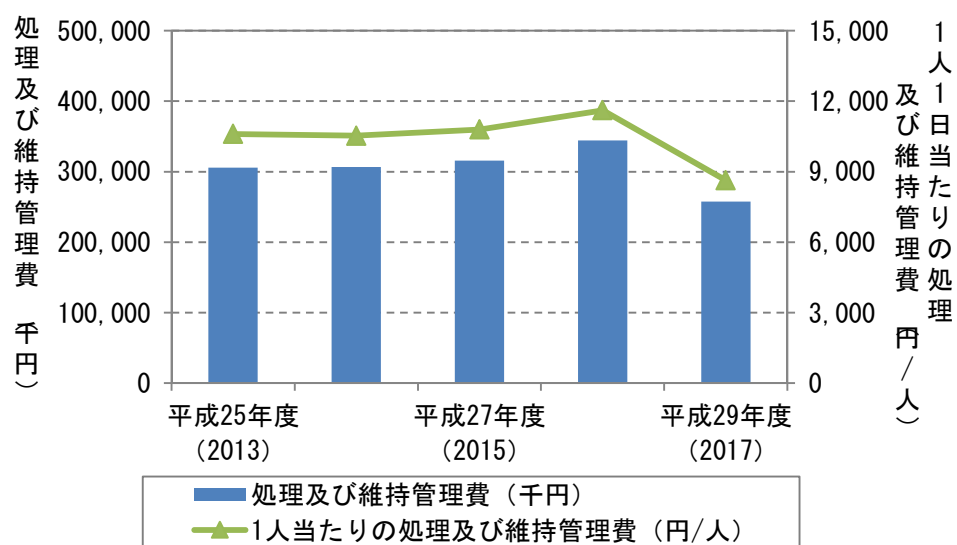


図 24 ごみ処理経費

（５）ごみ処理の評価

本町のごみ処理の現状について、既計画や関連計画、広島県内自治体のごみ処理実態、類似自治体との比較を行い、計画目標値や総排出量、資源化量、資源化率等の視点から評価する。

① 既計画等との比較

既計画等の数値は、第２次広島県廃棄物処理計画（平成 19 年 12 月）を参考に、本町のごみ処理状況を考慮した上で、以下のように定められた。

＜既計画の目標値＞

- 家庭系収集可燃ごみ：減量化を行わなかった場合と比較して 5%減量
- 家庭系収集埋立ごみ：減量化を行わなかった場合と比較して 5%減量
- 事業系直接搬入可燃ごみ：減量化を行わなかった場合と比較して 10%減量
- 事業系直接搬入混合ごみ：減量化を行わなかった場合と比較して 5%減量
- 事業系直接搬入大型ごみ：減量化を行わなかった場合と比較して 5%減量

ごみ排出量及び資源化等の推計値を表 31 に示す。

このうち、本町のごみ総排出量及び最終処分量は、既計画の減量化・資源化対策後の目標値（推計値）を達成している。しかし、資源化量は目標値（推計値）を達成していない。

表 31 既計画（平成 21 年 3 月）の推計値

項目		平成 29 年度 （実績値）	平成 29 年度 目標値（推計値）
ごみ総排出量	(t/年)	9,590	11,711
資源化量	(t/年)	1,442	3,195
最終処分量	(t/年)	476	748

※既計画の目標年は平成 30 年度であるため、平成 29 年度の数値は推計値としている。

② 関連計画等との比較

既計画の数値は、第2次広島県廃棄物処理計画（平成19年12月）を参考に、本町の大型店舗立地等を考慮して、設定されたものである。このうち、本町のごみ排出量と最終処分量は、平成17年度から平成22年度にかけて、それぞれ13.9%と30.3%減少しているため、第2次広島県廃棄物処理計画（平成19年12月）の目標値を達成している。また、資源化量については、平成17年度から平成22年度にかけて減少しているため、目標値を達成していない。

表 32 第2次広島県廃棄物処理計画（平成19年12月）の目標値

第2次広島県廃棄物処理計画		本町	
平成22年度 （目標値）		平成22年度 （目標値）	平成17年度 （実績値）
排出量	平成17年度に対して約10%削減する。	973.4 g/人・日 (対17年度比▲13.9%)	1,131.0 g/人・日
資源化量	平成17年度に対して約12%増加する。	11.3 % (対17年度比▲40.2%)	18.9 %
最終処分量	平成17年度に対して約18%削減する。	539 t/年 (対17年度比▲30.3%)	773 t/年

第2次広島県廃棄物処理計画は、既計画策定後に改訂され、「第3次広島県廃棄物処理計画（平成23年3月）」として、以下のとおり、新たに目標値が設定されている。

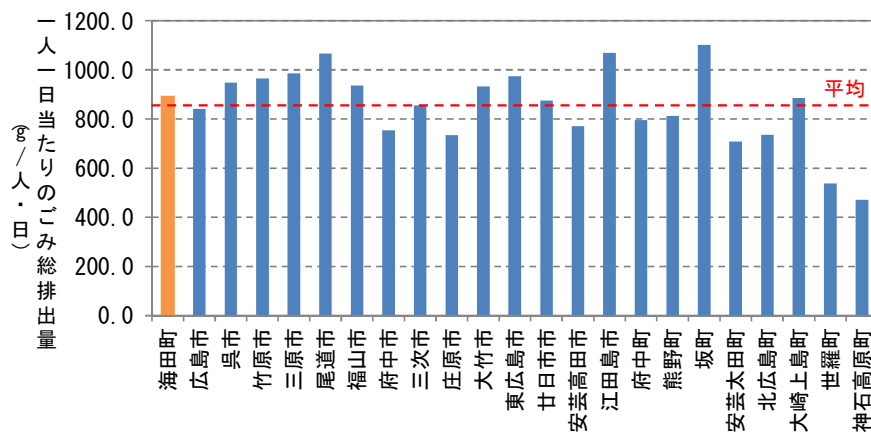
本町のごみ排出量は、平成20年度から平成27年度にかけて10%以上減少しているため、第3次広島県廃棄物処理計画（平成23年3月）の目標値を達成している。資源化量については、排出量に占める割合の24.4%を達成していない。最終処分量については、平成20年度に対して14%削減することができず、排出量に占める割合も11.1%を達成していない。

表 33 第3次広島県廃棄物処理計画（平成23年3月）の目標値

第3次広島県廃棄物処理計画		本町	
平成27年度 （目標値）		平成27年度 （目標値）	平成20年度 （実績値）
排出量	平成20年度に対して10%削減する。	910.9 g/人・日 (対20年度比▲12.0%)	1,034.9 g/人・日
資源化量	排出量に占める割合を24.4%にする	11.3 %	12.8 %
最終処分量	平成20年度に対して14%削減し、排出量に占める割合を11.1%にする。	4.8 %	4.3 %

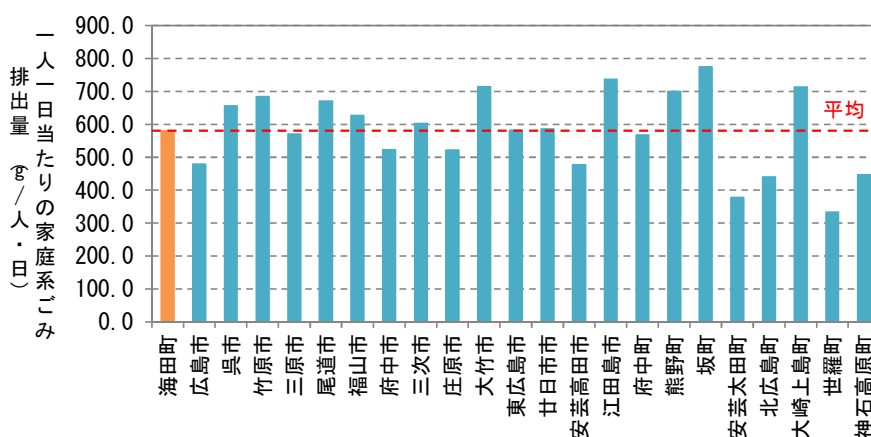
③ 広島県内自治体との比較（平成 28 年度実績）

本町のごみ排出量（原単位）は、広島県内自治体平均と比較すると、ごみ総排出量と事業系ごみについて平均値より高く、家庭系ごみは平均と同等である。



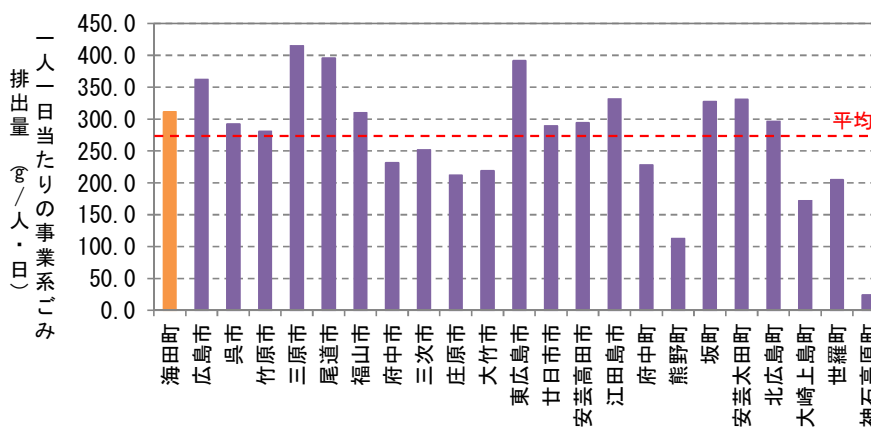
※一般廃棄物処理実態調査

図 25 広島県内自治体のごみ総排出量（平成 28 年度）



※一般廃棄物処理実態調査

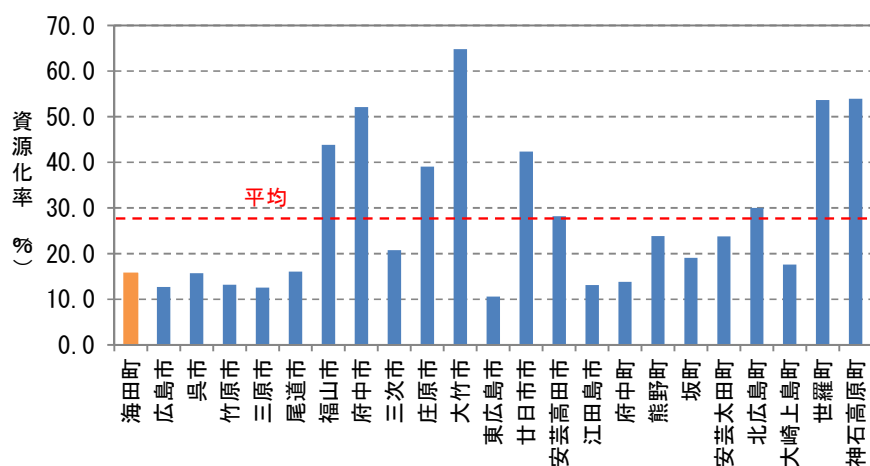
図 26 広島県内自治体の家庭系ごみ排出量（平成 28 年度）



※一般廃棄物処理実態調査

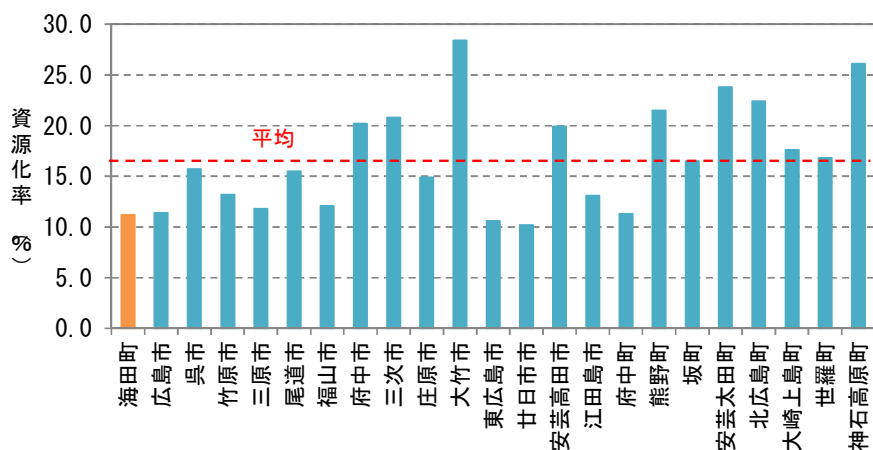
図 27 広島県内自治体の事業系ごみ排出量（平成 28 年度）

本町の資源化率は、広島県内自治体平均と比較すると低くなっている。RDF や溶融飛灰の山元還元等を含む場合の資源化率は、広島県内自治体平均値と 10%以上の差がある。なお、RDF や溶融飛灰の山元還元等を含まない場合の資源化率は、広島県内自治体平均値と約 5%の差がある。



※一般廃棄物処理実態調査

図 28 広島県内自治体の資源化率（RDF や溶融飛灰の山元還元を含む）（平成 28 年度）



※一般廃棄物処理実態調査

図 29 広島県内自治体の資源化率（RDF や溶融飛灰の山元還元を除く）（平成 28 年度）

④ 類似自治体との比較

類似自治体との比較については、環境省ホームページで公開されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成 28 年度版」を用いて行った。類似自治体は、平成 28 年度において本町の人口、産業構造が類似している自治体を対象とし、同ツールにより抽出した。

同ツールによる評価結果としては、「廃棄物のうち最終処分される割合」は類似自治体の平均値よりも低く、良いと評価できる。「人口一人当たり年間処理経費」と「最終処分減量に要する費用」、「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、類似自治体の平均程度である。また、「廃棄物からの資源回収率」は、類似自治体の平均よりも低くなっている。

表 34 類似自治体の条件

項目		内容
本町	人口	29,449 人
	産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 99.4 %、Ⅲ次人口比率 70.5 %
類似自治体の条件	人口	20,000 人以上
	産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 80 %以上、Ⅲ次人口比率 55 %以上

表 35 類似自治体との比較結果

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原料 化等除く)	廃棄物のうち 最終処分され る割合	人口一人 当たり年間 処理経費	最終処分減量 に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.896	0.186	0.091	12,951	40,476
最大	1.587	0.504	0.808	28,177	85,045
最小	0.637	0.051	0	3,576	9,215
標準偏差	0.166	0.073	0.089	4,766	14,739
本町実績	0.892	0.129	0.043	12,639	40,209

※ 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成 28 年度版

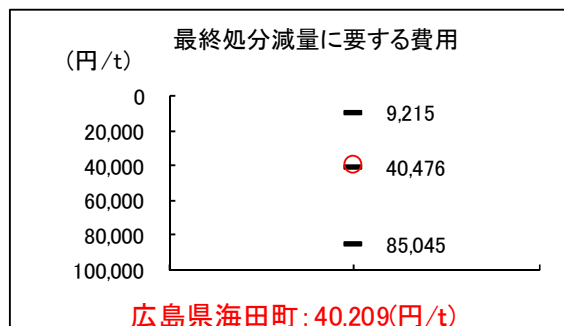
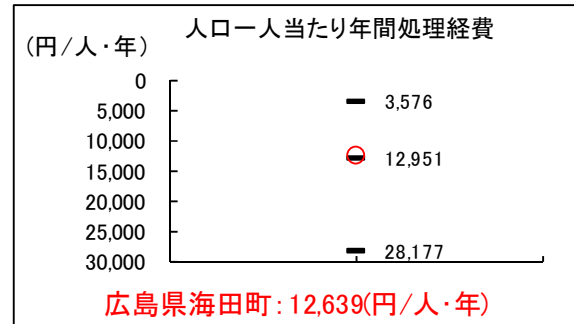
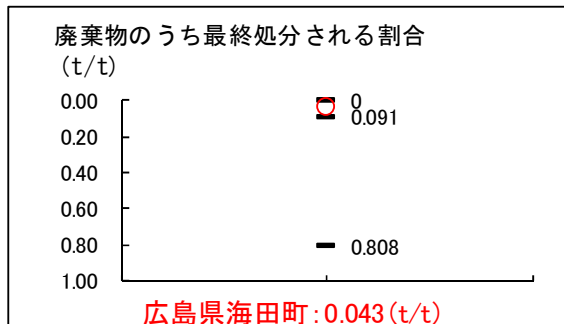
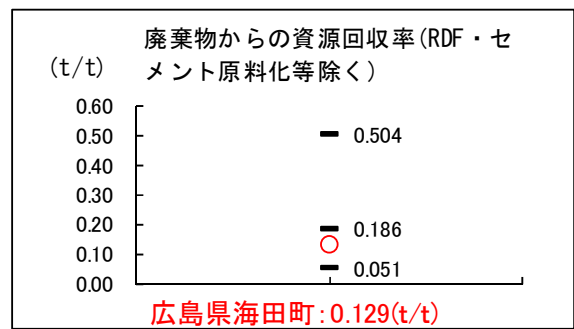
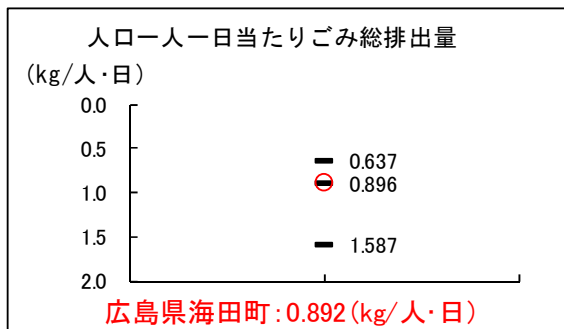
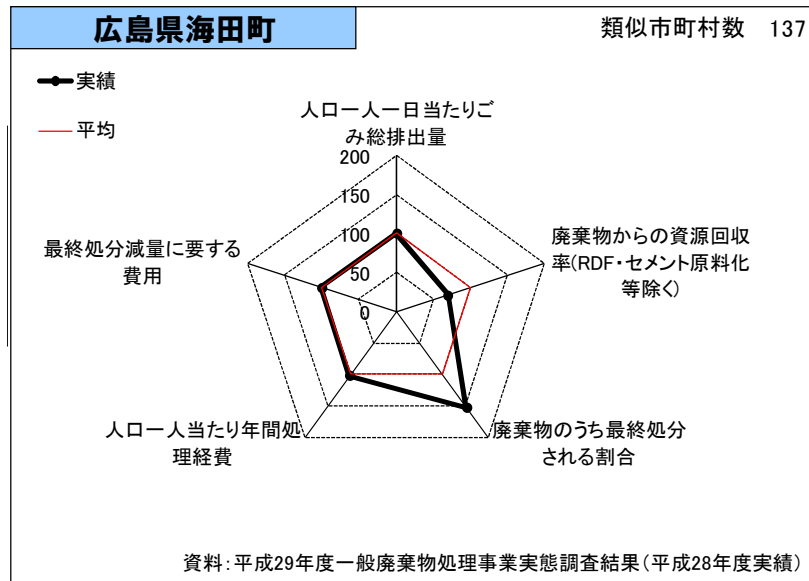


図 30 類似自治体との比較

(6) 課題の抽出

これまでに整理した内容を踏まえ、減量化、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費等の項目ごとに課題を抽出した。

① 減量化の課題

本町の一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向であるが、類似自治体の平均値と同程度であり、広島県内自治体の平均値を上回っている。また、事業系ごみの排出量が横ばいとなっている。

② 資源化の課題

本町の資源化量は減少傾向であり、資源化率は類似自治体の平均値よりも低い。また、ごみ組成分析により、資源物が可燃ごみとして排出されていることが確認された。分別徹底により資源化量を増加させることが課題である。

③ 収集・運搬の課題

従来のごみの排出システムを負担に感じる高齢者や障がい者世帯へ配慮し、ごみ排出の支援体制や戸別収集等の新たな収集形態の整備を検討する必要がある。

④ 中間処理の課題

本町の可燃ごみは、安芸クリーンセンターにて中間処理を行っており、今後新たな施設の整備が必要となった際は、安芸地区衛生施設管理組合や関係町（府中町、熊野町、坂町）と連携して取り組む必要がある。また、海田町環境センターでは、現在、一部設備を休止し、選別、保管を主に行っているため、今後の施設の在り方について検討する必要がある。

⑤ 最終処分の課題

本町の最終処分量は横ばいに推移しており、類似自治体の平均値と比較すると、廃棄物のうち最終処分される割合は小さい。今後もこの状態が維持できるよう、最終処分量の減量化に引き続き努める必要がある。

⑥ その他の課題

○野焼きの禁止

野焼きの危険性や生活環境への影響について、町民に対して情報提供を行う必要がある。

○ごみステーションの管理

ごみステーションがネコやカラスによって荒らされる被害が出ているため、防止対策を検討する必要がある。また、家庭ごみの収集日や排出時間、分別項目を守らない町民もいるため、ごみステーションの適正管理を妨げる事象となっている。

○災害時の廃棄物処理への対応

台風や地震等の災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対応が求められる。

平成 30 年 7 月豪雨では、本町の近隣にある観測所（広島）で 24 時間最大雨量 293mm が観測されており、各地で土砂崩れや浸水等の被害が発生する等、甚大な被害が発生した。この災害では、災害廃棄物が約 5,000 t 発生する見込みであり、すべてを処理するには平成 31 年 9 月まで掛ることが想定されている。また、処理費は約 2.4 億円と想定されている。

災害廃棄物の処理には、仮置場の運営管理、処理業者の選定・委託、家屋解体事業、堆積土砂排除事業（国土交通省事業）との連携等、多くの作業が発生し、これらの作業を短期間に行う必要が生じた。

今後、本町では、平成 30 年 7 月豪雨の経験を活かし、災害発生時に適切・迅速な対応ができるよう、庁内の関係部署や民間業者、周辺市町と連携し、事前の準備・対策を図る必要がある。

○不法投棄の禁止

夜間にごみステーション等に不法投棄がされている。パトロールや監視カメラの設置等の対策を強化する必要がある。

○事業系ごみの適正排出

事業系ごみの排出方法をホームページや「広報かいた」等で呼びかけているが、正しい排出方法を知らない事業者がいる。また、適正な排出方法を知っていても、家庭系ごみとして排出している事業者が見受けられる。

2) ごみ処理基本計画

(1) 基本理念・基本方針

① 基本理念

本計画では、本町のごみ処理に関する課題が解決できるよう、町民、事業者、行政が協働して施策に取り組むための合言葉として、基本理念を定める。

基本理念は、第4次海田町総合計画で掲げている基本目標のひとつである「環境を大切にすまち」が実現できるよう、「限りある資源を守るため“ごみを減らそう、資源化を進めよう”」とする。

基本理念

限りある資源を守るため

“ごみを減らそう、資源化を進めよう”

② 基本方針

本計画の基本方針は、本計画で定める基本理念が実現できるよう、施策の方向性を定めるため、以下のとおり設定する。

基本方針1 ごみの減量化

発生抑制、再使用に重点をおいた生活や事業活動を推進することにより、ごみ排出量の削減を図る。

基本方針2 ごみの資源化

資源化を徹底し、資源を循環させるとともに、中間処理、最終処分するごみ量の削減を目指す。

基本方針3 ごみの適正処理

ごみ処理の安全性の向上、適正化、効率化を推進するため、収集・運搬から、中間処理、最終処分までの体制を整備する。

（２）ごみ処理に係る数値目標の設定

①ごみ減量化の目標設定

ごみ減量化の目標は、国の最新の目標値である第４次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日）に基づき、「年間ごみ総排出量を平成 40 年度までに 12%削減（平成 29 年度比）」とする。

減量化目標を達成するために、家庭系可燃ごみと事業系可燃ごみの排出量の削減に努めることで、1 人 1 日当たりのごみ排出量を 850g/人・日まで削減する。

減量化目標

平成 29 年度から平成 40 年度にかけて年間ごみ排出量を 12%削減

表 36 ごみ排出量の推移

項目		平成 29 年度 (2017)	平成 35 年度 (2023)	平成 40 年度 (2028)
		基準年	中間目標	目標年
行政区域内人口	(人)	29,857	28,424	27,188
家庭系ごみ	(t/年)	6,177	5,675	5,254
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ	(g/人・日)	566.8	547.0	529.4
削減率（平成 29 年度比）	(%)	—	-4.2	-6.5
事業系ごみ	(t/年)	3,289	3,100	3,057
1 日当たりの事業系ごみ	(t/日)	9.0	8.5	8.4
削減率（平成 29 年度比）	(%)	—	-4.4	-6.7
ごみ総排出量	(t/年)	9,466	8,775	8,311
削減率（平成 29 年度比）	(%)	—	-7.3	-12.2
1 人 1 日当たりごみ総排出量	(t/年)	868.6	845.8	837.5
削減率（平成 29 年度比）	(%)	—	-2.6	-3.6

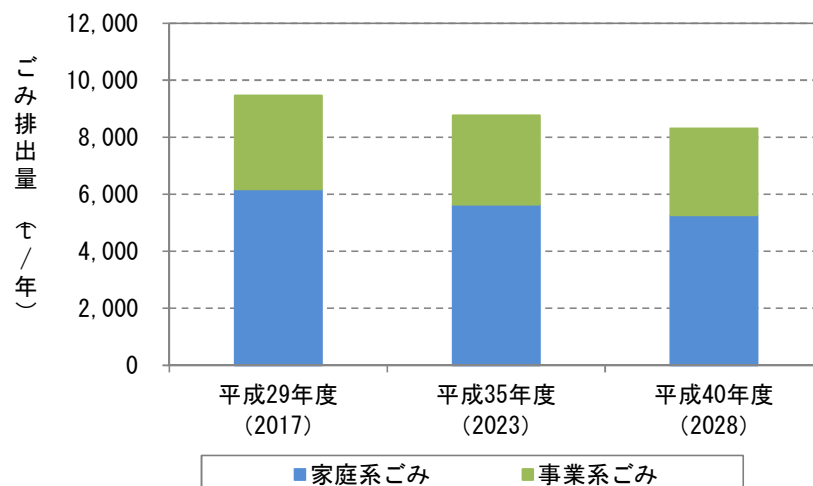


図 31 ごみ減量化の目標設定

②資源化の目標設定

資源化の目標は、可燃ごみに含まれる資源物（新聞、雑誌、広告等）の分別を徹底することにより、「資源化率を17%以上」とする。

資源化目標

目標年度における資源化率 17%

表 37 資源化の目標設定

項目		平成 29 年度 (2017)	平成 35 年度 (2023)	平成 40 年度 (2028)
		基準年	中間目標	目標年
総資源化量	(t/年)	1,466	1,406	1,427
資源化率	(%)	15.3	15.8	17.0

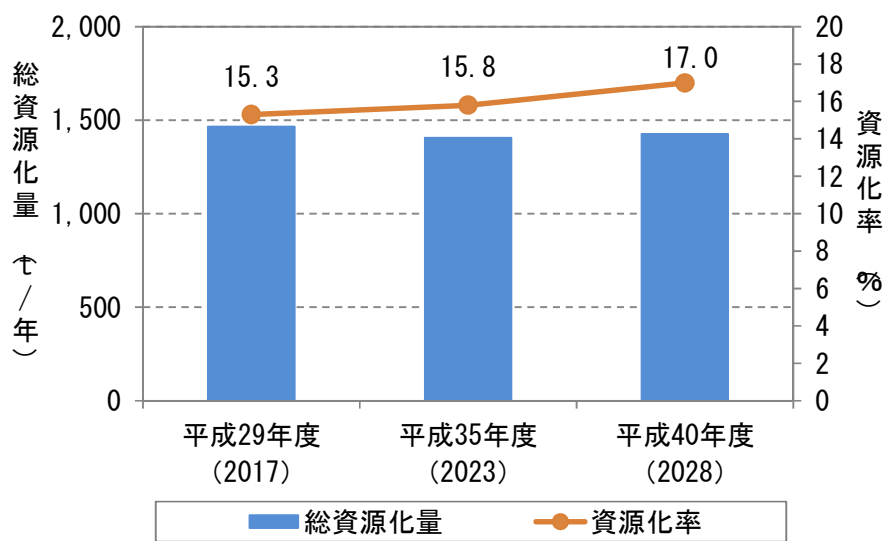


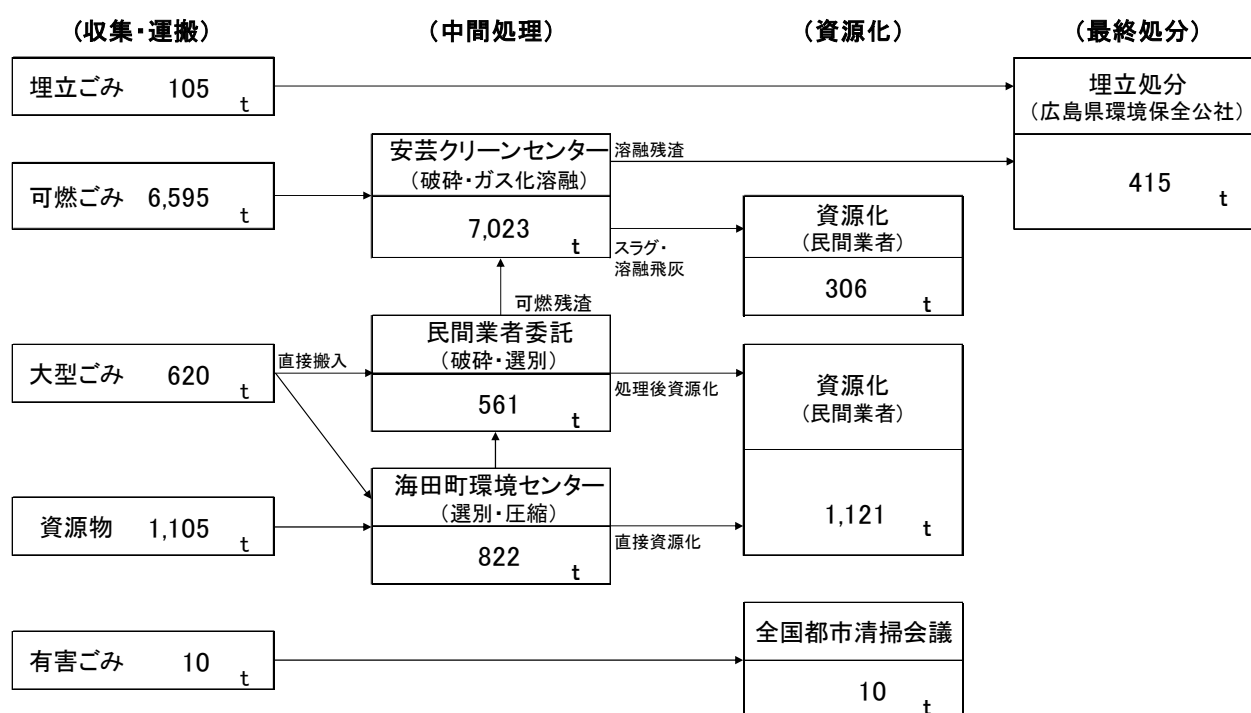
図 32 資源化の目標設定

③ 目標達成時のごみ処理フローシート

本計画の目標年度である平成 40 年度のごみ処理フローシートを以下に示す。

平成 40 年度のごみ総排出量は 8,435 t※であり、そのうち安芸クリーンセンターにおいて 7,026t がガス化溶融処理される。資源物は 822t であり、海田町環境センターに持ち込まれた後、民間業者委託または全国都市清掃会議へ持ち込まれる。最終処分量は 415t となる見込みである。

※環境美化ごみ 124 t を含む。



※中間処理施設への搬入量と処理量は一致しない。

図 33 平成 40 年度ごみ処理フロー（目標達成時）

(3) ごみ減量化のための施策に関する事項

基本方針 1 の「ごみの減量化」及び基本方針 2 の「ごみの資源化」に基づき、ごみ減量化及び資源化を進める上での役割や具体的な施策について、以下に示す。

① 町民、事業者、行政の役割

ごみの減量化を進めるには、町民、事業者、行政の 3 者がそれぞれの役割を果たし、また、協働して施策に取り組む必要がある。町民、事業者、行政の役割を以下に示す。

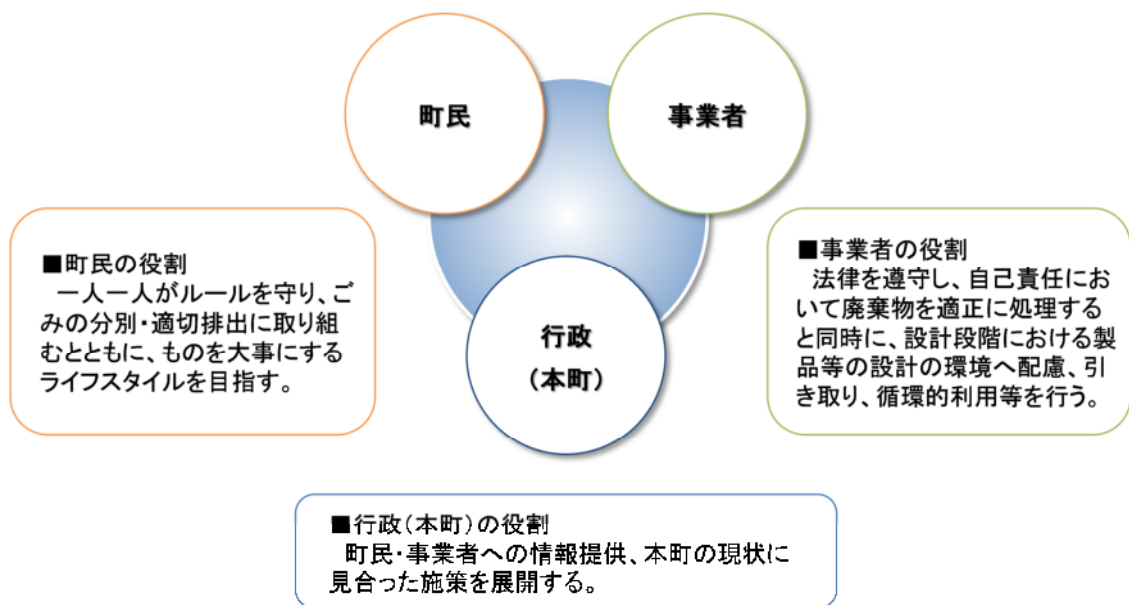


図 34 町民、事業者、行政の役割

② 具体的な施策

目標達成に向けて今後取り組むべき施策について、具体的な内容を以下に示す。

○ごみ排出量の削減

【町民】

- ・町民は、買い物袋や買い物かごを持参し、ごみ袋となるレジ袋を減らし、過剰包装に対しては断る等、家庭内へのごみの持込みを減らす。
- ・フリーマーケットやガレージセール等を活用して、家庭の不用品を売買及び交換する。

【事業者】

- ・使い捨て商品の製造を自粛し、廃棄物になりにくい製品、廃棄物の発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品等の開発、販売に努める。
- ・事業に用いる機材、コピー機及びパソコン等のモデルチェンジを自粛する。
- ・包装は最小限にするとともに、簡易な包装への切り替えを積極的に進める。
- ・流通段階で用いられる包装材や梱包をできる限り減らすよう工夫する。

【行政】

- ・ごみ減量化に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル※）や、生ごみの水切り等の取り組みを促進するため、ホームページや「広報かいた」での呼びかけを行う。
- ・多量にごみを排出する事業者に対して、減量化計画書の作成を指導する。
- ・事業系ごみの適切な排出方法の周知に努める。

※リデュース（Reduce）：ごみの排出量を減らすこと。 リユース（Reuse）：何回も繰り返し使うこと。 リサイクル（Recycle）：分別して再び資源として利用すること。

○食品ロス対策

【町民】

- ・値段が安いからといって食材を買い過ぎたり、在庫があるのを忘れて同じ食材を買ってしまったりすることは、使い切れずに食材を腐らせてしまう原因にもなるため、買い物に行く前には冷蔵庫の中を確認し、買いすぎないように注意する。
- ・外食では、「食べきれる量を注文する」「注文した料理は食べきる」「料理をシェアして食べ残しを無くす」ようにする。
- ・生ごみの水切りを実践する。

【事業者】

- ・飲食店では、無駄な食材を廃棄しないよう営業を行う。

【行政】

- ・ホームページや「広報かいた」等で、大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるような簡単な工夫を紹介する。また、同様の方法でフードバンク活動の普及・促進に努める。

- ・生ごみ処理機の購入補助制度の制定を検討する。
- ・事業者に対して、生ごみコンポスト化の実施を呼びかける。また、生ごみコンポスト化のルートを紹介する等、取り組みの支援を行う。
- ・生ごみコンポスト化による生成物の引き取りや、公園の花壇での利用を検討する。

○ごみ有料化の検討

【行政】

- ・本町においてはごみの減量化対策を優先して実施しており、近年 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向である。ごみの有料化は、ごみ減量化の最終手段としての検討を予定しており、検討にあたっては町民からの十分な合意が得られるよう慎重に進めていく。

○資源化率の向上

【町民】

- ・新聞、雑誌の分別徹底に協力する。
- ・牛乳パックや白色トレイ、ペットボトル、空き缶等、資源物の分別排出に協力する。

【事業者】

- ・事業活動によって排出される紙や白色トレイ等の資源物の分別を徹底する。
- ・再生品の利用に努める。
- ・使い捨て容器から繰り返し使用できる容器への転換を図るとともに、販売店ルートを利用した回収ルートの確立に努める。

【行政】

- ・資源有効利用促進法、建設リサイクル法、商品リサイクル法、小型家電リサイクル法等が円滑に機能するようリサイクルシステムづくりに積極的に取り組む。
- ・廃食用油の回収を継続して行う。
- ・分別パンフレットを継続して作成・配布することで、正しい分別を普及する。

○環境学習・環境教育

【町民】

- ・行政や事業者が行う環境学習や見学会に積極的に参加する。

【事業者】

- ・行政が行う環境学習や見学会に積極的に協力する。
- ・事業者が行うイベントで、環境学習のブースを設置する。

【行政】

- ・海田町環境センターや安芸クリーンセンターの見学会や、ごみの減量化等についての勉強会を開催する。
- ・町民に対して、ごみに関する情報提供や取り組みの普及啓発に努める。

○プラスチック製容器包装とプラスチック製品資源化の検討

【事業者】

- ・事業活動によって排出されるプラスチックは、再利用やより少ない環境負荷で資源化が可能な容器包装へ変換するよう努める。

【行政】

- ・プラスチック製容器包装や製品プラスチックは、食品残渣による汚れが付着していることも多く、包装材自体が複合材で資源化に向かないことも多い。過剰な資源化はエネルギーや環境負荷を減らすことにつながらず、処理費用の増大にもつながる。また近年、負担の多い分別の細分化でプラスチック類が海や川に捨てられる問題も発生しており、生分解性プラスチックへの素材変換等が求められている。以上を踏まえ、本町においてプラスチック製容器包装と製品プラスチックの資源化を慎重に検討する。

(4) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別区分については、現行の分別区分を引き続き採用する。本町のごみ分別区分を以下に示す。

本町において、町民に対して、現行の分別区分が徹底されるよう、普及啓発に努める。生ごみの排出時には水分をよく切るように呼びかけるとともに、紙ごみや新聞、白色トレイ等の分別排出を徹底する。

表 38 ごみ分別区分（表 19 再掲）

分別区分	ごみ種類	具体例	排出時の注意
可燃ごみ	台所ごみ、木くず、再生できない紙くず、プラスチック類、その他	生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック容器（50cm以下）、くつ、かばん	●中味が見える 透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばる。 ●生ゴミは水分をよく切って出す。 ●せん定木くず等は、50cm程度に切り、束ねて少量（2袋まで）ずつ出す。
埋立ごみ	陶器類、ガラス類、灰、その他	陶磁器、板ガラス、化粧ビン、白熱電球	●中味が見える 透明または半透明の袋に入れ、袋の口は閉めない。 ●家の改装等を業者が行った場合は、業者に処分させてください。 ●板ガラスで50cm以上のものは大型ごみ ●プランターや植木鉢の土は袋に入れ、少量（2袋まで）ずつ出してください。
資源物	白色トレイのみ	白トレイ	●中味が見える 透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばる。 ●食品等の白色トレイは、きれいに水洗いをして出る。 ●着色トレイは、スーパー等の店頭回収を利用する。
	缶・金属類、ビン類、紙・布類、ペットボトル、ビデオテープ、カセットテープ、その他	アルミ缶・スチール缶、スプレー缶、傘、新聞、雑がみ、牛乳パック、ペットボトル	●スプレー缶は、使い切って穴をあけずに出す。 ●新聞紙・本、雑誌（雑がみ）・ダンボールは、それぞれにまとめてひもで十文字にしばってください。 ●ペットボトル（PETの印があるもの）は、ラベルをはがし、キャップを取り水洗いして出してください。（3ℓ以上はつぶして可燃ごみへ） ●布類は、透明又は半透明の袋に入れてください。
有害ごみ	乾電池、蛍光灯類、温度計類	乾電池※、蛍光灯、温度計、ボタン電池	●蛍光灯類は紙カバーを付けて出す。 ●電池は、透明なビニール袋に入れる。
大型ごみ	家具類、家電品、寝具類、その他	箆箆、カーペット、灯油缶、畳、マットレス	●一辺がおおむね50cm以上のもの。 ●カーテンは十文字にしばって出す。 ●木材類は、長さ150cm以内にして下さい。（太さ15cm以内の物に限る） ●金属を含むもので50cm四方以下のものは資源回収品（金属類）。

※ニカド電池は含まない。

(5) ごみ処理方法及び処理主体

本市のごみ処理主体は以下に示すとおりである。

ごみ処理方法及び処理主体については、現状の体制を維持するものとし、今後も安芸地区衛生施設管理組合、広島県及び民間業者との連携を図りながら、適正な運営、維持管理を支援していく。

表 39 ごみ種類ごとの処理主体

区分	収集・運搬	中間処理			最終処分
可燃ごみ	本町・ 許可業者	安芸地区衛生施設管理組合			広島県環境保全公社
埋立ごみ		—			広島県環境保全公社
資源物		本町			民間業者
		本町	民間業者		民間業者、 広島県環境保全公社
			民間業者	安芸地区衛生 施設管理組合	広島県環境保全公社
有害ごみ		—			全国都市清掃会議
大型ごみ		民間業者			民間業者、 広島県環境保全公社
		民間業者		安芸地区衛生 施設管理組合	広島県環境保全公社
		本町	民間業者		民間業者、 広島県環境保全公社
	民間業者		安芸地区衛生 施設管理組合	広島県環境保全公社	

表 40 ごみ種類別処理体制

区分	ごみ処理施設	処理・処分方法
可燃ごみ	安芸クリーンセンター	破碎・ガス化溶融、埋立処分
埋立ごみ	広島県環境保全公社 埋立最終処分場	埋立処分
資源物	海田町環境センター、 民間業者委託、安芸クリーンセンター、 広島県環境保全公社埋立最終処分場	資源化
有害ごみ	全国都市清掃会議	回収処理
大型ごみ	民間業者委託、安芸クリーンセンター、 広島県環境保全公社埋立最終処分場	破碎・選別、 ガス化溶融または埋立処分

（６）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

① 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、分別区分、体制、収集回数、収集方法を現状のとおり維持することとする。

1-1 収集・運搬体制の概要

本町の家庭系ごみの収集・運搬の方法を以下に示す。家庭系ごみは、小型家電を除きステーション収集を行っており、「可燃ごみ」、「埋立ごみ」、「資源物（白色トレイ）」は可燃ごみステーション、「資源物（白色トレイ以外）」、「有害ごみ」、「大型ごみ」は資源回収ステーションにて回収を行っている。

表 41 収集・運搬の方法（表 20 再掲）

区分	収集運搬	収集回数	収集方法
可燃ごみ	委託業者、住民持込	週 2 回	可燃ごみステーション収集
埋立ごみ	委託業者、住民持込	月 2 回※ ¹	
資源物	委託業者、住民持込	月 2 回	
		月 1 回	資源回収ステーション収集
有害ごみ	委託業者、住民持込	月 1 回	
大型ごみ	委託業者、住民持込	2 ヶ月に 1 回	
小型家電※ ²	直営収集	—	ボックス回収

※¹ 第 5 週目がある月は月 3 回。

※² 大型ごみとしての回収も行われている。

1-2 収集・運搬に関する施策

○ごみの排出が困難な人への対応

高齢者や障害がある方で、ステーション収集や住民持込によるごみの排出が困難な町民に対し、介護保険制度やシルバー人材センターによる支援制度等について情報提供を行うとともに、その他の支援制度の整備について検討する。

○新たな収集・運搬体制の検討

将来において地域の実情に合った収集・運搬体制を構築するため、戸別収集や夜間収集等の収集形態についても町民のニーズを踏まえながら検討する。

② 中間処理計画

中間処理は、現行のとおり可燃ごみの安芸クリーンセンターでのガス化溶融、資源物の海田町環境センターでの選別、大型ごみの民間業者による処理を継続するものとする。また、今後も継続して中間処理量の見込みに基づき、環境基準を満たすよう適切に実施する。

2-1 中間処理量、処理後資源化量、残渣発生量

中間処理量の予測は以下のとおりである。

表 42 中間処理量の予測

項目	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 35 年度 (2023)	平成 40 年度 (2028)
選別・圧縮	(t/年)	718	778	882
ガス化溶融処理	(t/年)	8,291	7,529	7,026
合計	(t/年)	9,009	8,307	7,848

2-2 中間処理の施策

○安芸地区衛生施設管理組合の構成自治体との連携

安芸クリーンセンターにおいて大規模な補修等が必要となった際は、関係町（府中町、熊野町、坂町）と連携し、安芸地区衛生施設管理組合に協力する。

③ 最終処分計画

最終処分の方法は、現状のとおり広島県環境保全公社埋立最終処分場への埋立を継続するものとし、埋立ごみの減量化に努める。

3-1 最終処分量

最終処分量の予測は以下に示すとおりとする。

表 43 最終処分量の予測

項目	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 35 年度 (2023)	平成 40 年度 (2028)
埋立	(t/年)	476	438	412

3-2 最終処分の施策

○最終処分量の削減

最終処分量を削減するため、ごみ減量化や分別の徹底、中間処理によるごみの減量化・資源回収を促進する。

(7) ごみ処理施設に関する概略検討

本町では、海田町環境センターで資源物の中間処理をしている。

海田町環境センターは、資源物処理施設が昭和 63 年 3 月、ペットボトル減容機が平成 11 年 9 月に整備されているが、現在は老朽化により圧縮・梱包はしておらず、スチール缶とアルミ缶、ペットボトルの選別・保管のみを行っている。なお、破碎・圧縮・梱包作業は、民間業者に委託している。

今後の資源物の中間処理は、施設整備に多大な費用が掛かることから、施設整備を行わず中間処理を民間委託する手法や全ての処理を直接民間委託する手法等、総合的に検討する。

(8) その他ごみ処理に関し必要な事項

○ごみ処理経費等の削減

町民に対して本町のごみ処理にかかる費用について周知を行い、ごみの減量化への協力を求める。

○野焼きの禁止

町民に対して、ホームページや「広報かいた」等により、野焼きの危険性や生活環境に与える影響や法的罰則の周知に努める。また、シルバー人材センター等への監視パトロールの委託や野焼きに対する通報フリーダイヤルの設置を検討する。

○ごみステーション管理

カラス避けネットの配布やごみステーション設置補助、カラス避けネットを正しく設置する方法等の周知に努める。また町民に対して、収集日に排出時間と分別項目を守ってごみステーションへ排出するよう呼びかける。

○グリーン購入の推進

町民に対して、環境への負荷の少ない製品の購入推進や、購入前に本当に必要なものであるかを検討するよう呼びかける。また、事業者に対しては、環境負荷の少ない製品の開発、販売、購入を促す。

○不法投棄の防止

ホームページや「広報かいた」で、不法投棄の禁止を呼びかけるとともに、不法投棄の連絡が入れば本町で収集を行い、投棄物が多量または、悪質な場合については警察に捜査を依頼する。

また、不法投棄が比較的多く発生している地域に対しては、重点監視地域として指定することにより、現地に啓発用の看板、監視カメラ及び防護柵の設置、シルバー人材センター等への監視パトロールの協力を求める。

○特別管理一般廃棄物と適正処理困難物の適正処理

特別管理一般廃棄物と適正処理困難物については、関係機関や民間業者と連携し処理体制を構築していることから、ホームページや「広報かいた」等で町民への正しい処理方法等に関する情報提供等を継続的に行う。

適正処理困難物については、販売店ででの引き取り徹底の推進について検討し、引き取り可能な店舗の了解が得られれば、ホームページ等で情報提供を行う。また、行政が年に1回～2回特別に収集を行い処理することを検討する。

○海岸漂着物のごみ発生抑制及び処理についての推進

瀬野川等の町内河川を含む町内全域の一斉清掃を一年に2回行う「空き缶等散乱ゴミ追放キャンペーン」を継続する。また、海にペットボトルや空き缶等のごみを投棄しないよう啓発を行う。

○災害時の廃棄物処理への対応

平成30年7月豪雨による被災を教訓にした災害廃棄物処理計画を策定する。

災害廃棄物処理計画は、「災害廃棄物対策指針 平成30年3月 環境省」を参考に、災害対応が迅速に行えるよう、町内体制の整備、災害廃棄物の処理フローの作成、災害時におけるごみの仮置場の選定等を行う。また、災害により大量の廃棄物が発生した場合に、周辺市町と連携して迅速に対応できるよう周辺市町との協力体制を構築する。

民間事業者との連携としては、被災により行政機能が停止した場合も事業が継続できるように、協定を締結する等の対応を検討する。

災害廃棄物処理計画の構成（例）

平時の備え：平時に決めておくべきことの整理

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援体制
- ・職員への教育訓練
- ・各種相談窓口の設置等
- ・住民等への啓発・広報
- ・災害廃棄物処理体制 など

応急対応：発災から3か月以内に行うこと

- ・災害対策体制に基づき、災害廃棄物処理の体制づくり
- ・関係部署との連絡手段確保
- ・災害廃棄物量の推計
- ・仮置場の設置
- ・処理体制の構築（民間委託、県への支援依頼、仮設処理施設 など）
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定 など

復旧・復興：災害廃棄物処理の完了に向けて行うこと

（避難所生活が終わり、通常業務に戻っている時期）

- ・一般廃棄物処理施設の復旧
- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・環境調査、モニタリング
- ・仮設処理施設の解体、撤去 など

— 資料編 —

1. 既計画の検証

既計画の検証では、数値目標の検証（既計画の推計値と実績値の比較）と施策実状況の検証を行う。

1) 数値目標の検証

(1) 人口の比較

平成 29 年度において、実績値は約 30,000 人となっており、推計値と比較して約 2,000 人多くなっている。

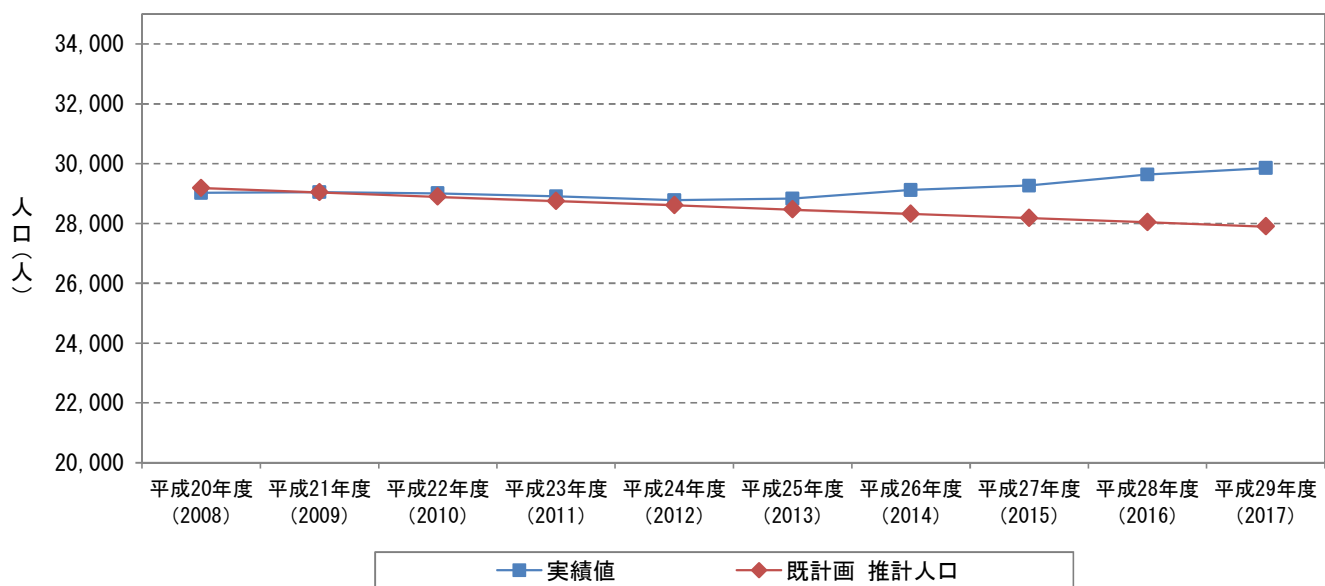


図 35 人口の比較

(2) ごみ排出量の比較

平成 29 年度においてごみ排出量全体の実績値は、既計画の推計値と比較して約 2,000t 少ない。

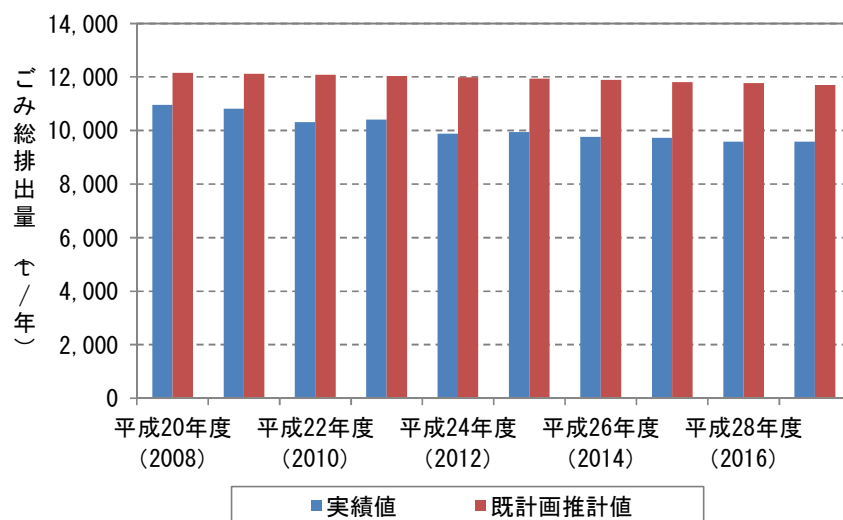


図 36 ごみ排出量の比較

ごみ排出区分ごとの排出量について検証すると、既計画の推計値より実績値が下回っているが、家庭系直接搬入ごみは、平成 28 年度まで既計画推計値より高い値で推移していた。既計画で見込んだ効果よりも、それ以上に、ごみの減量化政策等により家庭ごみが減少し、社会経済動向に影響を受けて事業系ごみが減少したものと考えられる。

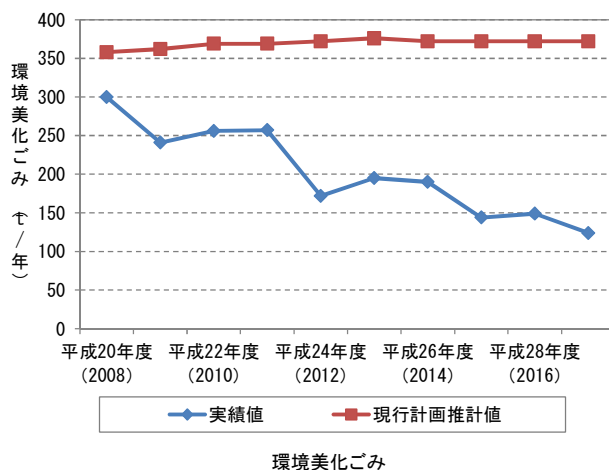
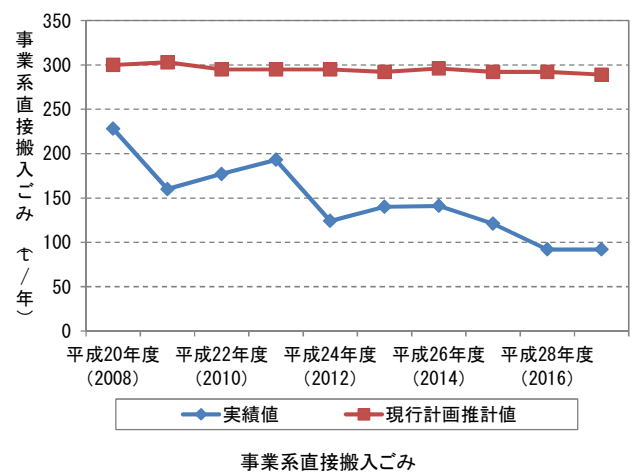
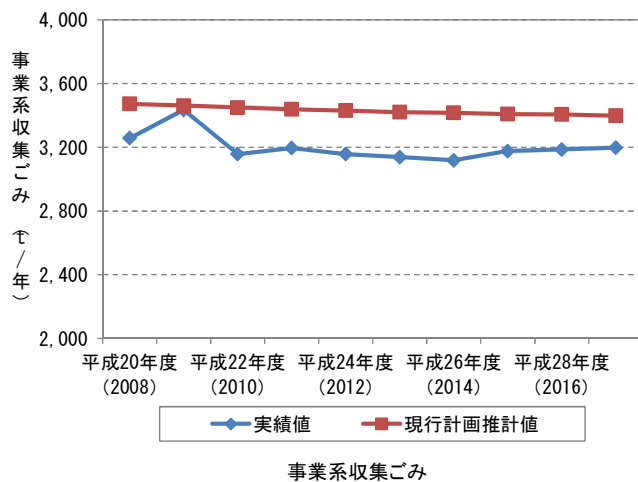
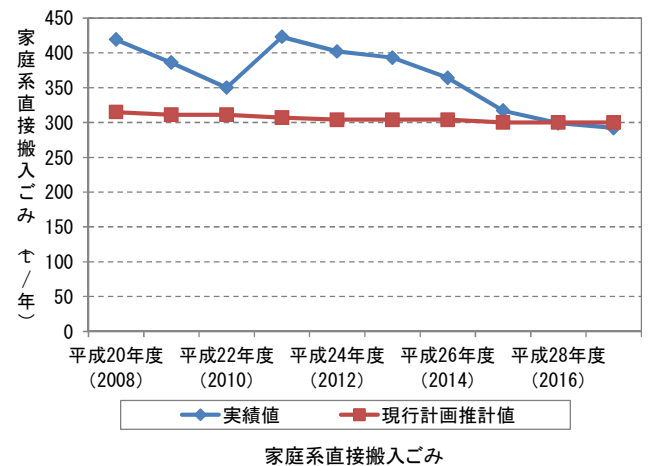
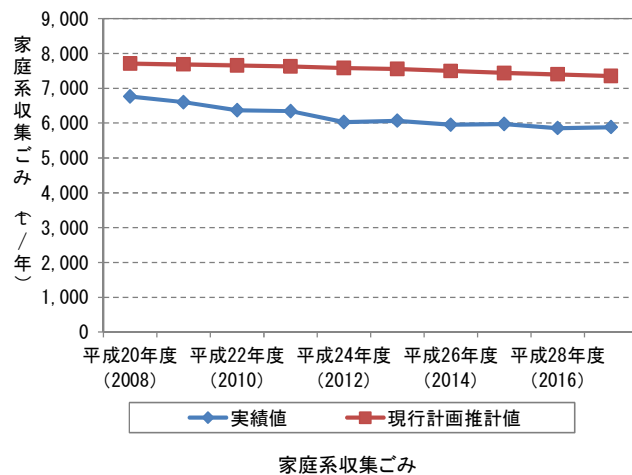


図 37 ごみ排出量の比較 (形態別)

ごみ種類別にみると、基本的には実績値は既計画の推計値を下回っており、平成29年度では、大型ごみを除いて既計画推計値を下回っている。可燃ごみ、埋立ごみ、有害ごみは実績値と推計値が同様の傾向で推移しているが、大型ごみは増加傾向となり既計画推計値と差が生じた。大型ごみの増加は、不法投棄の監視体制の強化により、それまで不法投棄されていたごみが大型ごみとして排出されるようになったことが要因のひとつと考えられる。資源ごみは、既計画が平成23年度より容器包装プラスチックの資源化を見込んだ推計を行っていたが、実際には資源化を行っていないため、実績と既計画推計値に差が生じた。

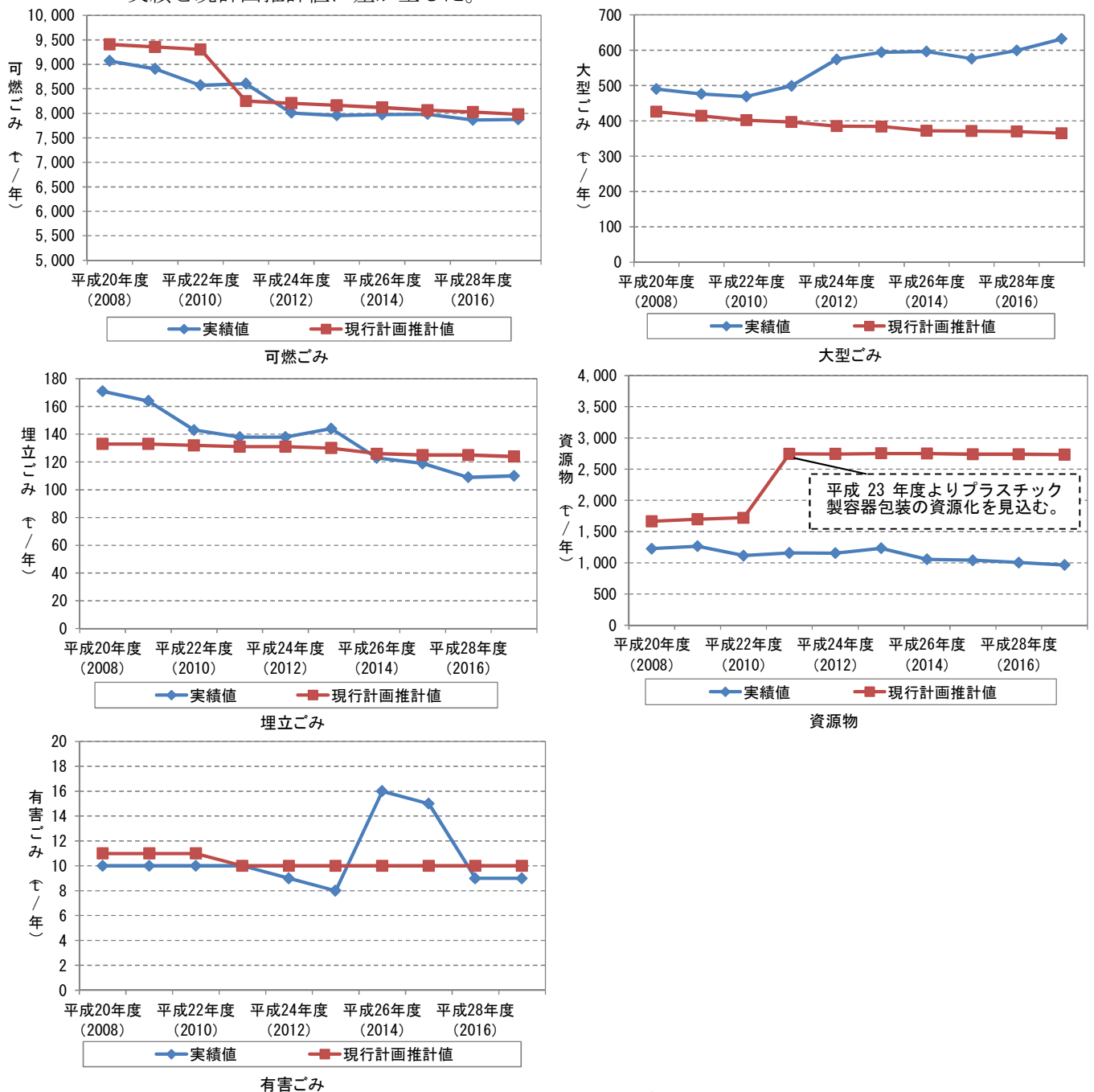


図 38 ごみ排出量の比較 (ごみ種類別)

(3) 資源物量の比較

資源物の排出量は、既計画の数値よりも少なくなっている。

項目別にみると、全ての資源物において既計画の推計値を満たしていない。また、既計画の推計値は、容器包装プラスチックの資源化の開始を見込んだため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて急増している。

平成 29 年度では、全種類の資源化量の実績値は推計値を下回っている。

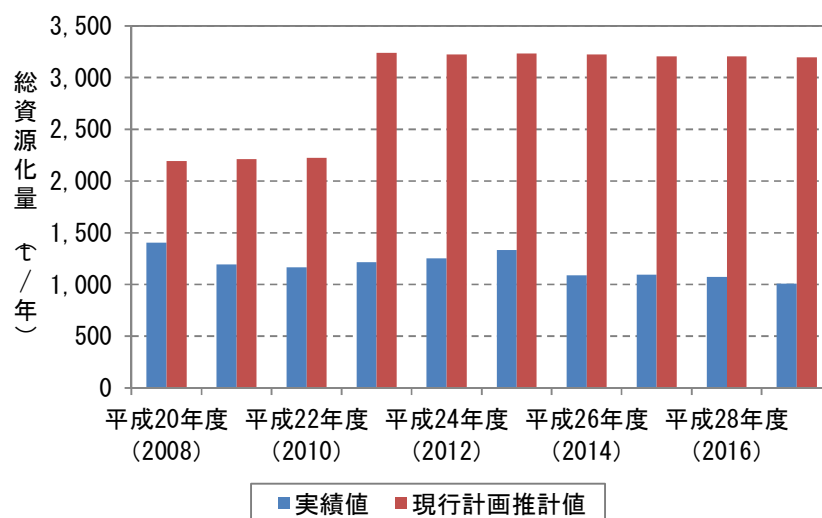


図 39 資源物総排出量の比較

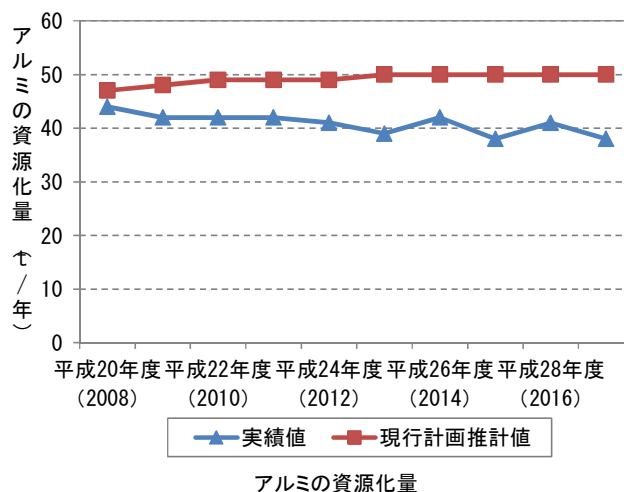
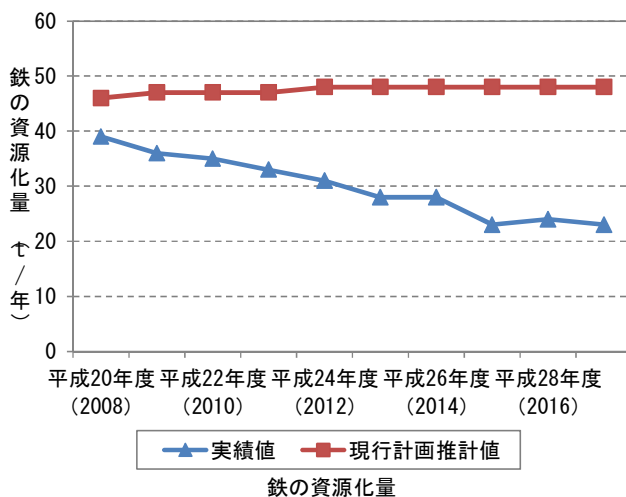


図 40 資源物排出量の比較（種類別）(1/2)

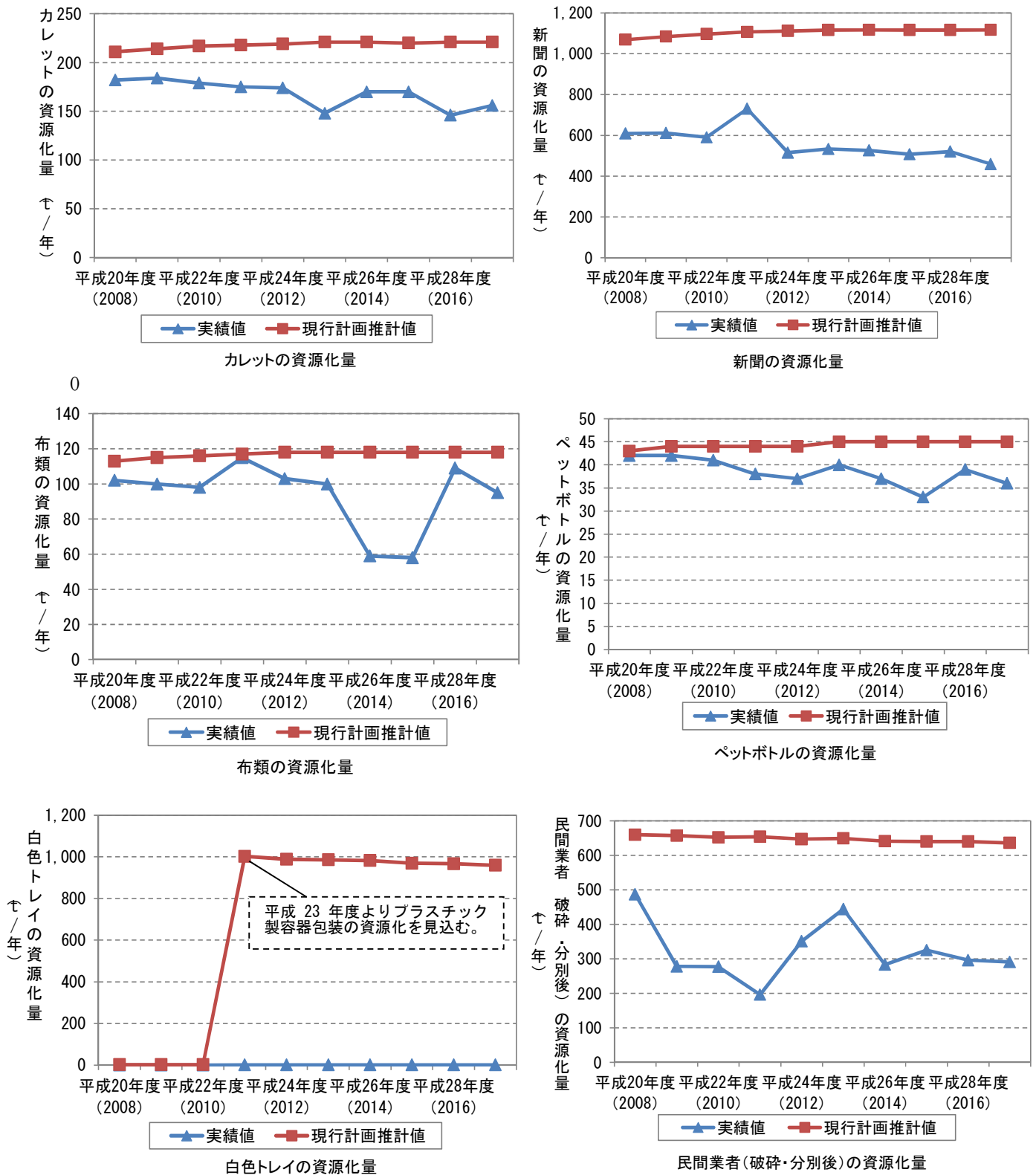


図 41 資源物排出量の比較（種類別）（2/2）

(4) 最終処分量の比較

最終処分量の実績は、既計画の4割減程度でゴミ排出量の減量に伴って減少している。

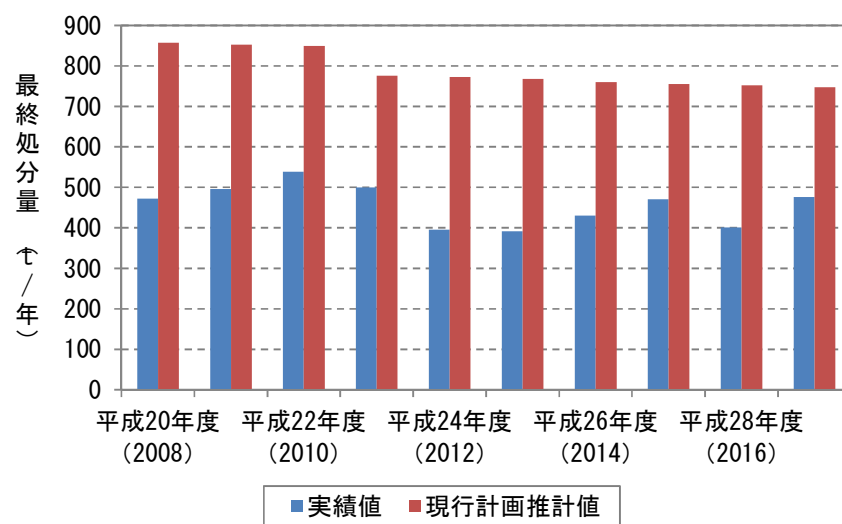


図 42 最終処分量の比較

2) 施策実施状況の検証

(1) ごみの減量化施策の検証

既計画で設定したごみの減量化の施策（行政が実施する事項）の実施状況は、以下のとおりである。これによると、計画した施策に対して概ね実施しているが、啓発活動としての講演会や説明会、集団回収やコンポストの普及促進が未実施であった。

表 44 施策実施状況（ごみの減量化）

施 策		実施内容
啓発活動	広報紙、ホームページ、パンフレットを通じて周知	・ホームページや「広報かいた」等を通して、「買い物の際のマイバックの使用」や「食品ロスの削減」を呼びかけている。
	副読本の配布	・ごみの出し方ガイドブックを作成し、配布している。 ・外国人向けに、家庭ごみの正しい出し方（ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語）を作成し、配布している。
	ごみ処理施設見学会	・環境センターの見学会を実施している。
	有識者を講師とする講演会	未実施
	住民説明会	・公衆衛生推進協議会の環境センターによる講演会
	リサイクル製品等の展示会	未実施
資源物回収の促進	学校、子供会、住民団体、回収業者等と連携して回収ルートの確立	・牛乳パックやペットボトルキャップの回収
	再生業者と連携し、再生ルートを確立	未実施
	集積場所や回収機材の貸与	未実施
	集団回収の助成	未実施
	資源物回収について、町民の協力促進	・「広報かいた」等で資源物回収状況の周知に努め、町民の協力を呼びかけている。
資源化（コンポスト）の促進		未実施
リサイクルの促進	容器包装リサイクル法の取り組みとして、分別排出の普及啓発	・缶やペットボトル、白色トレイ等の容器包装を分別し、資源物として収集している。
	家電リサイクル法に基づき、各主体は役割に応じた取組の実施	・本町では、エアコンやテレビ、冷蔵庫等の家電 5 品目の正しい排出方法について、ホームページ等で呼びかけている。
	その他リサイクル制度への取り組み	・雑がみを資源物として回収している。 (2017 年 4 月より) ・事業系ごみ処理手数料を改定した。 (10 kg 毎に 98 円→10 kg 毎に 100 円) (2017 年 6 月より)
	廃食油の回収	・住民による自主回収を行っている。
可燃ごみと大型ごみの有料化による抑制		・現状体制を維持している。

（２）収集・運搬、中間処理、最終処分計画の検証

収集・運搬、中間処理、最終処分計画の実施状況は、以下のとおりである。これによると、概ね実施しているが、プラスチック製容器包装の資源物としての収集等は検討中であった。

表 45 施策実施状況（収集・運搬、中間処理、最終処分計画）

施 策		実施内容
分別収集品目	分別収集品目の見直し	・雑がみを資源物として回収している。 (2017 年 4 月より) ・小型家電をボックス収集している。 (2016 年 7 月より)
	プラスチック製容器包装の分別収集	・検討中
収集運搬	可燃ごみと大型ゴミの有料化の導入による新たな収集運搬体制の整備	・検討中
	プラスチック製容器包装の分別収集の導入による新たな収集運搬体制の整備	・検討中
中間処理	焼却施設の解体	・実施済み（2013 年 3 月 完了）
	周辺環境の保全と公害防止	・環境センターでの処理の適正管理に努めている。
	資源化を促進し、資源化を中心とした効率的なごみ処理体制を整備	・検討中
	ストックヤードの有効活用	・環境センターにて、搬入ごみの分別作業を行っている。
最終処分	分別収集の徹底による最終処分の削減	・分別収集の徹底、資源物回収の促進等により、最終処分量の削減に努めている。
	広域不燃物最終処分場建設事業の継続協議と事業の早期実施	・協議継続中

（３）その他の施策の検証

その他の施策の実施状況について検証する。既計画で設定した施策の他に、廃棄物の減量化に向けて、以下の取り組みが実施されている。

表 46 施策実施状況（その他）

施 策		実施内容
啓発活動	キャンペーン活動	・資源物と抽選券の交換や、動かなくなったおもちゃの修理と販売等を行うフェア（エーコと瀬野川環境フェア）を実施している。 ・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンを実施している。
	県内の主要なスーパーマーケットやドラッグストア等でのレジ袋の無料配布の中止	・本町のホームページで、マイバッグの利用促進を呼びかけている。
	食品ロス対策	・食品ロス削減のため、「フードバンク※」についての広報を行っている。 ・ホームページや「広報かいた」により、食品ロスの周知に努めている。

※食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体やその活動のこと。

2. 各種調査

本計画策定にあたり、可燃ごみの組成を把握するため、家庭系可燃ごみの組成分析と許可業者へのアンケートを行った。それぞれの概要を以下に示す。

1) 家庭系可燃ごみの組成分析

家庭系可燃ごみの組成分析では、可燃ごみに含まれる紙類や生ごみ、プラスチック類等に分類して、それぞれの重量を計測することで、減量化もしくは資源化が可能なごみ種類の構成割合を確認した。

(1) 調査日

平成 30 年 8 月 9 日～10 日

(2) 調査対象

調査日において、本町内の可燃ごみステーションに排出された家庭系可燃ごみ

(3) 分析方法

調査日の 1 日に 1 検体 (1 検体あたり 200kg 以上) を対象として既定のごみ種類ごとに仕分け、その重量を計測した。

(4) 分析結果概要

分析結果としては、生ごみが最も多く、全体の約 30%を占めていた。次に紙類が全体の約 20%を占めており、また、プラスチック類が全体の約 15%を占めていた。分別不適物としては、カン・金属類や埋立ごみの混入が見られた。

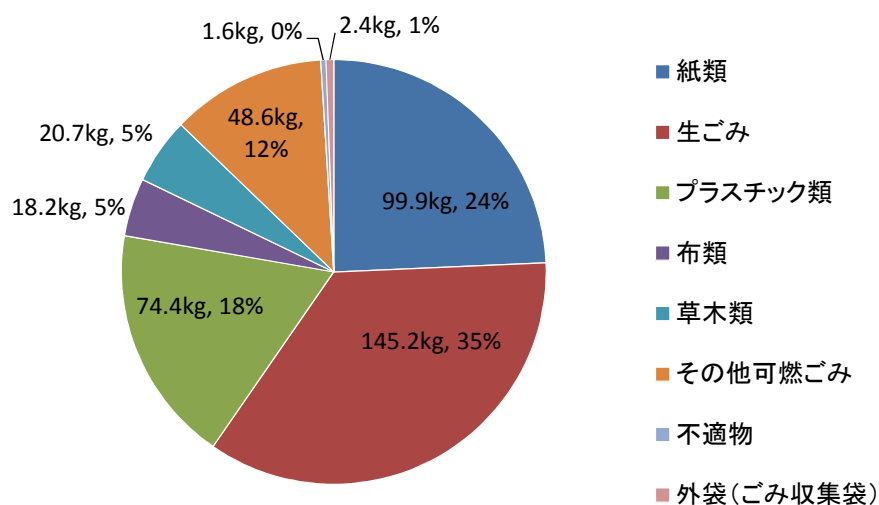


図 43 家庭系可燃ごみ組成分析結果 (2 日間の合計)

(5) 減量化もしくは資源化可能なごみ種類

生ごみの内訳を見ると、手つかず食品（食品ロス）が全体の約 6.0%を占めていた。
また、分別することで資源化可能なごみとしては、紙類とプラスチック類が多く含まれていた。紙類の内訳は、新聞、雑誌・広告類、紙製容器包装、紙パック、ダンボール、紙おむつがそれぞれ全体の 5.0%以上、プラスチック類の内訳は、プラスチック製容器包装が全体の約 12.6%であった。

表 47 家庭系可燃ごみ組成分析結果

項目		1 日目		2 日目		合計	
		重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)
紙類	新聞	7.2	3.6	14.4	6.9	21.6	5.3
	雑誌・広告類	13.6	6.7	9.5	4.5	23.1	5.6
	紙製容器包装	8.4	4.1	9.6	4.6	18.0	4.4
	紙パック	1.2	0.6	1.2	0.6	2.4	0.6
	ダンボール	2.8	1.4	1.5	0.7	4.3	1.0
	紙おむつ	16.8	8.3	13.7	6.6	30.5	7.4
	小計	50.0	24.7	49.9	23.9	99.9	24.3
生ごみ	生ごみ（厨芥類）	62.5	30.9	57.9	27.7	120.4	29.3
	手つかず食品（食品ロス）	8.9	4.4	15.9	7.6	24.8	6.0
	小計	71.4	35.3	73.8	35.3	145.2	35.3
プラスチック類	プラスチック製容器包装	25.2	12.5	26.7	12.8	51.9	12.6
	白トレイ	0.6	0.3	0.3	0.1	0.9	0.2
	容器包装以外のプラスチック製品	8.4	4.2	9.1	4.4	17.5	4.3
	ペットボトル	1.9	0.9	2.2	1.1	4.1	1.0
	小計	36.1	17.9	38.3	18.4	74.4	18.1
布類	古着・布類	5.2	2.6	8.6	4.1	13.8	3.4
	ぬいぐるみ	0.0	0.0	1.4	0.7	1.4	0.3
	くつ・靴（革製品）	2.0	1.0	1.0	0.5	3.0	0.7
	小計	7.2	3.6	11.0	5.3	18.2	4.4
木くず・草		10.0	4.9	10.7	5.1	20.7	5.0
その他可燃ごみ		25.2	12.5	23.4	11.2	48.6	11.8
不適物	カン・金属類	0.8	0.4	0.4	0.2	1.2	0.3
	ビン類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他資源物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	有害ごみ（乾電池、蛍光灯等）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	埋立ごみ（陶器類・ガラス類・灰等）	0.4	0.2	0.0	0.0	0.4	0.1
	小計	1.2	0.6	0.4	0.2	1.6	0.4
外袋（ごみ収集袋）		1.1	0.5	1.3	0.6	2.4	0.6
合計		202.2	100.0	208.8	100.0	411.0	100.0

2) 許可業者に対する排出事業所実態調査

「許可業者に対する排出事業所実態調査」（アンケート）では、事業系ごみの組成を把握することを目的として、許可業者が収集している事業所ごとのごみ排出量、ごみ種類、分別状況等を確認した。また、現在のごみ処理行政に対する要望や意見についても、本アンケートにより確認した。

(1) アンケート対象

アンケートの対象は、本町内の許可業者のうち、比較的多くごみを収集している8社とした。

(2) アンケート実施期間

平成30年8月1日～平成30年8月31日

(3) アンケート結果

① 事業所の分類

許可業者に収集を委託している事業所の業種分類は、図44に示す12業種とした。業種別の事業所数を見ると、サービス業（飲食店以外）が最も多く、次いで、サービス業（飲食店）、製造業、卸・小売業となっていた。

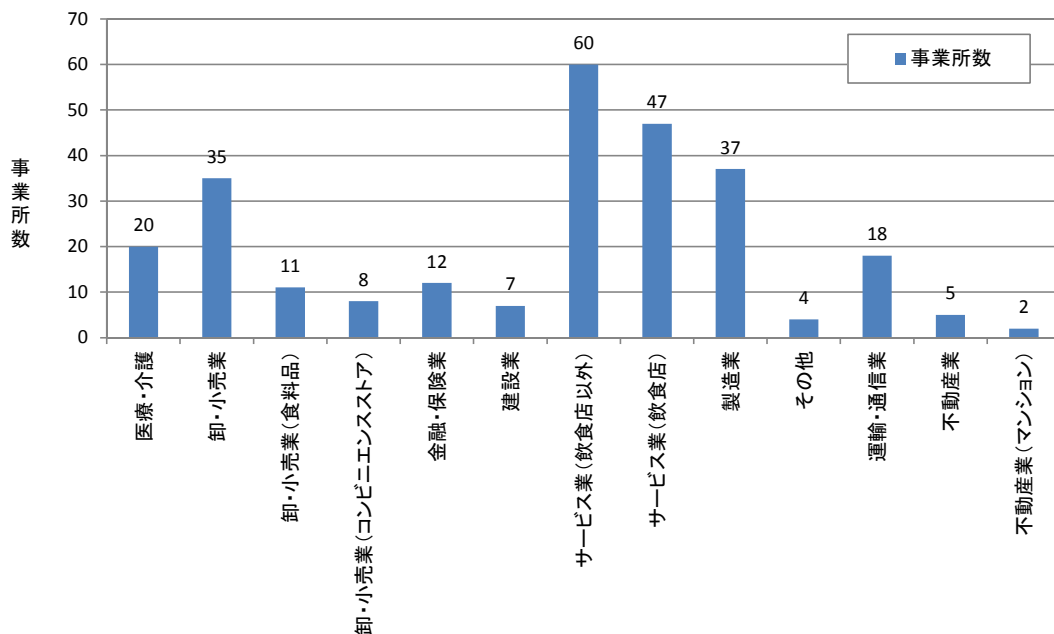


図 44 アンケートにより確認できたごみ収集実態がある業種別事業所数

②許可業者による収集量

業種別の収集量は、次頁のとおりである。収集量は、サービス業（飲食店）が最も多く、次いでサービス業（飲食店以外）、卸・小売業（食料品）となっていた。

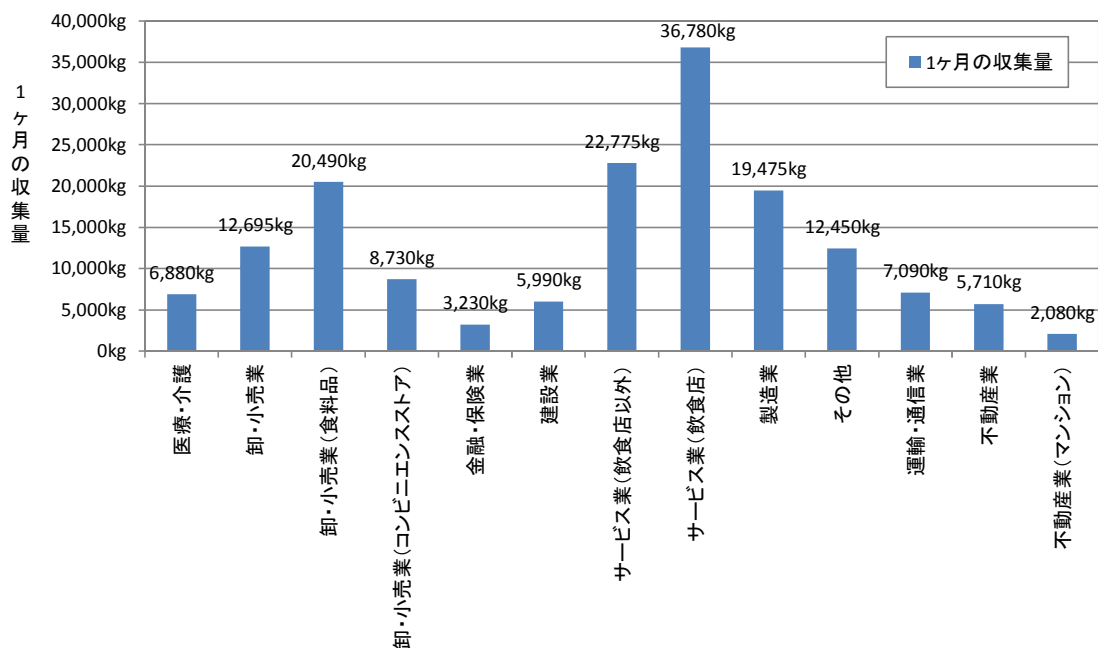


図 45 アンケートにより確認できた業種別ごみ収集量

③事業系ごみの組成

許可業者による事業系ごみの組成を見ると、生ごみが全体の 45%、紙くずが 20%、プラスチック類が 9%を占めていた。

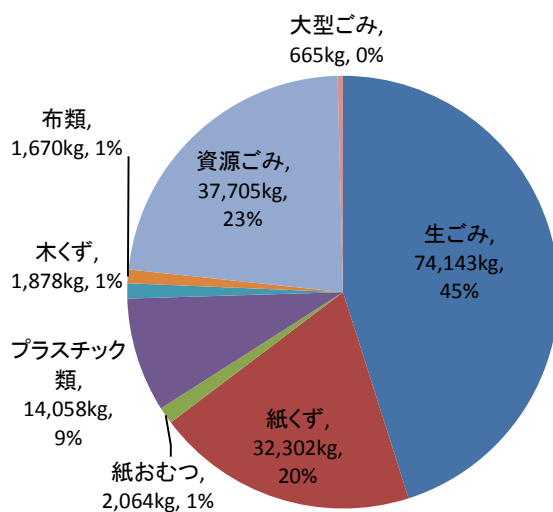


図 46 アンケートにより確認できたごみ組成

④ ごみ種類別収集量

許可業者による収集ごみの組成で多くを占めていた生ごみ、紙くず、プラスチック類の事業所別割合を以下に示す。

(生ごみ)

生ごみの業種別割合を見るとサービス業（飲食店）、卸・小売業（食料品）、サービス業（飲食店以外）が生ごみを多く排出していた。

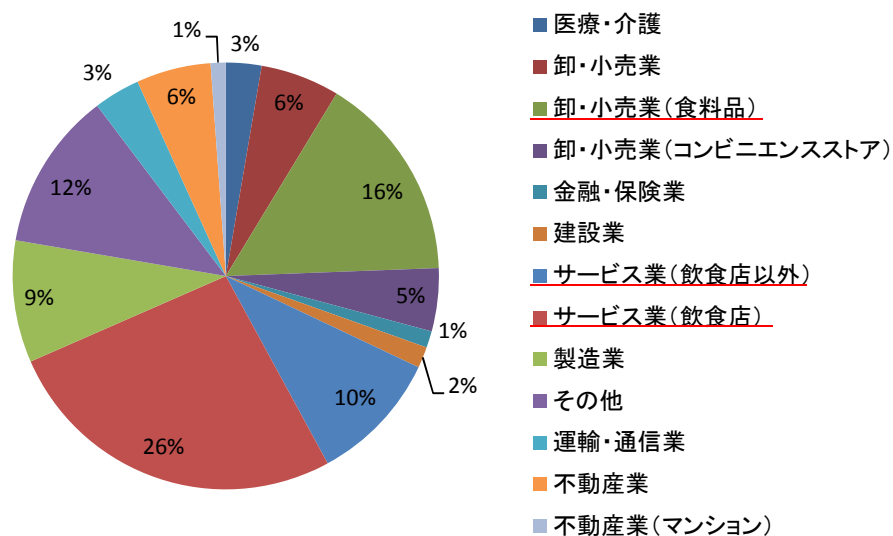


図 47 生ごみの業種別割合

(紙くず)

紙くずの業種別割合を見るとサービス業（飲食店）、製造業、サービス業（飲食店以外）が紙くずを多く排出していた。

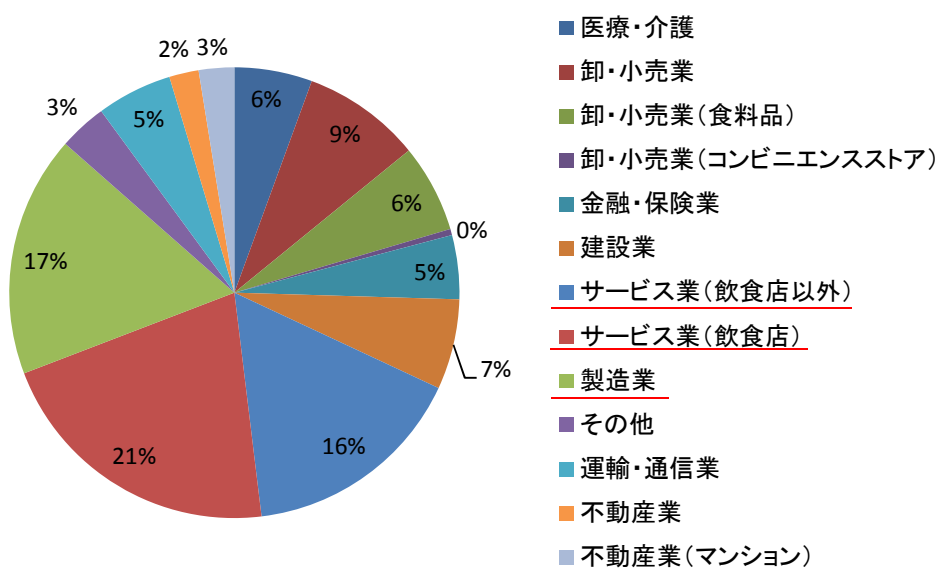


図 48 紙くずの業種別割合

(プラスチック類)

プラスチック類の業種別割合を見ると、サービス業（飲食店以外）、サービス業（飲食店）、製造業がプラスチック類を多く排出していた。

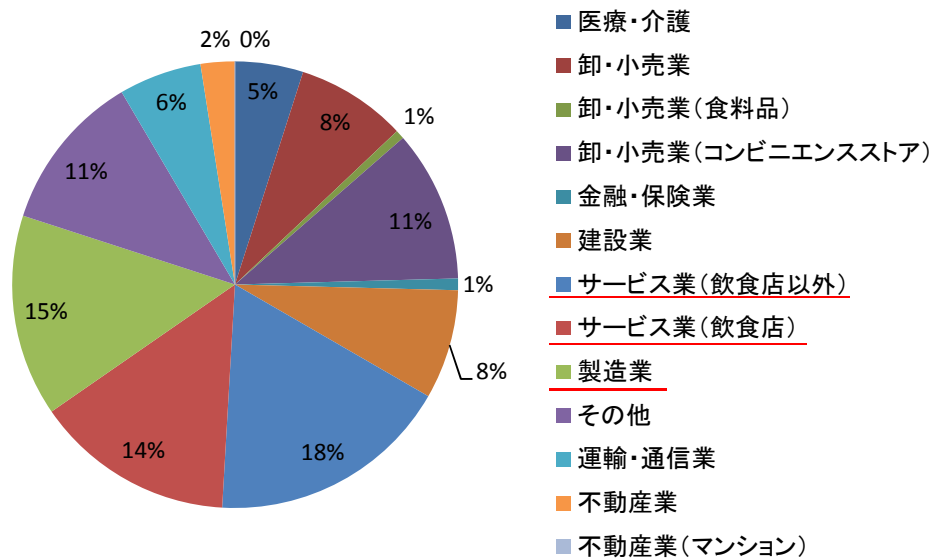


図 49 プラスチック類の業種別割合

⑤ 分別状況

許可業者にごみ排出事業所の分別状況を確認したところ、以下のとおり「良・可・不可」の３段階での回答を得た。これによると、分別状況が「可」である事業所が約８割を占めていた。また、「不可」である事業所が８件あった。

良：ごみ種類ごとに袋分けして排出されている。

可：不適物の混入は見られない。

不可：不適物の混入が見られ、収集できないことがある。

表 48 業種別の分別状況

業種	良	可	不可
医療・介護	3	16	1
卸・小売業	8	27	0
卸・小売業（食料品）	5	6	0
卸・小売業（コンビニエンスストア）	1	6	1
金融・保険業	5	7	0
建設業	0	7	0
サービス業（飲食店以外）	10	50	0
サービス業（飲食店）	4	41	2
製造業	7	29	1
運輸・通信業	0	17	1
不動産業	0	3	2
不動産業（マンション）	0	2	0
その他	2	2	0
合計	45	213	8

⑥ ごみの減量化・資源化の課題

アンケートにより許可業者から「分別をよく理解していない事業所がある。」という意見が得られた。事業所に対して、適正なごみの分別排出について広報を行い、適正なごみの排出方法の周知徹底に努める必要がある。

⑦ 本町のごみ処理についての意見・提案

アンケートにより許可業者から、「廃棄物の減量・分別・処理料金の改定等について収集運搬業者に通知するのではなく、排出事業者に直接通知・指導等していただきたいと思う。」「広島市のように可燃ごみ、不燃ごみについて、処分費込みの指定袋制度を採用してはどうか。新たな税収の獲得、排出量の削減、分別の徹底等、様々な効果が期待できる。」という意見が得られた。

廃棄物の減量・分別・処理料金の改定等の通知先の変更や有料の指定袋の採用について検討を行い、より効率的で効果的に取り組みを推進していく必要がある。

3. ごみ処理行政の動向

ごみ処理行政の動向の動向として、国、県の関連計画等について整理する。

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 28 年 1 月 変更)において、廃棄物の減量、適正な処理に関する施策と一般廃棄物の減量化の目標について、以下のとおり設定している。

《 廃棄物処理基本方針 》(抜粋)

廃棄物の減量・適正な処理に関する施策

- ①できる限り廃棄物の発生を抑制する。
- ②次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出規制及び適正な循環利用を徹底する。
- ③適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。

一般廃棄物の減量化の目標

排出量 ： 平成 32 年度の排出量を平成 24 年度比約 12%削減。

再生利用率 ： 平成 32 年度の再生利用率を平成 24 年度比約 21%から約 27%に増加。

最終処分量 ： 平成 32 年度の最終処分量を平成 24 年度比約 14%以上削減。

(2) 第4次循環型社会形成推進基本計画

第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日)の概要は、以下のとおりである。

《第4次循環型社会形成推進基本計画》(抜粋)

循環型社会形成に向けた取り組みの中長期的な方向性

- ①持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦循環分野における基盤整備

循環型社会形成のための指標及び数値目標

1. 物質フロー指数 : 循環型社会の全体像に関する指標経済社会における、ものの流れ全体を把握し、その向上を図るための指標

指標	数値目標	目標年次	備考
資源生産性	約49 万円/トン	2025 年度	入口
入口側の循環利用率	約18%	2025 年度	循環
出口側の循環利用率	約47%	2025 年度	循環
最終処分量	約1,300 万トン	2025 年度	出口

2. 項目別物質フロー指標 : 中長期的な方向性に沿った各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し、更なる取組を促していくために、物質フローの改善等の状況を捉える指標
3. 項目別取組指標 : 中長期的な方向性に沿った各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し、更なる取組を促していくために、各主体の取組の進展そのものを捉える指標

指標		数値目標	目標年次
①	循環型社会ビジネスの事業規模	2000年度の約2倍	2025年度
	家庭系・事業系食品ロス量	2000年度の半減	2030年度
②	1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	2025年度
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	2025年度
	事業系ごみ排出量	約1,100 万トン	2025年度
③	国民1人当たりの一次資源等価 換算した天然資源等消費量	- (SDGs指標との比較検証)	-
	出口側の循環利用率	約47%	2025年度
	④ 災害廃棄物処理計画の策定	都道府県100%、市町村60%	2025年度
⑤	電子マニフェストの普及率	70%	2022年度

(3) 第4次広島県廃棄物処理計画

第4次広島県廃棄物処理計画（平成28年3月）の概要は、以下のとおりである。

《 第4次広島県廃棄物処理計画 》（抜粋）

計画期間	平成28年度～平成32年度までの5年間																											
基本理念	循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ～効率的、安定的な廃棄物処理体制の構築を目指して～																											
目指す姿	基本理念の実現に向け、次の優先順位で取り組み、廃棄物が、効率的かつ安定的に処理される体制が構築されている。 1、廃棄物の発生を限りなく少なくするため、3Rのうち2R（排出抑制、再使用）を優先して進める。 2、排出された廃棄物を資源として再生利用する。 3、再生利用できない廃棄物は、焼却等の中間処理の過程で生じたエネルギー・熱回収を図る。 4、廃棄物は適正に処理した上で、最終処分（埋立て）を行う。																											
将来人口	「広島未来チャレンジビジョン（平成27年10月改定）」における人口の将来展望に係る資産を基に推計。																											
数値目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">現状 【平成25年度（2013）】</th><th colspan="2">計画目標 【平成32年度（2020）】</th></tr> <tr> <th></th><th>排出量に 占める割合</th><th></th><th>排出量に 占める割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td><td>92.2 万t</td><td>—</td><td>87.4 万t</td><td>—</td></tr> <tr> <td>再生利用率</td><td>18.5 万t</td><td>20.0 %</td><td>16.8 万t</td><td>19 %以上</td></tr> <tr> <td>最終処分量</td><td>11.9 万t</td><td>12.8 %</td><td>10.3 万t</td><td>11.8 %以下</td></tr> </tbody> </table>					現状 【平成25年度（2013）】		計画目標 【平成32年度（2020）】			排出量に 占める割合		排出量に 占める割合	排出量	92.2 万t	—	87.4 万t	—	再生利用率	18.5 万t	20.0 %	16.8 万t	19 %以上	最終処分量	11.9 万t	12.8 %	10.3 万t	11.8 %以下
	現状 【平成25年度（2013）】		計画目標 【平成32年度（2020）】																									
		排出量に 占める割合		排出量に 占める割合																								
排出量	92.2 万t	—	87.4 万t	—																								
再生利用率	18.5 万t	20.0 %	16.8 万t	19 %以上																								
最終処分量	11.9 万t	12.8 %	10.3 万t	11.8 %以下																								
施策の展開	<u>視点1</u>：資源循環を基本とした社会づくり (1) 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進 (2) 産業廃棄物の排出抑制及び減量化等の推進 (3) 質の高いリサイクルの推進 等 <u>視点2</u>：適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり (1) 将来を見据えた市町連会による廃棄物処理体制の推進 (2) 一般廃棄物の適正処理対策の推進 (3) 産業廃棄物の適正処理対策の推進 等 <u>視点3</u>：環境に配慮した行動が広がる社会づくり (1) 環境意識の向上及び自主的行動の推進 (2) 各主体の取り組み支援 (3) 環境情報の提供 等																											
主な施策	<u>視点1</u>：資源循環を基本とした社会づくり ・2Rの推進 ・リサイクル製品の使用促進 ・未利用廃棄物のエネルギー利用促進 等 <u>視点2</u>：適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり ・一般廃棄物処理施設の効率化の促進 ・電子マニフェストの普及促進 ・PCB廃棄物処理の推進 等 <u>視点3</u>：環境に配慮した行動が広がる社会づくり ・市町との連携による普及啓発																											

4. ごみの発生量及び処理量の見込み

過去のごみ排出量の推移を基に、将来のごみ排出量の予測を行う。

1) 行政区域内人口の予測

(1) 人口の推計方法

人口の推計には、以下の方法がある。本計画の推計人口は、それぞれの方法による推計結果を比較することで決定した。

【推計方法】

- ①実績推移に基づいて推計する（各種推計式による推計結果の平均値）。
- ②国立社会保障人口問題研究所で使われている推計人口を採用する。
- ③上位計画（総合計画、既計画等）で使われている推計人口を採用。

(2) 実績推移に基づいた推計について

実績推移に基づいて推計する方法としては、以下に示す各種推計式により計算するトレンド法を用いる。各種推計式には「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和 53 年 10 月（社）全国都市清掃会議）で挙げられている式（一次、二次、指数、べき乗、ロジスティック）や対数式等がある。本計画では、一次、指数、べき乗、対数式の 4 式による推計結果の平均値を用いる。

なお、ロジスティック式は、いずれ飽和状態に達することが予測されている場合に用いる推計式である。本町の人口は近年増加傾向であるが、他計画の将来人口や国立社会保障人口問題研究所において、人口は将来的に減少すると予測されており、今後さらに増加傾向が続くことが予想されにくいため、今回の推計式からは除く。また、推計結果の平均値は、二次式の推計値が他式の推計値と差が生じているため、二次式を除いた 4 式で算出する。

算出に用いた推計式の概要を表 49 に示す。また、推計結果を表 50、図 50 に示す。

表 49 算出に用いた推計式の概要

推計式	基本式	特 性
①一次	$Y = aX + b$	直線値を示す推計式。過去の実績の傾向をそのまま反映した推計結果（直線）となる。
②指数	$Y = a \times \exp(bX)$	指数を用いた推計式。過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いと言われている。
③べき乗	$Y = aX^b + c$	曲線を示す推計式。比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定に適用できると言われている。
④対数	$Y = a \times \ln(X) + b$	対数を用いた推計式。推計結果は曲線を示し、年次とともに、緩やかに変化する。
⑤二次	$Y = aX^2 + bX + c$	曲線を示す推計式。推計結果は曲線を示し、年次とともに、変化量は増加する。

表 50 本町の各種推計式による推計結果

年度	実績	推計式						
		① 一次	② 指数	③べき乗	④ 対数	⑤ 二次	平均※	採用値
20	29,026							
21	29,047							
22	29,011							
23	28,908							
24	28,780							
25	28,828							
26	29,118							
27	29,265							
28	29,636							
29	29,857							
30	—	29,599	29,600	29,543	29,545	30,256	29,572	29,572
31	—	29,681	29,683	29,605	29,607	30,696	29,644	29,644
32	—	29,764	29,766	29,666	29,667	31,196	29,716	29,716
33	—	29,846	29,850	29,725	29,725	31,755	29,786	29,786
34	—	29,928	29,933	29,782	29,782	32,375	29,856	29,856
35	—	30,010	30,017	29,838	29,837	33,054	29,926	29,926
36	—	30,092	30,102	29,892	29,890	33,792	29,994	29,994
37	—	30,174	30,186	29,945	29,942	34,591	30,062	30,062
38	—	30,256	30,271	29,997	29,993	35,449	30,129	30,129
39	—	30,338	30,356	30,047	30,042	36,366	30,196	30,196
40	—	30,420	30,441	30,096	30,090	37,344	30,262	30,262

※二次の算出値を除いた平均

推計式	基本式	a	b	c
① 一次	$Y = aX + b$	82.12121	27,135.63030	—
② 指数	$Y = a \times \exp(bX)$	27,215.25425	0.00280	—
③べき乗	$Y = aX^b + c$	23,717.60634	0.06457	—
④ 対数	$Y = a \times \ln(X) + b$	1,895.91160	23,096.38961	—
⑤ 二次	$Y = aX^2 + bX + c$	29.84091	-1,380.08333	44,801.44848

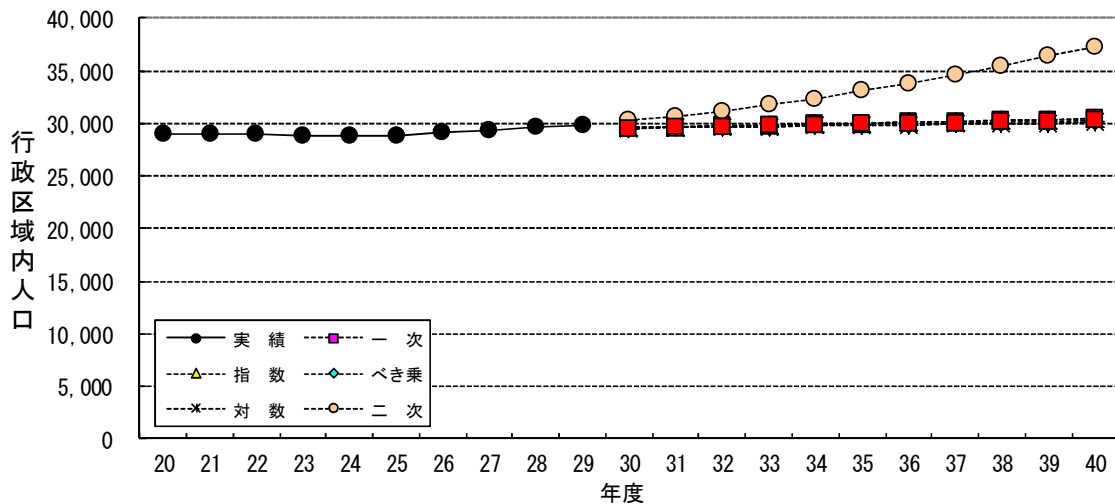


図 50 本町の各種推計式による推計結果

(3) 国立社会保障人口問題研究所

国立社会保障人口問題研究所の推計値は、平成 27 年度の国勢調査を基に推計された人口で、コーホート要因法により算出された推計人口である。コーホート要因法とは、自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という二つの人口変動要因について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。以下に推計値を示す。

なお、国立社会保障人口問題研究所の推計値は、10 月 1 日付の国勢調査が基であるため、実績（住民基本台帳 3 月 31 日付、外国人人口含む）と比較できるよう補正した数値を用いる。

表 51 国立社会保障人口問題研究所

項目	単位	H27(実績値)	H32	H37	H42
本町	(人)	28,667	28,579	27,352	26,153

表 52 国立社会保障人口問題研究所（補正值）

項目	単位	H27(実績値)	H32	H37	H42
本町	(人)	29,265	29,175	27,923	26,699

※対象年度の国立社会保障人口問題研究所推計値×（平成 27 年度住民基本台帳（3/31 付）人口の実績／平成 27 年度国勢調査の人口実績）

(4) 上位計画の推計人口

上位計画等では、総合計画や既計画において推計人口が設定されている。総合計画では、平成 17 年に公表された国立社会保障人口問題研究所の推計人口を基に、計画策定時の実情や各計画で設定されている施策の効果が見込まれた推計値が採用されている。

また既計画では、平成 10～19 年度の数値を基に、一次式により推計された数値を採用している。

表 53 上位計画等の推計方法

計 画	概 略
海田町総合計画 (平成22年12月策定)	国立社会保障人口問題研究所の推計値を基に、人口減少を食い止める施策の効果を見込み、平成22年度を維持するとして計画された人口（H32：29,000人）
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (平成21年3月策定)	住民基本台帳の実績値を基に、実績と同様の傾向を示す一次式により推計された人口（H32：27,760人）

(5) 採用する推計人口

各種推計式による推計結果の平均は、実績の傾向のみを考慮した数値であり、今後も人口は緩やかに増加していく見込みである。

一方、国立社会保障人口問題研究所の推計値は減少の傾向にある。国立社会保障人口問題研究所では、コーホート要因法による推計であるため、実績の傾向だけでなく老齢人口の割合や出生率等も考慮されている。上位計画である「第4次海田町総合計画 後期基本計画（平成28年9月）」や他計画である「海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年9月）」では、将来人口の推計値は減少の傾向である。

以上より、本計画で採用する本町の推計人口は減少の傾向となると考え、多くの要因を考慮している国立社会保障人口問題研究所の推計値（補正值）を採用する。

表 54 採用する推計人口

年度	単位	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間目標)
本町	(人)	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424

年度	単位	H36	H37	H38	H49	H40 (目標年)
本町	(人)	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188

なお、それぞれの推計方法による計算結果を次頁に示す。

表 55 本町の推計人口

項目	単位	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間目標)
各種推計式による推計結果の平均値	(人)	29,572	29,644	29,716	29,786	29,856	29,926
国立社会保障人口問題研究所（補正值）	(人)	29,630	29,402	29,175	28,925	28,674	28,424
海田総合計画（H22.12）目標人口	(人)			29,000			
現ごみ処理基本計画（H21.3）推計人口	(人)	27,760					

項目	単位	H36	H37	H38	H49	H40 (目標年)	採用値
各種推計式による推計結果の平均値	(人)	29,994	30,062	30,129	30,196	30,262	
国立社会保障人口問題研究所（補正值）	(人)	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188	○
海田総合計画（H22.12）目標人口	(人)						
現ごみ処理基本計画（H21.3）推計人口	(人)						

※国立社会保障人口問題研究所について、H30～H31 は、H29 実績と H32 推計値を直線補間。H32 以前と H33～H36 は H32 推計値と H37 推計値を直線補間。H38～H40 は H37 推計値と H42 推計値を直線補間。

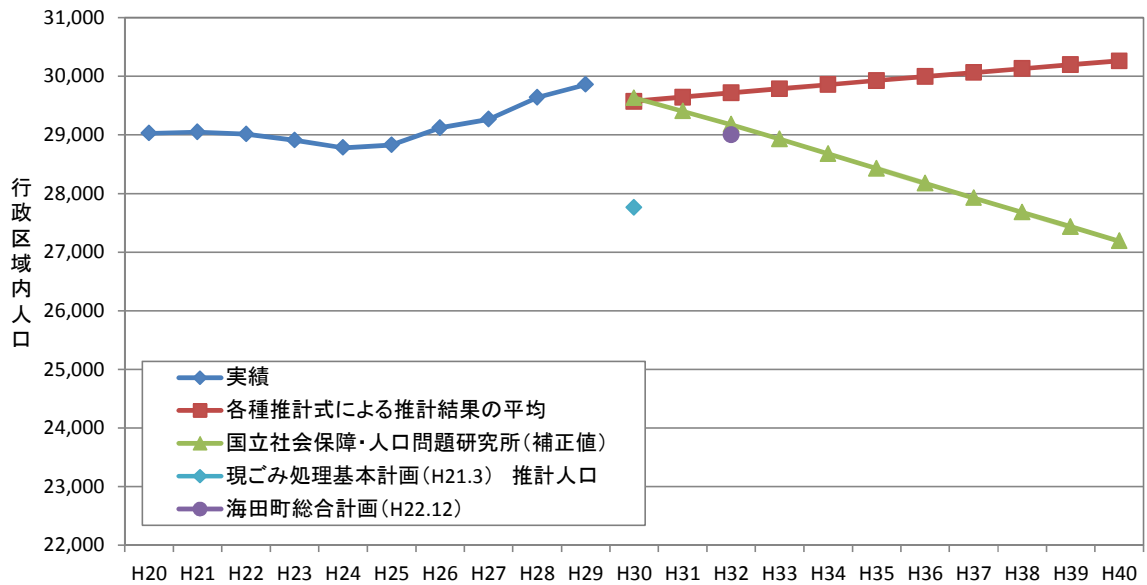


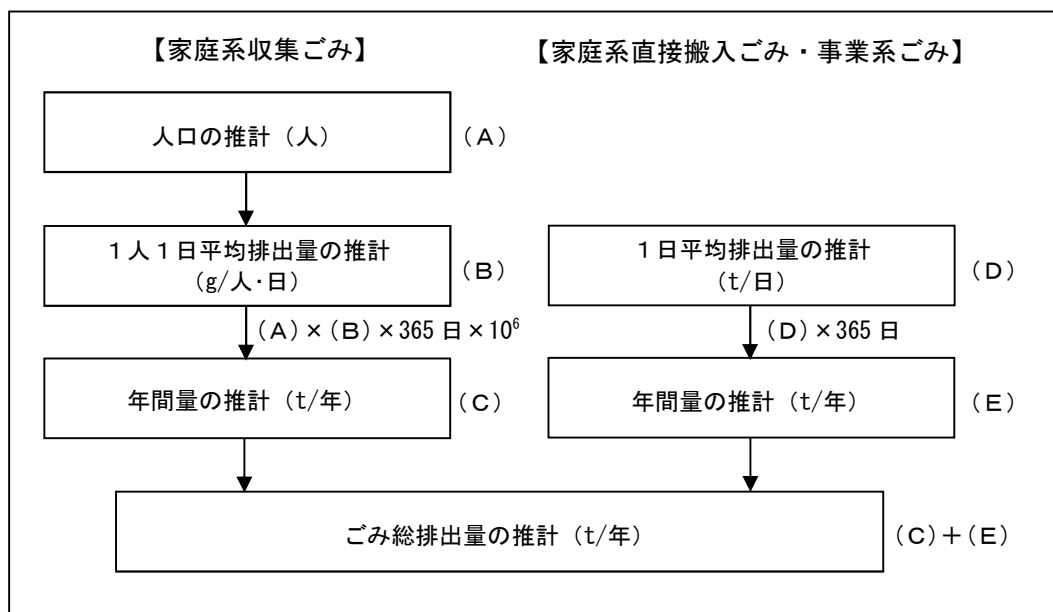
図 3 本町の推計人口

2) ごみ排出量の予測

(1) 推計方法

ごみ排出量の推計は、図 51 に示すフローに基づいて行った。

家庭系収集ごみについては、1 人 1 日平均排出量（原単位）に人口推計値を乗じることで算出した。また、家庭系直接搬入ごみと事業系ごみについては、1 日平均排出量（1 日量）を推計した。なお、排出量が少なく、原単位もしくは 1 日量が 0.00 を下回る場合は、年間量の推移を用いて推計した。



家庭系収集ごみ：原単位＝1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）
 ＝年間排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷365(日)×10⁶

家庭系直接搬入ごみ・事業系ごみ：1 日量＝1 日平均排出量（t/日）
 ＝年間排出量(t/年)÷365(日)

図 51 ごみ排出量推計方法

(2) 原単位、1 日量推計

ごみ量の推計において、ごみ種類別原単位、1 日量の推計方法には、基本的に各種推計式の推計結果を用いる方法、現況固定（H29 年度の数値で固定）、過去 5 年間の平均値で固定の 3 とおりを設定した。

推計方法は、実績値と各種推計式の推計結果を比較して、現実的な推計値となる方法を採用した。設定方法は表 56～表 59 のとおりである。

○現況固定

- ① 過去 3 年間以上横ばいに推移しているとき。
- ② 過去 3 年間以上ばらつきがあるが、概ね横ばいに推移しているとき。
- ③ 過去 10 年間の推移と近年の推移を比較し、近年の増加または減少の割合が緩やかであるとき。
- ④ 全国的にみて、近年の推移が横ばいであるとき、本町も全国的な傾向に則とする。
- ⑤ 10 年前と比較して増加または減少が著しく、今後も同様の傾向が継続すると考えにくいとき。

○過去 5 年間の平均値での固定

過去 5 年間大きくばらつきがあるが、増加または減少の傾向がないとき。

○各種推計式

過去の傾向と将来推計に相関がみられるとき。

表 56 ごみ種類ごとの原単位推計値設定（家庭ごみ）（1/2）

項目		実績	推計方法
可燃ごみ	収集ごみ	過去 10 年間に於いて緩やかに減少しているが、近年は減少の傾向が緩やかである。	<u>現況固定</u> とする。
	住民持込み	過去 4 年間は横ばいである。	<u>現況固定</u> とする。
大型ごみ	収集ごみ	近年増加傾向である。	<u>現況固定</u> とする。（全国的にみて家具出荷額や自転車販売台数は横ばいである。）
	住民持込み	H28～H29 年度に於いて、減少幅が小さくなっている。	<u>現況固定</u> とする。
埋立ごみ	収集ごみ	過去 5 年間に於いて、ばらつきがある。	<u>過去 5 年間の平均で固定</u> する。
	住民持込み	ばらつきがあるが、H28～H29 は、概ね横ばいに推移している。	<u>現況固定</u> とする。

表 57 ごみ種類ごとの原単位推計値設定（家庭ごみ）（2/2）

項目		実績	推計方法
資源物	収集ごみ	近年減少傾向にあるが、過去 4 年間は減少幅が小さくなっている。	<u>現況固定</u> とする。（全国的にみて、アルミ缶とびん類の資源化率は近年横ばいである。）
	住民持込み	ばらつきがあるが、過去 3 年間において、減少の傾向が緩やかである。	<u>現況固定</u> とする。
有害ごみ	収集ごみ	ばらつきがあるが、過去 2 年間は横ばいに推移している。	<u>現況固定</u> とする。（全国的にみて、有害ごみのひとつである一次電池の販売数売り上げは近年横ばいである。）
	住民持込み	ばらつきがあるが、過去 4 年間は横ばいに推移している。	<u>現況固定</u> とする。

表 58 ごみ種類ごとの 1 日量の推計値設定（事業系ごみ）

項目		実績	推計方法
可燃ごみ	許可業者	過去 3 年間概ね横ばいである。	<u>現況固定</u> とする。
	事業者	H28 で突発的に減少しているが、過去 5 年間は概ね横ばいである。	<u>現況固定</u> とする。
大型ごみ	許可業者	過去 6 年間は、0.32～0.36 t/日で推移している。	<u>現況固定</u> とする。
	事業者	H29 で突発的に減少しているが、H25～H28 を見ると一定の傾向で減少している。	H29 年度は突発的に 1 日量が減っているため、今後は H28 年度の 1 日量で横ばいに推移すると予想して、 <u>H28 の 1 日量で固定</u> する。
資源物	事業者	過去 9 年間は概ね横ばいである。	<u>現況固定</u> とする。

表 59 ごみ種類ごとの 1 日量の推計値設定（環境美化ごみ）

項目		実績	推計方法
可燃ごみ	許可業者	近年減少傾向にあるが、過去 4 年間は減少幅が小さくなっている。	環境美化ごみの量は清掃回数によって変動する。今後も、同様の頻度で清掃を行うものとして、 <u>現況固定</u> とする。
	事業者	近年減少傾向にあるが、過去 6 年間は減少幅が小さくなっている。	
埋立ごみ	事業者	過去 7 年間減少傾向にある。	環境美化ごみの量は清掃回数によって変動する。今後も、同様の頻度で清掃を行うものとして、 <u>現況固定</u> とする。
資源物	事業者	過去 6 年間は概ね横ばいである。	環境美化ごみの量は清掃回数によって変動する。今後も、同様の頻度で清掃を行うものとして、 <u>現況固定</u> とする。

(3) ごみ排出量の推計結果（現状推移）

現状推移した場合の本町のごみ排出量の推計結果は以下に示すとおりとする。

表 60 人口及びごみ排出量推計表（現状推移）（1/2）

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度			
		H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
行政区域内人口（住民基本台帳、外国人人口含む）				人	29,026	29,047	29,011	28,908	28,780	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188		
家庭ごみ	可燃ごみ	収集ごみ	(t/年)	5,510	5,268	5,159	5,152	4,776	4,715	4,766	4,742	4,639	4,644	4,547	4,544	4,542	4,504	4,465	4,427	4,389	4,351	4,314	4,276	4,239			
			(t/日)	15.10	14.43	14.13	14.12	13.08	12.92	13.06	12.99	12.71	12.72	12.46	12.45	12.44	12.34	12.23	12.13	12.02	11.92	11.82	11.72	11.61			
			(g/人・日)	520.1	496.9	487.2	488.3	454.7	448.1	448.4	443.9	428.9	426.1	426.5	426.4	426.5	426.6	426.6	426.7	426.8	426.9	427.0	427.0	427.0	427.2		
			(t/年)	5,348	5,195	5,049	5,031	4,667	4,609	4,666	4,642	4,541	4,547	4,448	4,445	4,443	4,405	4,366	4,328	4,290	4,252	4,215	4,177	4,140	4,103		
			(t/日)	14.65	14.23	13.83	13.78	12.79	12.63	12.78	12.72	12.44	12.46	12.19	12.18	12.17	12.07	11.96	11.86	11.75	11.65	11.55	11.45	11.34	11.24		
			(g/人・日)	504.8	490.0	476.8	476.8	444.3	438.0	439.0	434.6	419.8	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	417.2	
		直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			(t/年)	5,348	5,195	5,049	5,031	4,667	4,609	4,666	4,642	4,541	4,547	4,448	4,445	4,443	4,405	4,366	4,328	4,290	4,252	4,215	4,177	4,140	4,103	4,066	
			(t/日)	14.65	14.23	13.83	13.78	12.79	12.63	12.78	12.72	12.44	12.46	12.19	12.18	12.17	12.07	11.96	11.86	11.75	11.65	11.55	11.44	11.34	11.24	11.14	
			(t/年)	162	73	110	121	109	106	100	100	98	97	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
			(t/日)	0.44	0.20	0.30	0.33	0.30	0.29	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	
		大型ごみ	収集ごみ	(t/年)	353	366	347	369	393	406	398	402	426	476	465	465	465	461	458	454	451	447	444	441	437	433	
				(t/日)	0.97	1.00	0.95	1.01	1.08	1.11	1.09	1.10	1.17	1.30	1.27	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.24	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	
				(g/人・日)	33.3	34.5	32.8	35.0	37.4	38.6	37.4	37.6	39.4	43.7	43.6	43.6	43.7	43.7	43.8	43.8	43.9	43.9	43.9	44.0	44.0	44.0	44.0
				(t/年)	261	254	250	263	273	283	280	334	368	420	410	410	410	406	403	399	396	392	389	386	382	378	
				(t/日)	0.72	0.70	0.68	0.72	0.75	0.78	0.77	0.92	1.01	1.15	1.12	1.12	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	
				(g/人・日)	24.6	24.0	23.6	24.9	26.0	26.9	26.3	31.3	34.0	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
			直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	(t/年)			261	254	250	263	273	283	280	334	368	420	410	410	410	406	403	399	396	392	389	386	382	378	374	
	(t/日)			0.72	0.70	0.68	0.72	0.75	0.78	0.77	0.92	1.01	1.15	1.12	1.12	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03		
	(t/年)			92	112	97	106	120	123	118	68	58	56	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	
	(t/日)			0.25	0.31	0.27	0.29	0.33	0.34	0.32	0.19	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
	埋立ごみ		収集ごみ	(t/年)	146	138	116	109	121	124	103	105	97	102	104	104	104	103	102	102	101	100	100	99	98	97	
				(t/日)	0.40	0.38	0.32	0.30	0.33	0.34	0.28	0.29	0.27	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	
				(g/人・日)	13.8	13.0	11.0	10.3	11.5	11.8	9.7	9.8	9.0	9.4	9.8	9.8	9.8	9.8	9.7	9.8	9.8	9.8	9.9	9.9	9.9	9.9	
				(t/年)	114	99	83	73	89	92	76	77	71	76	78	78	78	77	76	76	75	74	74	73	72	71	
				(t/日)	0.31	0.27	0.23	0.20	0.24	0.25	0.21	0.21	0.19	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
				(g/人・日)	10.8	9.3	7.8	6.9	8.5	8.7	7.2	7.2	6.6	7.0	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
			直営収集	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		(t/年)		114	99	83	73	89	92	76	77	71	76	78	78	78	77	76	76	75	74	74	73	72	71	70	
		(t/日)		0.31	0.27	0.23	0.20	0.24	0.25	0.21	0.21	0.19	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20		
		(t/年)		32	39	33	36	32	32	27	28	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26		
		(t/日)		0.09	0.11	0.09	0.10	0.09	0.09	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07		
		資源物	収集ごみ	(t/年)	1,160	1,204	1,084	1,125	1,131	1,210	1,033	1,025	987	946	927	926	926	919	912	905	898	891	884	877	870	863	
				(t/日)	3.18	3.30	2.97	3.08	3.10	3.32	2.83	2.81	2.70	2.59	2.54	2.54	2.52	2.50	2.48	2.46	2.44	2.42	2.40	2.38	2.36		
				(g/人・日)	109.5	113.6	102.4	106.6	107.7	115.0	97.2	96.0	91.2	86.8	86.9	86.9	87.0	87.1	87.2	87.3	87.4	87.5	87.6	87.7	87.8	87.9	
				(t/年)	1,030	1,046	977	968	992	1,079	916	906	872	835	817	816	816	809	802	795	788	781	774	767	760	753	
				(t/日)	2.82	2.87	2.68	2.65	2.72	2.96	2.51	2.48	2.39	2.24	2.24	2.24	2.22	2.20	2.18	2.16	2.14	2.12	2.10	2.08	2.06	2.04	
				(g/人・日)	97.2	98.7	92.3	91.7	94.4	102.5	86.2	84.8	80.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	76.6	
			直営収集	(t/年)	164	181	157	161	141	162	135	142	138	130	127	127	127	126	125	124	123	122	121	119	118	117	
				(t/日)	0.45	0.50	0.43	0.44	0.39	0.44	0.37	0.39	0.38	0.36	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33	0.32	0.31		
	(t/年)			866	865	820	807	851	917	781	734	705	690	689	689	689	683	677	671	665	659	653	648	642	636		
	(t/日)			2.37	2.37	2.25	2.21	2.33	2.51	2.14	2.09	2.01	1.93	1.89	1.89	1.89	1.87	1.85	1.84	1.82	1.81	1.79	1.78	1.76	1.75		
	(t/年)			130	158	107	157	139	131	117	119	115	111	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110		
	(t/日)			0.36	0.43	0.29	0.43	0.38	0.36	0.32	0.33	0.32	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
	有害ごみ		収集ごみ	(t/年)	10	10	10	10	9	8	16	15	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
				(t/日)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.04	0.04	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
(g/人・日)				0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	1.5	1.4	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
(t/年)				7	6	7	7	7	7	14	13	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
(t/日)				0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
(g/人・日)				0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	1.3	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
直営収集			(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		(t/年)	7	6	7	7	7	7	14	13	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		(t/日)	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02														

表 61 人口及びごみ排出量推計表（現状推移）（2/2）

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
				H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行政区域内人口（住民基本台帳、外国人人口含む）			人	29,026	29,047	29,011	28,908	28,780	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188
事業ごみ	可燃ごみ		(t/年)	3,332	3,476	3,207	3,252	3,094	3,084	3,055	3,118	3,100	3,127	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128	3,128
			(t/日)	9.13	9.52	8.79	8.91	8.48	8.45	8.37	8.54	8.49	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57	8.57
		許可業者	(t/年)	3,204	3,397	3,106	3,140	3,038	3,022	2,986	3,059	3,069	3,068	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070	3,070
			(t/日)	8.78	9.31	8.51	8.60	8.32	8.28	8.18	8.38	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41	8.41
		事業者	(t/年)	128	79	101	112	56	62	69	59	31	59	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
			(t/日)	0.35	0.22	0.28	0.31	0.15	0.17	0.19	0.16	0.08	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
	大型ごみ		(t/年)	137	110	122	130	181	188	198	174	173	156	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
			(t/日)	0.38	0.30	0.33	0.36	0.50	0.52	0.54	0.48	0.47	0.43	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
		許可業者	(t/年)	53	38	52	55	119	116	132	117	117	129	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
			(t/日)	0.15	0.10	0.14	0.15	0.33	0.32	0.36	0.32	0.32	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35
		事業者	(t/年)	84	72	70	75	62	72	66	57	56	27	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
			(t/日)	0.23	0.20	0.19	0.21	0.17	0.20	0.18	0.16	0.15	0.07	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
	資源物		(t/年)	16	9	6	6	6	6	6	5	5	6	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
			(t/日)	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		事業者	(t/年)	16	9	6	6	6	6	6	5	5	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			(t/日)	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	合 計		(t/年)	3,485	3,595	3,335	3,388	3,281	3,278	3,259	3,297	3,278	3,289	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00	3,318.00
			(t/日)	9.55	9.85	9.14	9.28	8.99	8.98	8.93	9.03	8.98	9.01	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09	9.09

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
				H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行政区域内人口（住民基本台帳、外国人人口含む）			人	29,026	29,047	29,011	28,908	28,780	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188
環境美化ごみ	可燃ごみ		(t/年)	224	163	204	201	137	158	153	120	124	103	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
			(t/日)	0.61	0.45	0.56	0.55	0.38	0.43	0.42	0.33	0.34	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28
		許可業者	(t/年)	121	0	114	112	73	93	80	67	70	54	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
			(t/日)	0.33	0.00	0.31	0.31	0.20	0.25	0.22	0.18	0.19	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
		事業者	(t/年)	103	163	90	89	64	65	73	53	54	49	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
			(t/日)	0.28	0.45	0.25	0.24	0.18	0.18	0.20	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
	埋立ごみ		(t/年)	25	26	27	29	17	20	20	14	12	8	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
			(t/日)	0.07	0.07	0.07	0.08	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		事業者	(t/年)	25	26	27	29	17	20	20	14	12	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			(t/日)	0.07	0.07	0.07	0.08	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	資源物		(t/年)	51	52	25	27	18	17	17	10	13	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
			(t/日)	0.14	0.14	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		事業者	(t/年)	51	52	25	27	18	17	17	10	13	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
			(t/日)	0.14	0.14	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	合 計		(t/年)	300	241	256	257	172	195	190	144	149	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
			(t/日)	0.82	0.66	0.70	0.70	0.47	0.53	0.52	0.39	0.41	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
				H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ごみ総排出量			(t/年)	10,964	10,822	10,307	10,410	9,883	9,936	9,765	9,730	9,585	9,590	9,495	9,491	9,489	9,439	9,389	9,340	9,291	9,241	9,194	9,145	9,096

（４）目標達成時のごみ排出量の予測

ごみの減量化・資源化の目標設定は、図 52 に示すフローに基づいて行った。

なお、目標設定については、本計画に示す施策を実施することによる効果を見込むものとした。

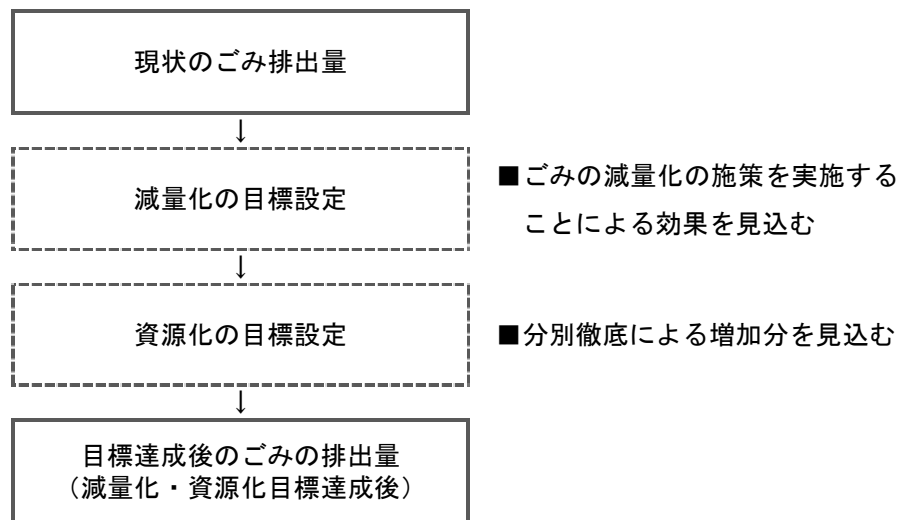


図 52 ごみ減量化・資源化の目標設定フロー

① 減量化・資源化の目標の設定について

ごみの減量化・資源化の目標設定については、既計画に加え、国や県の目標値を考慮するものとする。本計画の減量化目標は、本町のごみ排出量推移と比較して、計画期間や減量化量として設定することが実現可能と考えられる「第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日）」の目標値である「平成37年度のごみ排出量原単位を850g/人日」に基づき設定する。本計画の初年度（平成31年度）から6年の期間で、ごみ総排出量原単位を約3.4%削減することで達成できる数値であり、実現可能と想定される

その他の上位計画である国の「廃棄物の減量他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値や、広島県の「第4次広島県廃棄物処理計画」の目標値については、本町の実績値や本計画の計画期間に適さないことから採用しない。

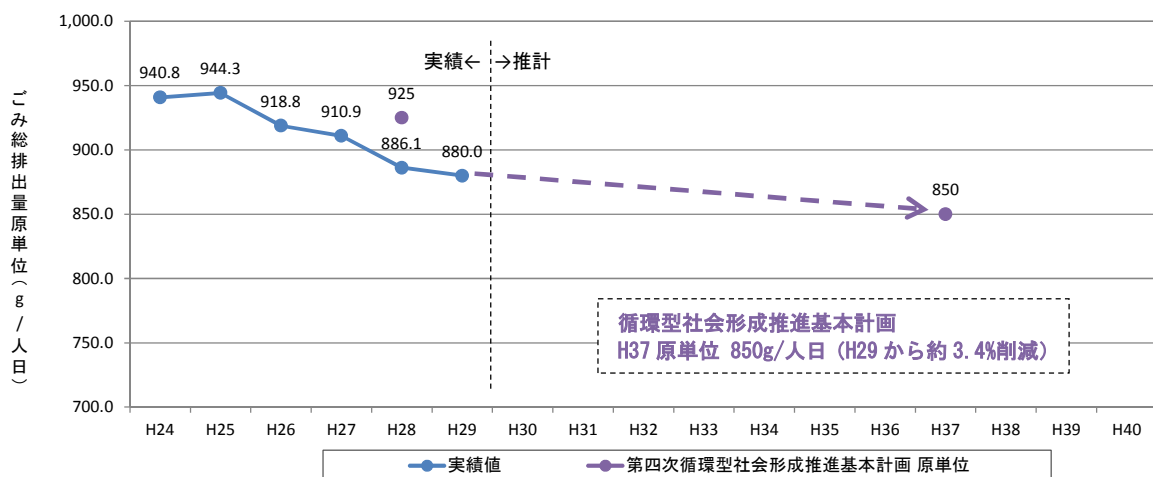


図 53 本町のごみ総排出量原単位の推移と上位計画の目標値（採用）

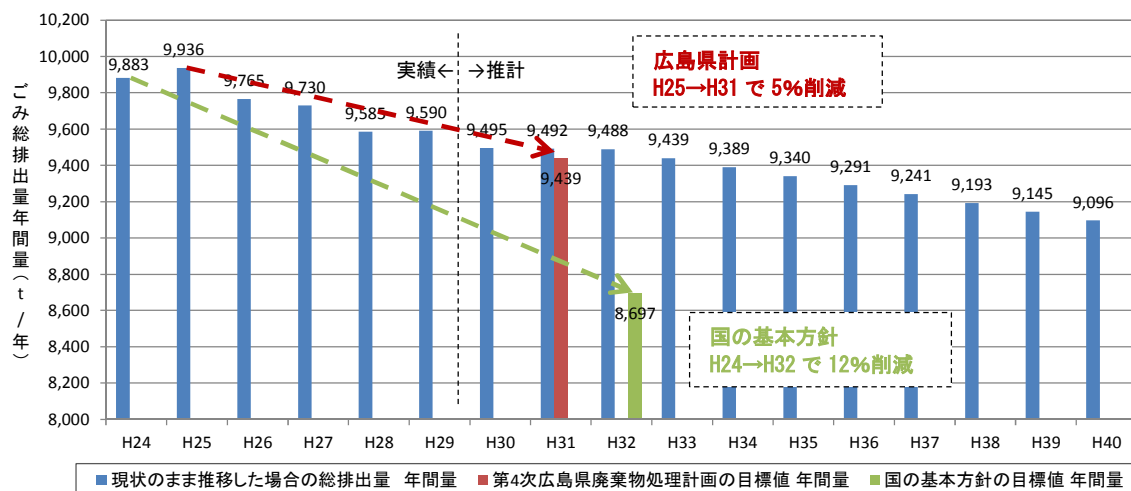


図 54 本町のごみ総排出量の推移と上位計画の目標値（不採用）

② 減量化・資源化目標の数値設定

減量化・資源化目標を達成した場合のごみ総排出量の推移を図 55 に示す。減量化・資源化目標を達成した場合の総排出量は、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日）」の目標値に基づき、平成 37 年度の原単位を 850g/人日とする。平成 30 年度から平成 36 年度は、直線補間とし、平成 38 年度以降は、原単位 850g/人日を維持するものとする。よって、減量化・資源化達成後のごみ総排出量は、平成 29 年度から平成 40 年度にかけて 12%削減となる。

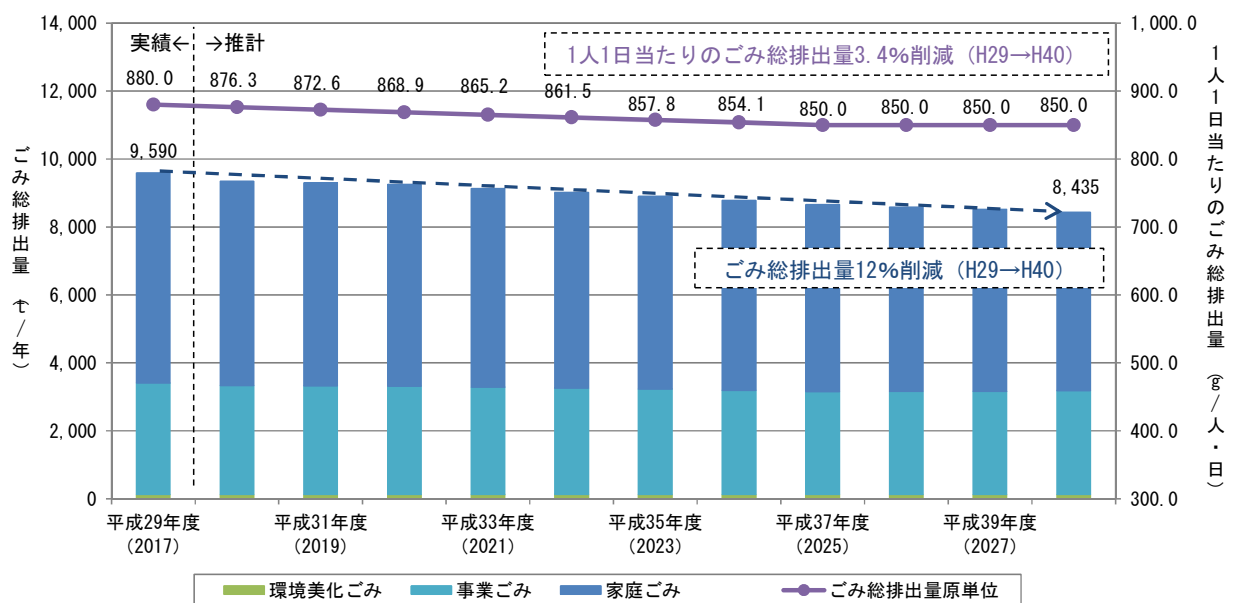


図 55 減量化・資源化目標を達成した場合のごみ総排出量の推移

ごみ種類ごとの排出量推移を表 62 に示す。可燃ごみと資源ごみの目標値は、各施策の実施効果（目標達成後）を見込む。その他のごみ種類は、（現状推移）すると設定する。

表 62 ごみ種類ごとの排出量推移（目標達成後）

年 度			平成 29 年度 (2017)	平成 40 年度 (2028)		(目標達成後) の考え方
			(実績値)	(推計値)		
				(現状推移)	(目標達成後)	
人口		(人)	29,857	27,188	27,188	—
家庭ごみ	可燃ごみ	(t/年)	4,644	4,140	3,721	—
		(g/人・日)	426.1	417.2	375.0	(実績値) の 1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみを約 12%削減
	大型ごみ	(t/年)	476	437	437	(現状推移) とする
		(g/人・日)	43.7	44.0	44.0	
	埋立ごみ	(t/年)	102	98	98	(現状推移) とする
		(g/人・日)	9.4	9.9	9.9	—
	資源物	(t/年)	946	870	988	—
		(g/人・日)	86.8	87.7	99.6	(実績値) の 1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみ約 3%相当分を増加
	有害ごみ	(t/年)	9	10	10	(現状推移) とする
		(g/人・日)	0.8	1.0	1.0	—
合 計		(t/年)	6,177	5,654	5,254	—
事業ごみ	可燃ごみ	(t/年)	3,127	3,128	2,775	—
		(t/日)	8.57	8.57	7.59	(実績値) の 1 日量を約 11%削減
	大型ごみ	(t/年)	156	183	183	(現状推移) とする
		(t/日)	0.43	0.50	0.50	
	資源物	(t/年)	6	7	102	—
		(t/日)	0.02	0.02	0.28	(実績値) の事業系可燃ごみ 1 日量の約 3%相当分を増加
合 計		(t/年)	3,289	3,318	3,057	—
環境美化ごみ	可燃ごみ	(t/年)	103	102	102	(現状推移) とする
		(t/日)	0.28	0.28	0.28	—
	埋立ごみ	(t/年)	8	7	7	(現状推移) とする
		(t/日)	0.02	0.02	0.02	—
	資源物	(t/年)	13	15	15	(現状推移) とする
		(t/日)	0.04	0.04	0.04	—
合 計		(t/年)	124	124	124	—
総排出量		(t/年)	9,590	9,096	8,435	実績値の総排出量 12%削減
		(g/人・日)	880.0	916.6	850.0	(実績値) の 1 人 1 日当たりの総排出量 3.4%削減

① 可燃ごみ減量化のために実施する施策の効果

可燃ごみ減量化の施策内容と減量効果の見込みは、以下に示すとおりである。

減量化の施策内容は、ごみ組成調査（平成 30 年 8 月 9～10 日実施）により確認された課題の解決を目的として設定する。

減量効果は、減量化対象物（可燃ごみ組成割合（表 47））に施策協力率※を乗じること
で推定した。現在のごみ排出状況に合わせて適切に施策を推進し、「可燃ごみの約 12%削減」を達成することを目標とする。

【施策の減量効果】

○水切り等や堆肥化による生ごみの減量化

生ごみの割合 29.3 %×施策協力率 28.2%… ① =8.3%

○手つかず食品（食品ロス）の減量化

手つかず食品の割合 6.0%×施策協力率 28.2%… ① =1.7%

○紙製容器包装の減量化

紙製容器包装の割合 4.4%×施策協力率 26.1%… ② =1.1%

○プラスチック製容器包装の減量化

プラスチック製容器包装の割合 12.6%×施策協力率 26.0%…③ =3.3%

合計 8.3%+1.7%+1.1%+3.3% = 14.4 %

※環境問題に関する世論調査

平成 24 年度に内閣府により行われた、「環境問題に関する世論調査」によると、「ごみを少なくするためにやっていること」という質問において、全 16 項目のうち上記施策と関係のある項目を選択した人の割合（複数回答）は以下の通りである。

- 食べ残しをしない、買いすぎや作りすぎをしない等、食品を捨てないようにする。 55.8%
- レジ袋をもらわない。簡易包装を店に求める。 59.1%
- 詰め替え製品を使う。 59.2%

※施策協力率

施策協力率とは、「現在は取組んでないと回答したひと」が施策によって、「今後は取組む可能性のあるひと」となる割合のことであり、「環境問題に関する世論調査」の結果を基に、以下の通り設定する。

（施策を行っているとは回答しなかった人の割合（現在は取組んでない））×世論調査回収率＝施策協力率

○水切り等や堆肥化による生ごみの減量化、手つかず食品（食品ロス）の減量化
(100-55.8) ×世論調査回収率 63.7%=28.2% … ①

○紙製容器包装の減量化
(100-59.1) ×世論調査回収率 63.7%=26.1% … ②

○プラスチック製容器包装の減量化
(100-59.2) ×世論調査回収率 63.7%=26.0% …③

② 分別徹底による資源物増加の見込み量

資源物を増加するには、可燃ごみに含まれる資源化可能物を「資源物」として分別徹底する方法がある。分別徹底による効果のイメージを図 56 に示す。可燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底の効果は、資源化対象物（可燃ごみ組成割合（表 47））に施策協力率*を乗じて、3.0%と想定される。なお、下記の施策だけでなく総合的な取り組みを実施して相乗効果を求めることで、「可燃ごみの約 3%相当分を増加」は達成可能と想定する。

【施策の資源化効果】

○資源化可能物の分別徹底

（新聞 5.3%＋雑誌・広告 5.6%＋紙製容器包装 4.4%＋紙パック 0.6%＋ダンボール 1.0%）×施策協力率 12.9%（①）＝2.2%

白色トレイとペットボトルについては、他の資源可能物と比べて比較的分別が容易であるため、混入率 0%を目指す。よって、施策協力率は 63.7%を目標とする。

（白トレイ 0.2%＋ペットボトル 1.0%）×施策協力率 63.7%（②）＝0.8%

合計 2.2%＋0.8%＝3.0%

※環境問題に関する世論調査

平成 24 年度に内閣府により行われた、「環境問題に関する世論調査」によると、「再使用や再生利用のためにやっていること」という質問において、全 11 項目のうち上記施策と関係のある項目を選択した人の割合（複数回答）は以下の通りである。

- 家庭で出たごみは種類ごとに分別して、定められた場所に出す 83.3%
- 特にない 3.6%

※施策協力率

施策協力率とは、「現在は取組んでないと回答したひと」が施策によって、「今後は取組む可能性のあるひと」となる割合のことであり、「環境問題に関する世論調査」の結果を基に、以下の通り設定する。

（施策を行っているとは回答しなかった人の割合（現在は取組んでない）＋特にないと回答した人の割合）×世論調査回収率＝施策協力率

○資源可能物の分別徹底

{(100-83.3) + 3.6} × 世論調査回収率 63.7% = 12.9% … ①

{100}（分別が容易であることなどを考慮）×世論調査回収率 63.7% = 63.7% … ②

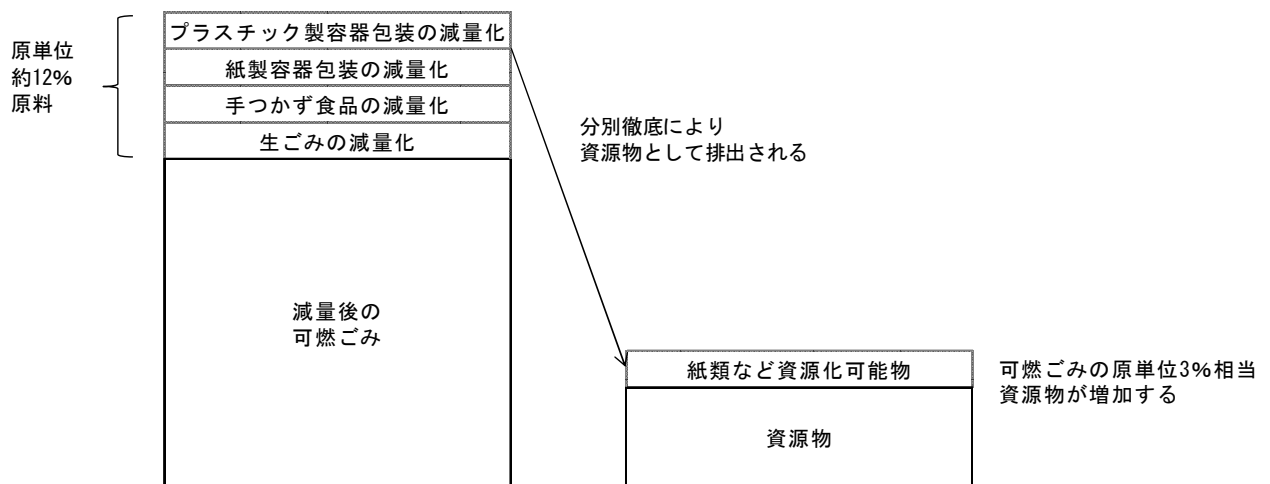


図 56 分別徹底による資源物増加のイメージ

③ ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化目標達成後）

本町の減量化・資源化目標達成後のごみ排出量の推計結果は以下に示すとおりとする。

表 63 人口及びごみ排出量推計表（減量化・資源化目標達成後）（1/2）

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度			
		H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
行政区域内人口（住民基本台帳、外国人人口含む）				人	29,026	29,047	29,011	28,908	28,780	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188		
家庭ごみ	可燃ごみ		(t/年)	5,510	5,268	5,159	5,152	4,776	4,715	4,766	4,742	4,639	4,644	4,494	4,442	4,391	4,304	4,219	4,134	4,051	3,968	3,886	3,806	3,721			
		(t/日)	15.10	14.43	14.13	14.12	13.08	12.92	13.06	12.99	12.71	12.72	12.31	12.17	12.03	11.79	11.56	11.33	11.33	11.10	10.87	10.65	10.43	10.20			
			(g/人・日)	520.10	496.90	487.20	488.30	454.70	448.10	448.40	443.90	428.90	426.10	421.50	416.90	412.30	407.70	403.10	398.50	393.90	389.30	384.70	380.10	375.00	370.00		
			(t/年)	5,348	5,195	5,049	5,031	4,667	4,609	4,666	4,642	4,541	4,547	4,400	4,349	4,299	4,214	4,131	4,048	3,966	3,885	3,805	3,727	3,643	3,559		
			(t/日)	14.65	14.23	13.83	13.78	12.79	12.63	12.78	12.44	12.46	12.44	12.05	11.92	11.78	11.55	11.32	11.09	10.87	10.64	10.42	10.21	9.98	9.75		
			(g/人・日)	504.80	490.00	476.80	476.80	444.30	438.00	439.00	434.60	419.80	417.20	412.70	408.10	403.70	399.10	394.70	390.20	385.70	381.20	376.60	372.20	367.10	362.70		
		直営収集		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
				(g/人・日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		委託収集		(t/年)	5,348	5,195	5,049	5,031	4,667	4,609	4,666	4,642	4,541	4,547	4,400	4,349	4,299	4,214	4,131	4,048	3,966	3,885	3,805	3,727	3,643	3,559	
				(t/日)	14.65	14.23	13.83	13.78	12.79	12.63	12.78	12.44	12.46	12.44	12.05	11.92	11.78	11.55	11.32	11.09	10.87	10.64	10.42	10.21	9.98	9.75	
				(g/人・日)	504.80	490.00	476.80	476.80	444.30	438.00	439.00	434.60	419.80	417.20	412.70	408.10	403.70	399.10	394.70	390.20	385.70	381.20	376.60	372.20	367.10	362.70	
		住民持込		(t/年)	162	73	110	121	109	106	100	100	98	97	94	93	92	90	88	86	85	83	81	79	78	76	
				(t/日)	0.44	0.20	0.30	0.33	0.30	0.29	0.27	0.27	0.27	0.27	0.26	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21		
				(g/人・日)	162	73	110	121	109	106	100	100	98	97	94	93	92	90	88	86	85	83	81	79	78	76	
		大型ごみ		(t/年)	353	366	347	369	393	406	398	402	426	476	465	465	465	461	458	454	451	447	444	441	437	433	
				(t/日)	0.97	1.00	0.95	1.01	1.08	1.11	1.09	1.10	1.17	1.30	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.24	1.22	1.22	1.22	1.21	1.20	1.18	
				(g/人・日)	33.30	34.50	32.80	35.00	37.40	38.60	37.40	37.60	39.40	43.70	43.61	43.64	43.67	43.67	43.76	43.76	43.86	43.86	43.95	44.04	44.04	44.04	44.04
			収集ごみ		(t/年)	261	254	250	263	273	283	280	334	368	420	410	410	410	406	403	399	396	392	389	386	382	378
					(t/日)	0.72	0.70	0.68	0.72	0.75	0.78	0.77	0.92	1.01	1.15	1.12	1.12	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.05
					(g/人・日)	24.60	24.00	23.60	24.90	26.00	26.90	26.30	31.30	34.00	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50
	直営収集			(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
				(g/人・日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	委託収集			(t/年)	261	254	250	263	273	283	280	334	368	420	410	410	410	406	403	399	396	392	389	386	382	378	
				(t/日)	0.72	0.70	0.68	0.72	0.75	0.78	0.77	0.92	1.01	1.15	1.12	1.12	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05	1.05	1.05	
				(g/人・日)	24.60	24.00	23.60	24.90	26.00	26.90	26.30	31.30	34.00	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50	38.50
	住民持込			(t/年)	92.00	112.00	97.00	106.00	120.00	123.00	118.00	68.00	58.00	56.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	
				(t/日)	0.25	0.31	0.27	0.29	0.33	0.34	0.32	0.19	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
				(g/人・日)	146	138	116	109	121	124	103	105	97	102	104	104	104	103	102	102	101	100	100	99	98	98	
	埋立ごみ			(t/日)	0.40	0.38	0.32	0.30	0.33	0.34	0.28	0.29	0.27	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	
				(g/人・日)	13.80	13.00	11.00	10.30	11.50	11.80	9.70	9.80	9.00	9.40	9.75	9.76	9.77	9.76	9.75	9.83	9.82	9.81	9.90	9.89	9.88	9.88	
			収集ごみ		(t/年)	114	99	83	73	89	92	76	77	71	76	78	78	78	77	76	76	75	74	74	73	72	72
					(t/日)	0.31	0.27	0.23	0.20	0.24	0.25	0.21	0.21	0.19	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
					(g/人・日)	10.80	9.30	7.80	6.90	8.50	8.70	7.20	7.20	6.60	7.00	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30
			直営収集		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
				(g/人・日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		委託収集		(t/年)	114	99	83	73	89	92	76	77	71	76	78	78	78	77	76	76	75	74	74	73	72	72	
				(t/日)	0.31	0.27	0.23	0.20	0.24	0.25	0.21	0.21	0.19	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
				(g/人・日)	10.80	9.30	7.80	6.90	8.50	8.70	7.20	7.20	6.60	7.00	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30
		住民持込		(t/年)	32	39	33	36	32	32	27	28	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
				(t/日)	0.09	0.11	0.09	0.10	0.09	0.09	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	
				(g/人・日)	1,160	1,204	1,084	1,125	1,131	1,210	1,033	1,025	987	946	938	950	963	967	971	975	979	982	986	989	988	988	
		資源物		(t/日)	3.18	3.30	2.97	3.08	3.10	3.32	2.83	2.81	2.70	2.59	2.57	2.60	2.64	2.65	2.66	2.67	2.68	2.69	2.70	2.71	2.71	2.71	
				(g/人・日)	109.50	113.60	102.40	106.60	107.70	115.00	97.20	96.00	91.20	86.80	88.00	89.20	90.40	91.60	92.80	94.00	95.20	96.40	97.60	98.80	99.60	99.60	
			収集ごみ		(t/年)	1,030	1,046	977	968	992	1,079	916	872	835	828	839	850	854	857	861	864	867	870	873	872	872	872
					(t/日)	2.82	2.87	2.68	2.65	2.72	2.96	2.51	2.48	2.39	2.29	2.27	2.30	2.33	2.34	2.35	2.36	2.37	2.38	2.38	2.39	2.39	2.39
					(g/人・日)	97.20	98.70	92.30	91.70	94.40	102.50	86.20	84.80	80.60	76.60	77.70	78.70	79.80	80.90	81.90	83.00	84.00	85.10	86.10	87.20	87.90	87.90
			直営収集		(t/年)	164	181	157	161	141	162	135	142	138	130	129	131	132	133	133	134	135	135	135	136	136	136
					(t/日)	0.45	0.50	0.43	0.44	0.39	0.44	0.37	0.39	0.38	0.36	0.35	0.36	0.36	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37
	(g/人・日)			866	865	820	807	851	917	781	764	734	705	699	708	718	721	724	727	729	732	735	737	736	736		
委託収集			(t/年)	2.37	2.37	2.25	2.21	2.33	2.51	2.14	2.09	2.01	1.93	1.92	1.94	1.97	1.98	1.98	1.99	2.00	2.01	2.01	2.02	2.02	2.02		
			(t/日)	130	158	107	157	139	131	117	119	115	111	110	111	113	113	114	114	115	115	116	116	116	116		
			(t/日)	0.36	0.43	0.29																					

表 64 人口及びごみ排出量推計表（減量化・資源化目標達成後）（2/2）

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
				H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行政区域内人口（住民基本台帳、外国人人口含む）			人	29,026	29,047	29,011	28,908	28,780	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188
事業ごみ	可燃ごみ		(t/年)	3,332	3,476	3,207	3,252	3,094	3,084	3,055	3,118	3,100	3,127	3,010.0	2,998.0	2,984.0	2,945.0	2,906.0	2,862.0	2,818.0	2,772.0	2,766.0	2,760.0	2,772.0
			(t/日)	9.13	9.52	8.79	8.91	8.48	8.45	8.37	8.54	8.49	8.57	8.25	8.21	8.18	8.07	7.96	7.84	7.72	7.59	7.58	7.56	7.59
		許可業者	(t/年)	3,204	3,397	3,106	3,140	3,038	3,022	2,986	3,059	3,069	3,068	2,953	2,941	2,928	2,889	2,851	2,808	2,765	2,720	2,714	2,708	2,720
			(t/日)	8.78	9.31	8.51	8.60	8.32	8.28	8.18	8.38	8.41	8.41	8.09	8.06	8.02	7.92	7.81	7.69	7.58	7.45	7.44	7.42	7.45
		事業者	(t/年)	128	79	101	112	56	62	69	59	31	59	57	57	56	56	55	54	53	52	52	52	52
			(t/日)	0.35	0.22	0.28	0.31	0.15	0.17	0.19	0.16	0.08	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14
	大型ごみ		(t/年)	137	110	122	130	181	188	198	174	173	156	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
			(t/日)	0.38	0.30	0.33	0.36	0.50	0.52	0.54	0.48	0.47	0.43	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
		許可業者	(t/年)	53	38	52	55	119	116	132	117	117	129	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
			(t/日)	0.15	0.10	0.14	0.15	0.33	0.32	0.36	0.32	0.32	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35
		事業者	(t/年)	84	72	70	75	62	72	66	57	56	27	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
			(t/日)	0.23	0.20	0.19	0.21	0.17	0.20	0.18	0.16	0.15	0.07	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
	資源物		(t/年)	16	9	6	6	6	6	6	5	5	6	15	22	29	37	44	55	66	77	88	99	102
			(t/日)	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.04	0.06	0.08	0.10	0.12	0.15	0.18	0.21	0.24	0.27	0.28
		許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		事業者	(t/年)	16	9	6	6	6	6	6	5	5	6	15	22	29	37	44	55	66	77	88	99	102
			(t/日)	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.04	0.06	0.08	0.10	0.12	0.15	0.18	0.21	0.24	0.27	0.28
	合 計		(t/年)	3,485	3,595	3,335	3,388	3,281	3,278	3,259	3,297	3,278	3,289	3,208	3,203	3,196	3,165	3,133	3,100	3,067	3,032	3,037	3,042	3,057
			(t/日)	9.55	9.85	9.14	9.28	8.99	8.98	8.93	9.03	8.98	9.01	8.79	8.78	8.76	8.67	8.58	8.49	8.40	8.31	8.32	8.33	8.38

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
				H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行政区域内人口（住民基本台帳、外国人人口含む）			人	29,026	29,047	29,011	28,908	28,780	28,828	29,118	29,265	29,636	29,857	29,211	29,193	29,175	28,925	28,674	28,424	28,173	27,923	27,678	27,433	27,188
環境美化ごみ	可燃ごみ		(t/年)	224	163	204	201	137	158	153	120	124	103	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
			(t/日)	0.61	0.45	0.56	0.55	0.38	0.43	0.42	0.33	0.34	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28
		許可業者	(t/年)	121	0	114	112	73	93	80	67	70	54	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
			(t/日)	0.33	0.00	0.31	0.31	0.20	0.25	0.22	0.18	0.19	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
		事業者	(t/年)	103	163	90	89	64	65	73	53	54	49	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
			(t/日)	0.28	0.45	0.25	0.24	0.18	0.18	0.20	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
	埋立ごみ		(t/年)	25	26	27	29	17	20	20	14	12	8	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
			(t/日)	0.07	0.07	0.07	0.08	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		事業者	(t/年)	25	26	27	29	17	20	20	14	12	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			(t/日)	0.07	0.07	0.07	0.08	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	資源物		(t/年)	51	52	25	27	18	17	17	10	13	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
			(t/日)	0.14	0.14	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		許可業者	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		事業者	(t/年)	51	52	25	27	18	17	17	10	13	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
			(t/日)	0.14	0.14	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	合 計		(t/年)	300	241	256	257	172	195	190	144	149	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
			(t/日)	0.82	0.66	0.70	0.70	0.47	0.53	0.52	0.39	0.41	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34

ごみ種類		年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
				H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ごみ総排出量			(t/年)	10,964	10,822	10,307	10,410	9,883	9,936	9,765	9,730	9,585	9,590	9,343	9,298	9,253	9,134	9,017	8,899	8,783	8,663	8,587	8,511	8,435

(5) 中間処理量、最終処分量、資源化量

① 推計値の計算方法

中間処理量、最終処分量、資源化量の推計値は、今後も同様の処理体制が継続するものとして、平成 29 年度のごみ排出量に対する中間処理量、最終処分量、資源化量の割合等を用いて以下のとおり計算する。

表 65 中間処理量、最終処分量、資源化量の計算方法

		平成 29 年度 (2017)	平成 40 年度 (2028)	計算式
ごみ排出量	可燃ごみ	7,874 (1)	6,598 [1]	
	大型ごみ	632 (2)	620 [2]	
	埋立ごみ	110 (3)	102 [3]	
	資源物	965 (4)	1,105 [4]	
	有害ごみ	9 (5)	10 [5]	
	合計	9,590 (6)	8,435 [6]	
中間処理量	選別・金属類圧縮	718 (7)	822 [7]	$[4] \times (7) \div (4)$
	破碎・選別	546 (8)	561 [8]	$([4]-[7]+[5]) \times (8) \div ((4)-(7)+(5))$
	焼却	8,291 (9)	7,026 [9]	$[1]+[21] \times ((9)-(1)) \div (21)$
最終処分量	埋立	476 (10)	412 [10]	$[3]+[9] \times ((10)-(3)) \div (9)$
資源化量	鉄	23 (11)	26 [11]	$[7] \times (11) \div (7)$
	アルミ	38 (12)	44 [12]	$[7] \times (12) \div (7)$
	小型家電	5 (13)	6 [13]	$[7] \times (13) \div (7)$
	カレット	156 (14)	179 [14]	$[7] \times (14) \div (7)$
	新聞紙 等	459 (15)	525 [15]	$[7]-([11]+[12]+[13]+[14]+[16]+[17]+[18])$
	布類	0 (16)	0 [16]	$[7] \times (16) \div (7)$
	ペットボトル	36 (17)	41 [17]	$[7] \times (17) \div (7)$
	白トレー	1 (18)	1 [18]	$[7] \times (18) \div (7)$
	スラグ	183 (19)	155 [19]	$[9] \times (19) \div (9)$
	溶融飛灰	250 (20)	212 [20]	$[9] \times (20) \div (9)$
	民間業者による資源化	291 (21)	299 [21]	$([4]-(4)+[2]) \times (21) \div ((4)-(7)+(2))$
	合 計	1,442	1,488	$[11]+[12]+[13]+[14]+[15]+[16]+[17]+[18]+[19]+[20]+[21]$

② 中間処理量、最終処分量、資源化量の推計結果

中間処理

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
中間処理量	選別・金属類圧縮	(t/年)	916	915	887	1,019	902	889	804	772	775	718	720	734	749	758	766	778	789	799	810	821	822
	破碎・選別	(t/年)	558	586	575	511	606	691	604	495	511	546	557	560	563	562	562	562	562	562	563	563	561
	焼却	(t/年)	9,380	9,455	8,990	9,047	8,481	8,451	8,539	8,363	8,297	8,291	8,032	7,969	7,907	7,781	7,657	7,526	7,401	7,272	7,184	7,098	7,023

最終処分

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
最終処分量	埋立	(t/年)	472	496	539	500	396	391	430	470	401	476	466	463	460	453	447	441	435	428	424	419	415

処理内訳

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
資源化科料	鉄	(t/年)	39	36	35	33	31	28	28	23	24	23	23	24	24	24	25	25	25	26	26	26	26
	アルミ	(t/年)	44	42	42	42	41	39	42	38	41	38	38	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44
	小型家電	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6
	カレット	(t/年)	182	184	179	175	174	148	170	170	146	156	156	159	163	165	166	169	171	174	176	178	179
	新聞紙 等	(t/年)	609	611	590	730	515	533	526	507	520	459	366	372	379	385	389	395	401	404	410	417	416
	布類	(t/年)	102	100	98	115	103	100	59	58	109	95	95	97	99	100	101	103	104	106	107	109	109
	ペットボトル	(t/年)	42	42	41	38	37	40	37	33	39	36	36	37	38	38	38	39	40	40	41	41	41
	白トレー	(t/年)	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	スラグ	(t/年)	258	258	179	212	250	201	223	210	183	121	117	116	115	114	112	110	108	106	105	104	102
	溶融飛灰	(t/年)	280	287	277	276	258	247	257	252	250	241	233	232	230	226	223	219	215	211	209	206	204
	民間業者による資源化	(t/年)	487	278	277	196	351	444	283	325	296	291	297	298	300	300	300	299	300	300	300	300	299
合 計		(t/年)	2,043	1,838	1,718	1,818	1,761	1,781	1,626	1,617	1,613	1,466	1,367	1,380	1,394	1,398	1,401	1,406	1,412	1,416	1,424	1,431	1,427
資源化率		(%)	18.6	17.0	16.7	17.5	17.8	17.9	16.7	16.6	16.8	15.3	14.6	14.8	15.1	15.3	15.5	15.8	16.1	16.3	16.6	16.8	16.9